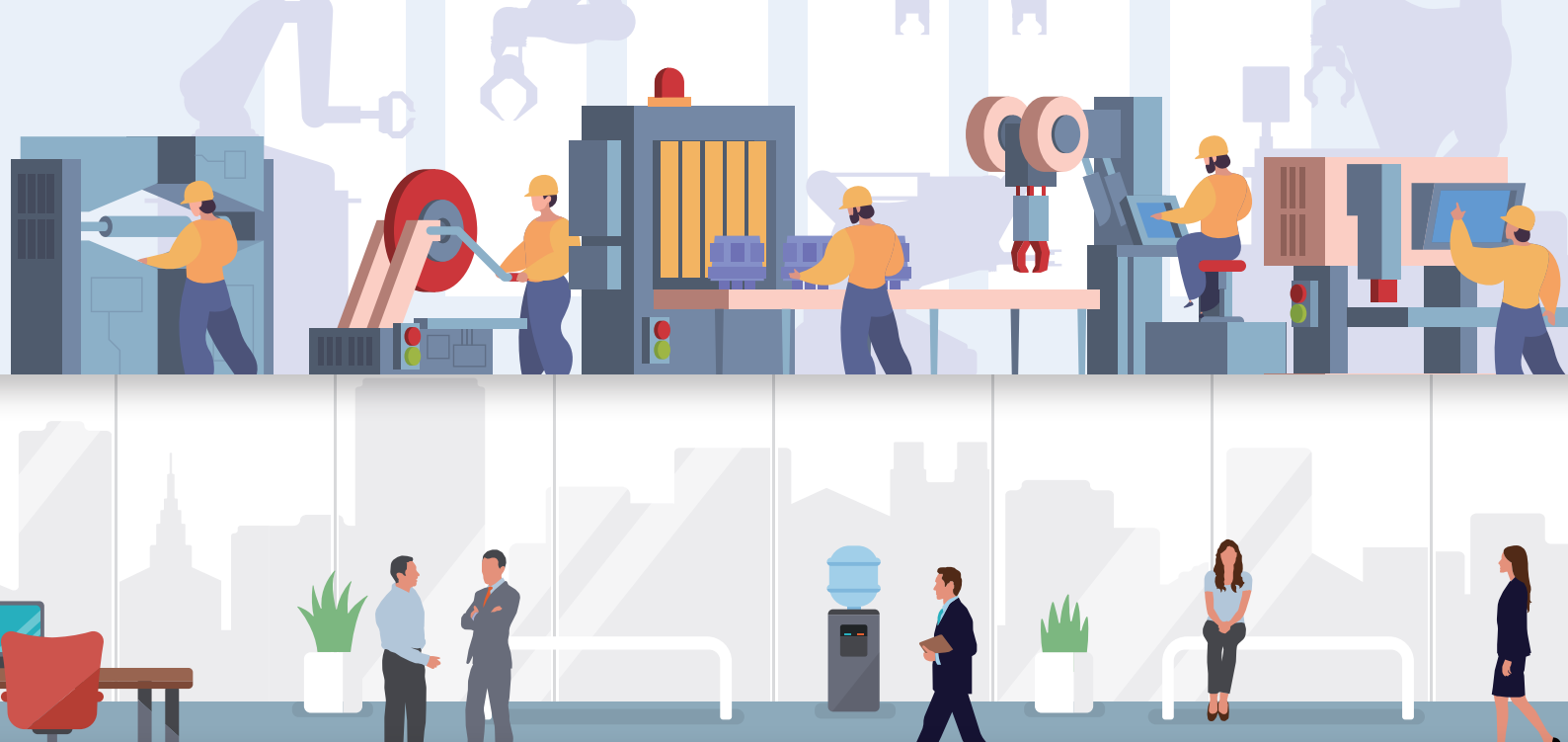
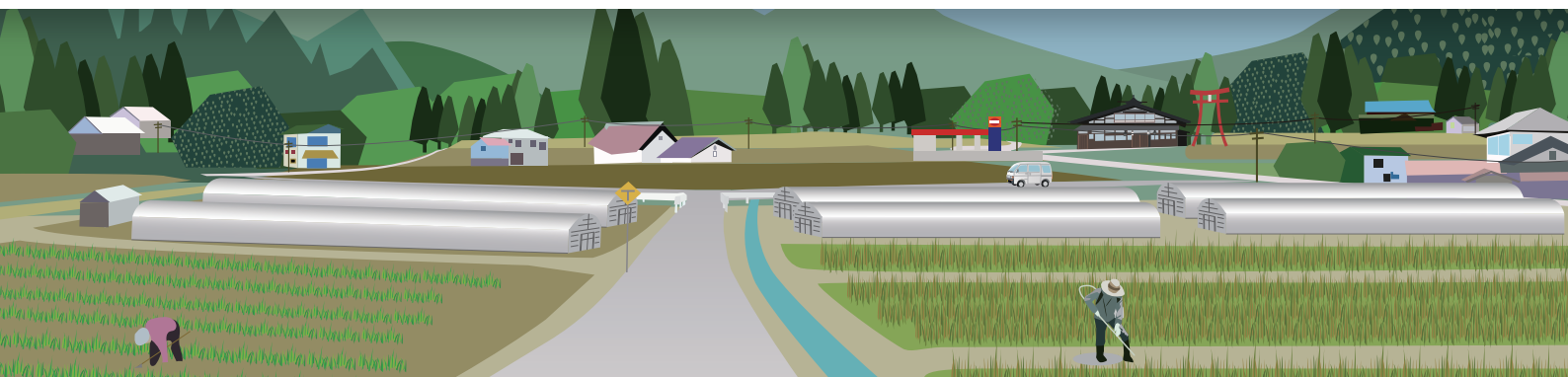




# 外国人材受入

## のための ガイドブック

2024年10月版



はじめに

福岡県では、令和元年 9 月に外国人材受入を希望する県内企業を対象とした相談窓口を設置し、これまでに多くのご相談を受けてきました。

相談窓口には、外国人材を受け入れるにあたって、「まず何を考えなければいけないのか」、「どのようなことを確認すればいいのか」というお問合せが数多く寄せられています。

そのような外国人材受入の「入口」でのお悩み解消のお手伝いができないかと考え、このガイドブックを作成することになりました。

ガイドブック中の「在留資格について」、「日本で就労する外国人のカテゴリー」、「入社、中途採用、配置転換、退職時の諸手続き」は、外国人を受け入れるにあたって企業の皆様に知っておいていただきたい重要なことを記載しています。

また、分野ごとに多く寄せられた質問については、Q & A 形式でお答えしています。

- ・「募集してもなかなか応募がないから、外国人材の受入も検討したい。」
- ・「どういう外国人材なら当社で雇えるの？」
- ・「この外国人は当社で雇ってもいいの？」
- ・「この外国人にはどのような仕事ならしてもらうことができるの？」
- ・「留学生に、優秀な人材がいるから、当社でも採用したい。」

このような疑問を解消し、適切に外国人材を雇用するために、まずはこのガイドブックでチェックしてみましょう。

※当ガイドブックは、全てのケースを網羅しているわけではありません。お悩みのケースがガイドブックだけでは解決できないこともあります。

より個別具体的なお相談については、「福岡県外国人材受入企業相談窓口」へお問合せいただきますようお願いいたします。

|           |                                     |     |
|-----------|-------------------------------------|-----|
| <b>1</b>  | 在留資格について                            | P 2 |
| <b>2</b>  | 日本で就労する外国人のカテゴリー                    | P 7 |
| <b>3</b>  | 入社、中途採用、配置転換、退職時の諸手続き               | P13 |
| <b>4</b>  | 業種別 Q & A                           |     |
|           | 【IT 関連】【自動車運送業・運輸業】                 | P20 |
|           | 【建設業】【製造業】                          | P21 |
|           | 【自動車整備業】【警備業】                       | P22 |
|           | 【清掃業】                               | P23 |
|           | 【宿泊業】【外食業】                          | P24 |
|           | 【介護業】                               | P25 |
|           | 【販売業】                               | P26 |
|           | 【農業】【漁業】【林業】                        | P27 |
|           | 【木材産業】【鉄道】                          | P28 |
| <b>5</b>  | 各在留資格について                           |     |
|           | (1)「技術・人文知識・国際業務」                   | P29 |
|           | (2)「企業内転勤」                          | P32 |
|           | (3)「技能」                             | P34 |
|           | (4)「技能実習」                           | P35 |
|           | (5)「特定活動」                           | P45 |
|           | (6)「資格外活動許可による就労」                   | P52 |
|           | (7)「特定技能」                           | P54 |
| <b>6</b>  | ご相談の多い分野における外国人採用                   |     |
|           | (1)「建設」分野                           | P66 |
|           | (2)「介護」分野                           | P71 |
| <b>7</b>  | 外国人関係相談窓口のご案内                       | P78 |
| <b>参考</b> | 外国人材受入のヒント                          |     |
|           | ① 在留期限は雇用側でも管理の徹底を！                 | P 4 |
|           | ② 外国人との共生社会の実現に向けて                  | P 4 |
|           | ③ 方言や擬音語、俗語などは避けましょう。               | P31 |
|           | ④ 人事評価は、はっきり見える形で！                  | P31 |
|           | ⑤ 住居の手配や行政手続き等は、なるべく同行してあげましょう。     | P36 |
|           | ⑥ 何事も曖昧な表現は避けましょう。                  | P38 |
|           | ⑦ 安全や衛生に関わることは徹底的に理解してもらうこと！        | P38 |
|           | ⑧ 先輩外国人をチームリーダーにしたほうが良い？            | P41 |
|           | ⑨ 日本人従業員も外国語を学ぼう！                   | P42 |
|           | ⑩ 風営法ってなに？                          | P50 |
|           | ⑪ 文化、価値観の違いをお互いに知りましょう。             | P50 |
|           | ⑫ 日本語検定へのチャレンジを応援しましょう。             | P77 |
|           | 巻末付録 高度人材ポイント制とは？                   | P81 |
|           | 留学生への奨学金貸与に関する留意点                   | P83 |
|           | 在留資格「特定活動」や「特定技能」において交付される「指定書」サンプル | P85 |

## 外国人を採用する時にすべきこと

### ① 就いてもらおうと考えている業務をすることができる在留資格があるか？

外国人が日本で暮らすためには、一人に一つの在留資格を持っている必要があります。その在留資格にも、就労ができる在留資格と、原則として就労ができない在留資格があります。更に、就労ができる在留資格にも種類があり、それぞれの在留資格により就労できる範囲が定められています。

外国人を採用するにあたっては、就いてもらおうとする業務をすることができる在留資格があるかどうかの確認が必要です。

### ② その在留資格を得るための基準を満たしているか？

①で就いてもらおうと考えている業務をすることができる在留資格があったとして、次に確認しなければいけないのは、採用しようと考えている外国人がその在留資格を持っているか、あるいは、これからその在留資格へ変更するための申請をするにあたり、外国人本人の学歴や職歴、受入機関がその業務を行うための体制が整っているか、経営状況に問題ないか等、その在留資格を得るための基準を満たしているかどうかの確認が必要です。

### ③ その業務での採用で、十分な仕事量があるか？

①②を確認して、在留資格を得ることができると推測されたとしても、いざ出入国在留管理局へ申請すると不許可だったということがあります。その際が一番多い理由としては、「貴社でその業務を行う人材はそんなに必要ないのでは？」ということです。例えば、一店舗のスーパーに5人もマーケティング担当者が必要か？ 外国人がほとんど来ない店なのに翻訳通訳担当者が必要か？ カウンター5席だけの中華料理店で3名のコックが必要か？ などです。

その業務に十分な仕事量があるかどうかの確認が必要です。

### ④ 専門家や専門機関に相談しましょう！

まずは本ガイドブックで、①②についてチェックをしてみてください。

チェックをしてみて、少し展望が見えたとしても、専門知識がないままにそれを判断して手続きを進めていくことは非常に難しいことです。

「どこか相談できるところはないかな？」といった際には、福岡県外国人材受入企業相談窓口をご活用ください。



# ① 在留資格について

## (1) 出入国管理及び難民認定法

我が国の出入国管理行政の基本法である『出入国管理及び難民認定法(以下「入管法」とする)』は、我が国に出入国する全ての人の公正な管理、外国人の在留手続き、在留資格制度、出入国在留管理庁の役割、不法入国や不法在留に関する罰則等、並びに難民条約及び難民議定書に基づく難民認定制度等を定めた法律です。この法律の所管官庁は、法務省になります。

## (2) 在留カード

在留カードは、新規の上陸許可、在留資格の変更許可や在留期間の更新許可など、在留資格に係る許可の結果として我が国に中長期間在留する者に対して交付されます。したがって、在留カードは、外国人が我が国に中長期間滞在できる在留資格及び在留期間をもって適法に在留する者であることを法務大臣が証明する「証明書」としての性格を有しています。また、上陸許可以外の在留資格に係る許可時に交付される在留カードは、従来の旅券になされる各種許可の証印等に代わって許可の要式行為となるため「許可証」としての性格を有しています。雇用主等が外国人の在留カードを保管することは禁止されており、本人が携帯する義務があります。

**「在留カード」の主な記載内容**

**住居地**  
変更があった場合には裏面に記載されます。

**在留資格**  
在留資格のない方にはカードは交付されません。

**在留期間(満了日)**  
有効期間  
在留カードには有効期間があります。ご確認ください。

**在留カード番号**  
この番号を使ってカードの有効性を調べることができます。

**顔写真**  
在留カードの有効期間の満了日が16歳の誕生日までとなっているカードには写真が表示されません。

**就労制限の有無**  
就労不可

**見本・SAMPLE**

**(カード裏面)**

**住居地を変更したときに、変更後の新しい住居地が記載される欄です。**

**在留期間更新許可申請・在留資格変更許可申請をしたときに、これらの申請中であることが記載される欄です。**

**※ 申請後、更新又は変更の許可がされたときは、新しい在留カードが交付されます。**

**資格外活動許可を受けたときに、許可の内容が記載される欄です。**

在留カードには、氏名、生年月日、性別、国籍・地域、住居地、在留資格、在留期間、就労の可否など、法務大臣が把握する情報の重要部分が記載されていますので、記載事項に変更が生じた場合には変更の届出を義務付けており、常に最新の情報が反映されることになります。また、16歳以上の方には顔写真が表示されます（16歳未満の方については携帯義務はありません）。

### （３） 在留資格とは [5、6 ページ「在留資格一覧表」を参照]

在留資格は、外国人が日本に入国・在留して従事することができる活動、又は入国・在留できる身分や地位について類型化し、法律上明らかにしたもので、日本に在留している外国人にはいずれかの在留資格が付与されています。

在留資格は身分資格と活動資格に分類されています。身分資格は活動内容に制限がありませんのでどんな仕事にも就くことができます。活動資格はさらに就労が可能な在留資格と就労ができない在留資格に分けられます。就労が可能な活動資格といってもどんな仕事でもできるわけではなく、在留資格ごとにできる仕事内容が決められています。

「身分・地位に基づく在留資格」は活動に制限がありませんので、どんな職務にも就くことができます。しかし、「就労が認められる在留資格」はそれぞれ活動内容が定められていますので、その活動内容にあった職務しかできません（このことを「資格該当性」と言います）。

また、「就労の可否は指定される活動によるもの」はパスポートに貼付された指定書に定められており、「就労が認められない在留資格」であっても、資格外活動許可を受けた場合は、一定の範囲内で就労が認められることがあります。

在留資格によっては、その資格ごとに定められた基準省令（法務省が定めた省令のこと）に該当している必要がありますが、基準省令が定められていないものもあります（このことを「基準適合性」と言います）。

すでに日本に在留している外国人については、日本での在留歴があるため、在留期間更新時や在留資格変更時に、その申請について相当な理由があるか否かを過去の在留歴から判断され、在留することが適当と認めるに足る相当の理由があるときに許可されることとなります。



## 外国人材受入のヒント

### ①在留期限は雇用側でも管理の徹底を！

就労できる在留資格には『在留期限』があります。この在留期限を一日でも過ぎてしまうと、オーバーステイとなってしまうので注意が必要です。まだ日本に来て日が浅い外国人は、この在留期限のことをよく分かっていなかったり、忘れてしまったりすることもあります。ぜひ人事担当者も在留期限は把握しておき、在留期限が迫ったら本人に知らせてください（入管庁へは、在留期限のおおむね3か月前から更新申請可能です）。

特に出入国在留管理局や役所の窓口が閉まる年末年始や大型連休前は注意しましょう。また、本人が一時帰国する際や海外出張を命じる際も、「日本を出国中に在留期限が切れると再入国できなくなる」ので要注意です。

※在留期限をはじめ在留カードに記載してある情報は全て『個人情報』です。

取り扱いには十分に注意してください。

### ②外国人との共生社会の実現に向けて

外国人は、単なる労働者ではなく、同じ地域で共に暮らす生活者です。

よく言われることですが、相手国の文化を学び、理解し、尊重することを忘れないようにしましょう。

国によっては、勤務時間中でも宗教上のお祈りの時間が必要であったり、旧正月（春節）で長期の休暇が必要であったりします。お酒を全く飲まなかったり、食べられない物もあります。

「郷に入っては郷に従え」とは日本のことわざですが、相手の文化や宗教まで否定せず、お互いが理解する姿勢で、日本の風習やルールを伝えていきましょう。

## 就労が認められる在留資格（活動制限あり）

| 在留資格         | 該当例                       |
|--------------|---------------------------|
| 外交           | 外国政府の大使、公使等及びその家族         |
| 公用           | 外国政府等の公務に従事する者及びその家族      |
| 教授           | 大学教授等                     |
| 芸術           | 作曲家、画家、作家等                |
| 宗教           | 外国の宗教団体から派遣される宣教師等        |
| 報道           | 外国の報道機関の記者、カメラマン等         |
| 高度専門職        | ポイント制による高度人材              |
| 経営・管理        | 企業等の経営者、管理者等              |
| 法律・会計業務      | 弁護士、公認会計士等                |
| 医療           | 医師、歯科医師、看護師等              |
| 研究           | 政府関係機関や企業等の研究者等           |
| 教育           | 高等学校、中学校等の語学教師等           |
| 技術・人文知識・国際業務 | 機械工学等の技術者等、通訳、デザイナー、語学講師等 |
| 企業内転勤        | 外国の事務所からの転勤者              |
| 介護           | 介護福祉士                     |
| 興行           | 俳優、歌手、プロスポーツ選手等           |
| 技能           | 外国料理の調理師、スポーツ指導者等         |
| 特定技能         | 特定産業分野（注１）の各業務従事者         |
| 技能実習         | 技能実習生                     |

（注１）介護、ビルクリーニング、工業製品製造業、建設、造船・舶用工業、自動車整備、航空、宿泊、自動車運送業、鉄道、農業、漁業、飲食料品製造業、外食業、林業、木材産業（令和６年３月２９日閣議決定）

### 身分・地位に基づく在留資格（活動制限なし）

| 在留資格     | 該当例                               |
|----------|-----------------------------------|
| 永住者      | 永住許可を受けた者                         |
| 日本人の配偶者等 | 日本人の配偶者・実子・特別養子                   |
| 永住者の配偶者等 | 永住者・特別永住者の配偶者、我が国で出生し引き続き在留している実子 |
| 定住者      | 日系3世、外国人配偶者の連れ子等                  |

### 就労の可否は指定される活動によるもの

| 在留資格 | 該当例                   |
|------|-----------------------|
| 特定活動 | 外交官等の家事使用人、ワーキングホリデー等 |

### 就労が認められない在留資格（注2）

| 在留資格 | 該当例                 |
|------|---------------------|
| 文化活動 | 日本文化の研究者等           |
| 短期滞在 | 観光客、会議参加者等          |
| 留学   | 大学、専門学校、日本語学校等の学生   |
| 研修   | 研修生                 |
| 家族滞在 | 就労資格等で在留する外国人の配偶者、子 |

（注2）資格外活動許可を受けた場合は、一定の範囲内で就労が認められる。

## ②

## 日本で就労する外国人のカテゴリー

### (1) 就労目的で在留が認められる者

我が国で働くためには、それぞれの仕事の内容にあった在留資格が必要です。我が国では、就労するための在留資格として、専門的・技術的分野の在留資格を定めています。

#### 「専門的・技術的分野」に該当する主な在留資格

| 在留資格         | 具体例                                           |
|--------------|-----------------------------------------------|
| 教授           | 大学教授等                                         |
| 高度専門職        | ポイント制による高度人材                                  |
| 経営・管理        | 企業等の経営者・管理者                                   |
| 法律・会計業務      | 弁護士、公認会計士等                                    |
| 医療           | 医師、歯科医師、看護師                                   |
| 研究           | 政府関係機関や私企業等の研究者                               |
| 教育           | 中学校・高等学校等の語学教師等                               |
| 技術・人文知識・国際業務 | 機械工学等の技術者、通訳、デザイナー、<br>私企業の語学教師、マーケティング業務従事者等 |
| 企業内転勤        | 外国の事業所からの転勤者                                  |
| 介護           | 介護福祉士                                         |
| 技能           | 外国料理の調理師、スポーツ指導者、航空機の操縦者、<br>貴金属等の加工職人等       |

専門的・技術的分野の在留資格の中で、このガイドブックでは、「技術・人文知識・国際業務」「企業内転勤」「技能」「介護」について説明をします。



## (2) 身分・地位に基づくもの

就労できる在留資格として、「日本人の配偶者等」「永住者」「定住者」など身分・地位に基づく在留資格があります。これらの在留資格は在留中の活動に制限がないため、様々な分野で報酬を受けて就労することができます。

## (3) 技能実習

技能移転を通じた開発途上国への国際協力を目的として、我が国で一定期間に限り受入れ、OJT を通じて技能を移転する制度です。

## (4) 特定活動

ここではEPAに基づく外国人看護師・介護福祉士候補者、一定以上の日本語能力を有する本邦大学等卒業者、ワーキング・ホリデー等が挙げられます。

「特定活動」の在留資格で我が国に在留する外国人は、個々の許可の内容により報酬を受ける活動の可否が決定されます（※全ての「特定活動」に就労が認められる訳ではないことに注意が必要です）。

## (5) 資格外活動許可による就労（留学生のアルバイト等）

本来の在留資格の活動を阻害しない範囲内で、相当と認められる場合に報酬を受ける活動が許可されます。

## (6) 特定技能

「特定技能」には、2種類あります。

「特定技能1号」は、特定産業分野に属する相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格であり、「特定技能2号」は、特定産業分野に属する熟練した技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格です。



外国人を雇用する事業主の皆様へ

## 外国人の適正な雇用にご協力ください

日本人と外国人が互いを尊重し、安全・安心に暮らせる共生社会を実現するためには、

- 外国人の人権に配慮しながら、ルールにのっとって外国人を受け入れ、適切な支援等を行っていくこと
- ルールに違反する者に対しては厳正に対応していくこと

が重要です。



## 不法就労防止にご協力ください

**不法就労とは？** 不法就労となるのは、次の**3**つの場合です。

### 1 不法滞在者や被退去強制者が働くケース

- (例) ・密入国した人や在留期限の切れた人が働く  
・退去強制されることが既に決まっている人が働く

### 2 就労できる在留資格を有していない外国人で出入国在留管理庁から働く許可を受けていないのに働くケース

- (例) ・観光等の短期滞在目的で入国した人が許可を受けずに働く  
・留学生や難民認定申請中の人が許可を受けずに働く

### 3 外国人の方が現に有している在留資格等で認められた範囲を超えて働くケース

- (例) ・外国料理のシェフや語学学校等の先生として働くことを認められた人が工場で作業員として働く  
・留学生が許可された時間数(原則週28時間以内)を超えて働く

### 注意！ 事業主も処罰の対象となります！！

- 不法就労させたり、不法就労をあっせんした人(不法就労助長罪)

→3年以下の懲役・300万円以下の罰金

※外国人を雇用しようとする際に、当該外国人が不法就労者であることを知らなかったとしても、在留カードを確認していない等の過失がある場合には、処罰を免れません。

- 不法就労させたり、不法就労をあっせんした外国人事業主

→退去強制の対象

- 外国人の雇用又は離職について、ハローワークへの届出をしなかったり、虚偽の届出をした人

→30万円以下の罰金



### 在留カードの記載事項を確認してください。

在留カードは、企業等への勤務や日本人との婚姻などで、入管法上の在留資格をもって適法に我が国に中長期間滞在する外国人の方が所持するカードです。旅行者のように一時的に滞在する方や不法滞在者には交付されません。

特別永住者の方を除き、在留カードを所持していない場合は、原則として就労できません。その例外を含めて、在留カードの見方については、次のページをご参照ください。

# 在留カードの見方



## ポイント① 在留カード表面の「就労制限の有無」欄を確認してください。

「就労不可」の記載がある場合

→原則雇用はできませんが、ポイント②を確認してください。

※一部就労制限がある場合

→制限内容を確認してください。次のいずれかの記載があります。

①「在留資格に基づく就労活動のみ可」

②「指定書により指定された就労活動のみ可」  
(在留資格「特定活動」)

(②については法務大臣が個々に指定した活動等が記載された指定書を確認してください。また、①について、在留資格が「特定技能」の場合は、②と同様に指定書を確認してください。)

※難民認定申請中であっても、有効な在留カードを所持していない場合や在留カードに「就労不可」と表示されている場合は雇うことはできません。

※「就労制限なし」の記載がある場合

→就労内容に制限はありません。

## ポイント② 在留カード裏面の「資格外活動許可欄」を確認してください。

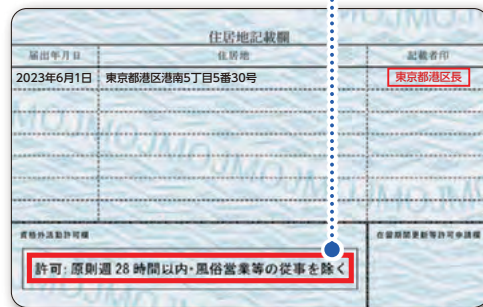
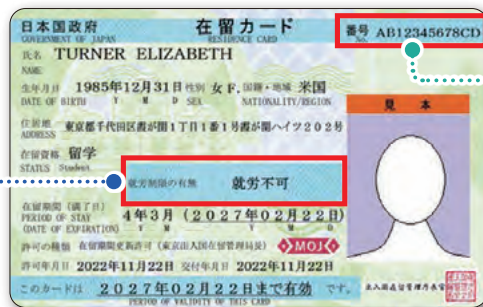
ポイント①で「就労不可」又は「在留資格に基づく就労活動のみ可」の方であっても、裏面の「資格外活動許可欄」に次のいずれかの記載がある方は、就労することができます。

ただし、就労時間や就労場所に制限があるので注意が必要です。

①「許可(原則週28時間以内・風俗営業等の従事を除く。)」  
(複数のアルバイト先がある場合には、その合計が週28時間以内でなければなりません。)

②「許可(「教育」、「技術・人文知識・国際業務」、「技能」に該当する活動・週28時間以内)」  
(地方公共団体等との雇用契約に基づく活動である必要があります。)

③「許可(資格外活動許可書に記載された範囲内の活動)」  
(資格外活動許可書を確認してください。)



在留カード等の番号が失効していないか確認することができます。

下記のページをご活用ください。なお、確認結果は、在留カード等の有効性を証明するものではありません。昨今、**実在する在留カード等の番号を悪用した偽造在留カード等も存在するため**、確認結果にかかわらず、下記「在留カード」及び「特別永住者証明書」の見方」や「在留カード等読取アプリケーション」のほか、「動画ライブラリー」において、アプリの操作方法や在留カード等の目視による真偽の判断方法を紹介する映像を公開していますので、あわせてご活用ください。

偽変造が疑われる在留カード等を発見した場合には、最寄りの地方出入国在留管理局にお問い合わせください。

在留カード等番号失効情報照会ページ  
<https://lapse-immi.moj.go.jp/>



「在留カード」及び「特別永住者証明書」の見方  
<https://www.moj.go.jp/isa/content/930001733.pdf>



動画ライブラリー  
[https://www.moj.go.jp/isa/publications/publications/nyuukokukanri01\\_00182.html](https://www.moj.go.jp/isa/publications/publications/nyuukokukanri01_00182.html)



在留カード等読取アプリケーション  
<https://www.moj.go.jp/isa/applications/procedures/rcc-support.html>



このアプリを使用し、読み取った情報と、券面に記載された情報を見比べることで、偽変造されていないかを簡単に確認することができます。アプリは、サポートページ(上記URL)や各アプリケーションストアから入手できます。

在留カードを所持して  
いなくても就労  
できる場合がある方

- 旅券に後日在留カードを交付する旨の記載がある方
- 「3月」以下の在留期間が付与された方
- 「外交」「公用」等の在留資格が付与された方

これらの方については、旅券等で就労できるかどうかを確認してください。

※特に、「留学」「研修」「家族滞在」「文化活動」「短期滞在」の在留資格をもって在留している方については、資格外活動許可を受けていない限り就労できませんのでご注意ください。

# 外国人の適正な雇用のための注意すべきポイント

外国人の適正な雇用のためには、在留カードの確認等、出入国管理関係法令等の関係法令を遵守することが必要です。また、外国人労働者との間で起こるトラブルの一因として、本国と日本の間の文化等に関するギャップ、来日前後の認識のギャップなどが挙げられます。特に注意すべきポイントは以下のとおりです。

## 雇用契約期間、労働時間、業務内容、給料の仕組みや控除の理由などをあらかじめ丁寧に説明してください。

給料の支払いの仕組みが日本と違っていたり、控除の制度がなかったりする国もあります。具体的な控除の額や手取りの額を示すなど、具体的な金額について、本人が理解できる方法で説明するよう心がけてください。また、雇用条件等については、労働関係法令に違反することがないように注意してください。

## パワハラ・セクハラなどの不適正な行為が行われないようにしてください。

業務上の必要な指導等であったとしても、暴言や脅迫（例：指示に従わなければ解雇する旨の発言等）、暴行（例：殴打、足蹴りを行う、工具で叩く等）といった行為は許されません。

## 異文化への理解を深め、お互いを尊重することで誤解が生じないようにしてください。



業務上の指導やアドバイスであったとしても、文化等の違いから、相手を嫌な気持ちにさせてしまうことがあることに注意が必要です（円滑なコミュニケーションのために、翻訳機や通訳機を活用することも有効です。）。

## 外国人を雇用した時の届出

### ●事業主の方からハローワークへの届出

外国人（「特別永住者」、在留資格「外交」及び「公用」は除く。）を雇用する事業主の方は労働施策総合推進法に基づく外国人雇用状況の届出が義務づけられています。外国人を雇用した場合や外国人が離職した場合、ハローワークへ届出をしてください（この届出を怠ると罰則適用の対象となります。）。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/koyou/gaikokujin/todokede/index.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/gaikokujin/todokede/index.html)



### ●外国人本人から出入国在留管理庁への届出

外国人本人には、在留資格に応じ、入管法に基づく所属機関に関する届出が義務づけられています。新たに雇用等の契約を締結した場合や別の所属機関に移籍した場合などには、同届出の必要性について、ご本人に案内いただくようお願いします。

<https://www.moj.go.jp/isa/content/001342898.pdf>



## 仮放免許可は在留資格ではありません。

仮放免は、入管法に基づく退去強制手続を受けている外国人について、病気その他やむを得ない事情がある場合に条件を付して、一時的に収容を停止し、身柄の拘束を仮に解く措置です。

仮放免された外国人は退去強制手続中という立場であるため、原則として、仮放免許可書の裏面に「職業又は報酬を受ける活動に従事できない」との条件が付されており、就労することはできません。なお、仮放免された外国人に当該条件が付されていないときなど、就労の可否に疑義がある場合は、最寄りの地方出入国在留管理局にお問い合わせください。

※2023年6月に成立した入管法等改正法により、収容に代わる監理措置制度が創設されました。監理措置に付された退去強制手続中の外国人は、退去強制令書発付前に限り、生計の維持に必要な範囲内で、就労先を指定するなど一定の厳格な要件の下で、例外的に就労が許可されることがあります。なお、就労の可否については同人が所持している監理措置決定通知書の記載を確認してください。また、就労の可否に疑義がある場合は、最寄りの地方出入国在留管理局にお問い合わせください。



## お問い合わせはこちらへ

### 1 | 入国手続や在留手続等に関するお問い合わせ

- 外国人在留総合インフォメーションセンター

**TEL 0570-013904**

<https://www.moj.go.jp/isa/consultation/center/index.html>



- 地方出入国在留管理局

<https://www.moj.go.jp/isa/about/region/index.html>



### 2 | 技能実習制度に関するお問い合わせ

- 外国人技能実習機構コールセンター

**TEL 03-3453-8000**

※申請に対する進捗確認などの個別事案や様式の具体的な記載に係る相談など解釈が必要となるお問い合わせについては、内容に応じて、本部又は地方事務所(支所)の各窓口にご連絡ください。

<https://www.otit.go.jp/contact/>



### 3 | 在留手続、労働関係法令、就職支援、人権相談等に関するお問い合わせ

- 外国人在留支援センター(FRESC/フレスク)

**TEL 0570-011000**

<https://www.moj.go.jp/isa/support/fresc/fresc01.html>



※外国人在留支援センターには、外国人の在留支援に関連する4省庁8機関(東京出入国在留管理局、東京法務局人権擁護部、法テラス等)がワンフロアに入居し、入居機関が連携しながら、外国人からの相談対応、外国人を雇用したい企業の支援、外国人支援に取り組む地方公共団体の支援などの取組を行っています。

- 地域の相談窓口一覧

<https://www.moj.go.jp/isa/content/930004512.pdf>



- ワンストップ型相談センター

外国人総合相談支援センター(東京)

**TEL 03-3202-5535**

外国人総合相談センター(埼玉)

**TEL 048-833-3296**

多文化共生総合相談ワンストップセンター(浜松)

**TEL 053-458-1510**

<https://www.moj.go.jp/isa/consultation/center/index.html>



## 参考資料

生活・就労ガイドブック

～日本で生活する外国人の皆さんへ～

[https://www.moj.go.jp/isa/support/portal/guidebook\\_all.html](https://www.moj.go.jp/isa/support/portal/guidebook_all.html)



外国人生活支援ポータルサイト

<https://www.moj.go.jp/isa/support/portal/index.html>



在留支援のための

やさしい日本語ガイドライン

[https://www.moj.go.jp/isa/support/portal/plainjapanese\\_guideline.html](https://www.moj.go.jp/isa/support/portal/plainjapanese_guideline.html)



## 不法就労防止に係る取組

出入国在留管理庁では、安全・安心な社会の実現のために、摘発の強化や安全かつ確実な強制送還の実施、不法就労防止及び出国命令制度の更なる周知に関する広報活動などに努めています。なお、令和5年の地方出入国在留管理官署における摘発箇所数は、1344件(速報値)でした。

※不法就労者を発見した場合や雇用しようとする外国人が不法滞在者であることが判明した場合には地方出入国在留管理局に連絡したり出頭を促すなどしてください。



世界をつなぐ。未来をつくる。

**出入国在留管理庁**

Immigration Services Agency

## 受入前の手続き

### 海外在住者採用

#### 在留資格認定証明書交付申請

海外在住の外国人を新規採用する際に出入国在留管理局にて行う手続きです。交付された在留資格認定証明書を海外に送り、現地の日本大使館・総領事館でビザの発給手続きを受けて来日します。

<https://www.moj.go.jp/isa/applications/procedures/16-1.html>



### 新卒者採用

#### 在留資格変更許可申請

日本に住む外国人で、「留学」や「家族滞在」等の就労できない在留資格から、就労できる在留資格へ変更するため出入国在留管理局にて行う手続きです。

<https://www.moj.go.jp/isa/applications/procedures/16-2.html>



### 中途採用

#### 就労資格証明書交付申請

義務付けられた手続きではありませんが、担ってもらいたい仕事が応募してきた外国人の在留資格に該当するかを確認する必要があるため、転職後の仕事の内容がその外国人が持っている在留資格に該当するかを審査する就労資格証明書交付申請の制度を利用することでミスマッチを事前に防ぐことができます。また、この就労資格証明書申請により、同じ勤務先内で、異動や配置転換があった際も、在留資格に影響がないか確認することができます。

[https://www.moj.go.jp/isa/applications/procedures/syuurou\\_00001.html](https://www.moj.go.jp/isa/applications/procedures/syuurou_00001.html)



#### 在留資格変更許可申請

採用したい外国人が持っている在留資格が、就いてもらおうと思う業務に該当しない場合には、該当する在留資格への変更許可申請が必要になります。

### よくあるトラブル

- ・ 同業他社で働いていた外国人が求人に応募してきて、「前の会社でも同じ仕事をしていたから、このビザ（在留資格）で問題ないです」と言ってきたとしても、別の業務に就いてもらう内容で在留資格の申請を行っていて、今就いている業務は、実はやってはいけないものであったというケースが多発しています。



※外国人にとって、日本での口座の開設や利用は手続きの煩雑さなどから難しいと言われています。  
また、外国人本人が意図せず犯罪に巻き込まれる事例も発生しています。これについては、金融庁より、入国後の預貯金口座の利用開始や帰国時の手続き、金融に関する犯罪についての注意喚起がされていますのでご一読ください。

「外国人の方の預貯金口座・送金利用について」

<https://www.fsa.go.jp/common/about/01.pdf>



## 受入後の手続き

外国人材を雇用した場合や離職した場合には、次のページに掲載しているとおり、ハローワークへの「外国人雇用状況の届出」が必要です。

また、中途採用者について入社や退職の際には、在留資格によって（※）外国人本人による入管庁への「**所属機関に関する届出**」が義務付けられています。また、採用側についても、「所属機関による届出」が努力義務（在留資格が特定技能の場合は義務）となっています。

これらは、入社や退職の場面だけに限られず、受入機関の名称や所在地が変わった場合にも行わなければなりません。

※届出が必要な在留資格は以下のとおりです。

高度専門職 1 号（イ又はロ）、高度専門職 2 号（イ又はロ）、研究、技術・人文知識・国際業務、介護、興行、技能、特定技能

（外国人）所属機関に関する届出

[https://www.moj.go.jp/isa/applications/procedures/nyuukokukanri10\\_00015.html](https://www.moj.go.jp/isa/applications/procedures/nyuukokukanri10_00015.html)



（会社）所属機関による届出

[https://www.moj.go.jp/isa/applications/procedures/shozokutodokede\\_00001.html](https://www.moj.go.jp/isa/applications/procedures/shozokutodokede_00001.html)



### よくあるトラブル

・代表者が同一人物である A 社と B 社があつて、A 社で働いている外国人に B 社で働いてもらうことになりました。代表者が同じとは言っても A 社と B 社は違う会社ですので、この場合は配置転換ではなく別の機関への移籍になります。その認識がないため、諸所の手続きを忘れてしまうことがあります。

同会社内の別事業所への異動 = 配置転換

代表者が同一人物の別会社への転職 = 移籍

## 脱退一時金

日本国籍を有しない方が、日本での滞在期間中に支払った年金保険料の一部又は全部を払い戻しする制度で、国民年金、厚生年金保険（共済組合等を含む）の被保険者（組合員等）資格を喪失して日本を出国した場合、日本に住所を有しなくなった日から２年以内に「脱退一時金」を請求することができます。

元々は外国人にとっての年金が帰国してしまうことにより、いわゆる掛け捨てになってしまうように設けられた制度で、技能実習を修了して帰国する際、あるいは技能実習から特定技能１号への在留資格変更の際の一時出国時によく申請されるものですが、特定技能の多くの分野において２号へ移行できるようになったことで、継続加入をして老齢年金の受給資格を得る選択肢があることの説明も必要です。



# 1 外国人労働者の雇入れ・離職の際には その氏名、在留資格などについて ハローワークへの届出が必要です

## 事業主の外国人雇用状況の届出義務

労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律に基づき、**外国人を雇用する事業主には、外国人労働者の雇入れや離職の際に、その氏名、在留資格などについて、ハローワークへ届け出ることが義務づけられています。**ハローワークでは、届出を基に、雇用管理の改善に向けた事業主の方への助言や指導、離職した外国人への再就職支援を行います。

労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律(昭和四十一年法律第百三十二号) 抜粋

(外国人雇用状況の届出等)  
第二十八条(抄)

事業主は、新たに外国人を雇い入れた場合又はその雇用する外国人が離職した場合には、厚生労働省令で定めるところにより、その者の氏名、在留資格、在留期間その他厚生労働省令で定める事項について確認し、当該事項を厚生労働大臣に届け出なければならない。

### ■ 届出の対象となる外国人の範囲

日本の国籍をもたない方で、**在留資格「外交」、「公用」以外の方が届出の対象となります。**

※「特別永住者」(在日韓国・朝鮮人等)の方は、特別の法的地位が与えられており、日本における活動に制限がありません。このため、特別永住者の方は、外国人雇用状況の届出制度の対象外とされていますので、確認・届出の必要はありません。

### ■ 届出事項の確認・記載方法について

外国人雇用状況の届出に際しては、外国人労働者の在留カード、旅券(パスポート)または指定書などの**提示を求め、届け出る事項を確認してください。**→ P.3をご確認ください

### ■ 届出の方法について

外国人雇用状況の届出方法については、届出の対象となる外国人が**雇用保険の被保険者となるか否か**によって、使用する様式や届出先となるハローワーク、届出の提出期限が異なります。

## ■ 届出事項の確認・記載方法について

外国人雇用状況の届出に際しては、外国人労働者の**在留カードまたは旅券（パスポート）などの提示を求め**、届け出る事項を確認してください。

なお、「留学」や「家族滞在」などの在留資格の外国人が資格外活動許可を受けて就労する場合は、**在留カード、旅券（パスポート）または資格外活動許可書**などにより、資格外活動許可を受けていることを確認してください。在留カード等のコピーをハローワークに提出する必要はありません。

また、「特別永住者」（在日韓国・朝鮮人等）の方は、外国人雇用状況の届出制度の対象外とされておりますので確認・届出の必要はありません。

### 届出事項の記載方法

|             |                     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
|-------------|---------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ①           | 氏名                  | 日常生活で使用している通称名ではなく、 <b>必ず本名</b> を記入してください。在留カードの①「氏名」欄には、原則として、旅券（パスポート）の身分事項頁の氏名が記載されています。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| ②           | 在留資格等               | <p>在留カードの②「在留資格」または旅券（パスポート）上の上陸許可証印※<sup>1</sup>に記載されたとおりの内容を記入してください。</p> <p>※「被監理者」「仮滞在許可者」の場合も同様に記入してください。</p> <p>在留資格が「特定技能」の場合には分野を、また「特定活動」の場合には活動類型を、通常、旅券に添付されている指定書※<sup>2</sup>で、それぞれ確認し、以下のいずれかを記入してください。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 48%;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>●特定技能1号（介護）</li> <li>●特定技能1号（ビルクリーニング）</li> <li>●特定技能1号（素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業）※<sup>a</sup></li> <li>●特定技能1号（素形材産業）※<sup>b</sup></li> <li>●特定技能1号（産業機械製造業）※<sup>b</sup></li> <li>●特定技能1号（電気・電子情報関連産業）※<sup>b</sup></li> <li>●特定技能1号（建設）</li> <li>●特定技能1号（造船・船用工業）</li> <li>●特定技能1号（自動車整備）</li> <li>●特定技能1号（航空）</li> <li>●特定技能1号（宿泊）</li> <li>●特定技能1号（農業）</li> <li>●特定技能1号（漁業）</li> <li>●特定技能1号（飲食料品製造業）</li> <li>●特定技能1号（外食業）</li> </ul> </div> <div style="width: 48%;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>●特定技能2号（ビルクリーニング）</li> <li>●特定技能2号（素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業）</li> <li>●特定技能2号（建設）</li> <li>●特定技能2号（造船・船用工業）</li> <li>●特定技能2号（自動車整備）</li> <li>●特定技能2号（航空）</li> <li>●特定技能2号（宿泊）</li> <li>●特定技能2号（農業）</li> <li>●特定技能2号（漁業）</li> <li>●特定技能2号（飲食料品製造業）</li> <li>●特定技能2号（外食業）</li> </ul> </div> </div> <p>※<sup>a</sup> 特定技能1号（製造業）としても可。<br/>         ※<sup>b</sup> 在留資格「特定技能1号（素形材産業）」「特定技能1号（産業機械製造業）」<br/>         「特定技能1号（電気・電子情報関連産業）」のまま離職の届出を行う場合のみ。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 48%;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>●特定活動（ワーキングホリデー）</li> <li>●特定活動（EPA）</li> <li>●特定活動（高度学術研究活動）</li> <li>●特定活動（高度専門・技術活動）</li> <li>●特定活動（高度経営・管理活動）</li> <li>●特定活動（高度人材の就労配偶者）</li> <li>●特定活動（外国人調理師）</li> <li>●特定活動（ハラル牛肉生産）</li> </ul> </div> <div style="width: 48%;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>●特定活動（製造分野）</li> <li>●特定活動（家事支援）</li> <li>●特定活動（就職活動）</li> <li>●特定活動（農業）</li> <li>●特定活動（日系4世）</li> <li>●特定活動（本邦大学卒業生）</li> <li>●特定活動（就労可）</li> <li>●特定活動（その他）</li> </ul> </div> </div> |
| ③           | 在留期間等               | 在留カードの③「在留期間」欄に記載された日付または旅券（パスポート）上の上陸許可証印※ <sup>1</sup> に記載されたとおりの内容を記入してください。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| ④<br>⑤<br>⑥ | 生年月日<br>性別<br>国籍・地域 | 在留カードまたは旅券（パスポート）上の該当箇所を転記してください。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| ⑦           | 資格外活動許可または報酬活動許可の有無 | <p>資格外活動許可を受けて就労する外国人の場合は、在留カード裏面の⑦「資格外活動許可欄」や資格外活動許可書※<sup>3</sup>または旅券（パスポート）上の資格外活動許可証印※<sup>4</sup>等で資格外活動許可の有無、許可の期限、許可されている活動の内容をご確認ください。</p> <p>※「被監理者」「仮滞在許可者」の場合は報酬活動許可を受けているかご確認ください。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
| ⑧           | 在留カード番号             | 在留カードの右上に記載されている12桁（英字2桁-数字8桁-英字2桁）の番号を記入してください。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |

※1 上陸許可証印



※2 指定書



※3 資格外活動許可書



※4 資格外活動許可証印



## 在留申請のオンライン手続き

在留資格及び資格外活動許可等の在留申請のオンライン手続きとは、出入国在留管理局の窓口に出向かなくても、日本国内であればインターネットで24時間365日いつでもどこでも申請ができる無料のシステムです。在留カードの郵送での受領も可能です。

ただし、在留期限の最終日（在留期間の満了日の当日）にオンラインで申請することはできず、その際は最寄りの出入国在留管理局の窓口で申請しなければなりません。

### ■ 申請できるのは以下の方です

- ① 外国人本人・法定代理人・親族（配偶者・子・父又は母）
- ② 弁護士・行政書士
- ③ 所属機関・公益法人・登録支援機関の職員

### ■ 対象となる在留資格

「外交」「短期滞在」を除く全ての在留資格

例：「技術・人文知識・国際業務」「特定技能」「留学」「日本人の配偶者等」など

### ■ 対象となる手続き

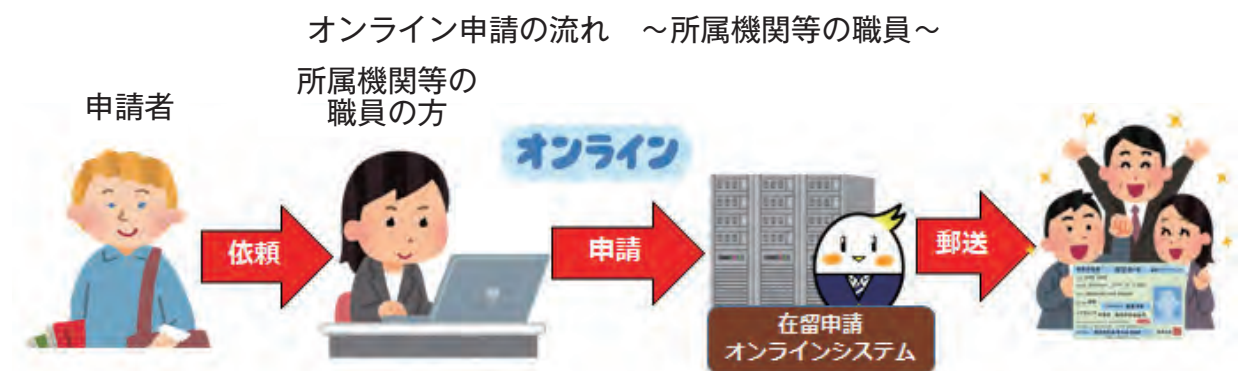
- ① 在留資格認定証明書交付申請
- ② 在留資格変更許可申請
- ③ 在留期間更新許可申請
- ④ 在留資格取得許可申請
- ⑤ 就労資格証明書交付申請
- ⑥ 再入国許可申請（②～④の許可申請と同時に行う場合のみ）
- ⑦ 資格外活動許可申請（②～④の許可申請と同時に行う場合のみ）



### ここに注意！

※オンライン手続きでは申請受付が完了した翌日に申請受付番号がメールで通知されます。  
申請者は結果を受け取るまでは、在留カードに加えてその受付完了メールを携行しなければなりません。

※資格外活動許可の結果を郵送で受け取る場合は、資格外活動許可の証印シールの代わりに「資格外活動許可書」が発行されます。雇用側はパスポートに証印シールがない場合は、「資格外活動許可書」を確認する必要があります。



資料：出入国在留管理庁

利用者情報の登録や申請に関する詳細は、  
出入国在留管理庁のホームページで確認できます。

<https://www.moj.go.jp/isa/applications/online/onlineshinsei.html>



これまで窓口寄せられた相談をもとに、ご質問が多い内容について、業種別に Q & A を作成しました。

8 ページに記載のとおり、**身分・地位に基づく在留資格**については、**就労に制限がないので、いずれの業種においても採用が可能です**。また、留学や家族滞在で「**資格外活動許可**」を受けている外国人も「**週28時間以内、風俗営業等の従事を除く**」範囲で採用できます。また、ワーキング・ホリデーで来日している外国人も就労可能な「**特定活動**」の在留資格を付与されています。

#### ■ IT 関連

Q1

弊社は金融業界向けにシステムの保守開発を提供している会社です。この度、大規模な新規オンライン株取引システムを受注することになりましたので、金融業界向けシステムにおける情報工学の知識を有する人材を確保するために海外から新規採用をしたいと考えております。こういった条件ならば雇用できるのでしょうか。

A1

システムエンジニアとして雇用をするならば、「**技術・人文知識・国際業務**」という在留資格となります。海外から呼び寄せるためには、本人と契約を結んだ本邦の機関の職員が代理人となり**在留資格認定証明書交付申請**を行います。また、どのような条件ならば雇用できるか等基準がありますので、それに気を付けて申請をしましょう。

#### ■ 自動車運送業・運輸業

Q2

弊社はタクシーとバスの運送業を営んでいますが、「2024年問題」もありドライバーの確保に苦労しています。「**特定技能**」に自動車運送業が追加され、特定技能外国人をドライバーとして雇用できると聞きました。雇用するにはどのような条件がありますか。

A2

「**特定技能**」ではタクシーとバスに限らずトラックのドライバーも対象となっています。自動車運送業ならではの条件としては自動車運転免許があります。トラックは第1種運転免許ですが、タクシーとバスは第2種運転免許の取得が必要です。また、日本語能力もタクシーとバスのドライバーにはより高い水準が求められています。

## ■ 建設業

Q3

弊社は幅広い用途の建物に対応する壁塗り・床工事を一式で請け負っている建設会社です。左官業は熟練した技術とノウハウが必要であり、建物の耐久性と安全性を高めるために重要な役割となりますが、最近の弊社は人材が不足しており悩んでいます。そこで、外国人を雇用して人手不足を解消できたらと思っています。外国人を雇用するための在留資格について教えてください。

A3

「技能実習」や「特定技能」であれば現場作業をすることができます。

詳しくは「ご相談の多い分野における外国人採用」(1)「建設」分野をご覧ください。

Q4

塗装工事をしている会社です。「とび」として「特定技能」の外国人に足場を組んでもらっていますが、「塗装」もできるようになったと聞いたのですが本当ですか。

A4

令和4年8月30日より、それまでは19区分に細分化されていた業務区分が「土木」、「建築」、「ライフライン・設備」の3区分に統合され業務範囲が拡大しました。「とび」と「塗装」は、「土木」もしくは「建築」の業務区分に両方とも入っていますので、作業をしてもらうことは可能です。

## ■ 製造業

Q5

当社は金属のプレス加工を行っています。加工には機械を使用し、危険と背中合わせともいえます。そのため、人材確保にはいつも悩まされております。当社のような業務内容でも外国人雇用は可能ですか。

A5

製造業での外国人雇用は、事務部門と技術部門、そして工場などでの現場ラインでの雇用とに大きく分かります。

海外拠点との通訳翻訳の仕事、人事総務の仕事、会計の仕事、マーケティング・営業の仕事など事務系や製品開発、品質管理、技術教育などの専門職ならば「技術・人文知識・国際業務」の在留資格で雇用することが可能です。

工場での現場ラインでの作業は「技能実習」や「特定技能」、職務内容によっては「特定活動(46号)」も可能性があります。

## ■ 自動車整備業

Q6

自動車整備、車検、カー用品販売をしているチェーン店を経営している会社です。来年卒業見込の留学生を卒業後に整備士として雇用する予定ですが、何か注意することはありますか。

A6

自動車整備の仕事に就くということでしたら、在留資格「特定技能」が当てはまります。また、将来的に車検を行う『自動車検査員』となるために雇用する場合は、「技術・人文知識・国際業務」が該当します。

## ■ 警備業

Q7

警備会社の総務の者ですが、外国人雇用について知りたいです。弊社は現在、外国人従業員はいませんが、今は外国人を雇っている会社が増えているようですし、警備業は人材不足なので、新卒者を来年度から雇用したいと検討をしています。

A7

警備の仕事をするということならば、「技術・人文知識・国際業務」には該当しません。日本の大学等を卒業し、日本語能力の1級を取得している方なら「特定活動（46号）」で雇用できる可能性があります。

## ■ 清掃業

Q8

弊社では清掃スタッフを募集していますが、最近は人材確保が難しいという現状があります。簡単な作業となりますので、日本語があまり得意でない外国人でも気軽に働いてもらえる仕事内容だと思います。どのような外国人であれば働いてもらうことができるのでしょうか。

A8

外国人を清掃スタッフとして雇用する場合はいくつかの在留資格がありますので、御社の募集内容に合うものでご検討されてください。

### 「技能実習」

清掃は、本制度のビルクリーニング分野に該当します。ビルクリーニングは、不特定多数の利用者が利用する建築物の内部を対象に、衛生的環境の保護、美観の維持、安全の確保及び保全の向上を目的として、場所、建材、汚れ等の違いに対し、方法、洗剤及び用具を適切に選択して場所別及び部位別の清掃作業を行い、建築物に存在する環境上の汚染物質を排除し、清潔さを維持する作業を行う在留資格です。

### 「特定技能」

清掃、つまりビルクリーニング分野も対象になっており、特定技能の在留資格を得た外国人は、要件を満たしたビルメンテナンス会社で働くことが可能です。なお、ビルクリーニング職種の技能実習2号修了者は、「特定技能」への在留資格変更にあたり、技能試験を受験する必要はありません。



## ■ 宿泊業

Q9

全国で展開しているホテルを経営している経営者の一人です。当社では大都市や地方都市、また、観光地にも施設がありますが、どこも人手不足で様々な部署で外国人を雇用していこうと積極的に受入を検討中です。外国人を雇用するときは、日本人と違って仕事内容が重要だと聞きました。注意することを教えてください。

A9

ホテルであればその職務内容によっていくつかの在留資格が考えられます。例えば母国語を活かす、翻訳通訳を伴うフロントや予約業務、宣伝広報、宿泊プランの企画立案や案内業務といった専門的な知識を活かす仕事であれば、「技術・人文知識・国際業務」が該当します。また、日本の大学等を卒業した方が日本語能力1級であれば「特定活動（46号）」もありますし、「特定技能」でも働くことができます。

## ■ 外食業

Q10

県内で居酒屋をチェーン店で営んでおります。アルバイトで雇っている留学生がとても真面目で一生懸命に働いてくれるので、卒業後は正社員として雇用したいと考えております。ホールとキッチン任せようと思っていますし、将来は店長として期待しております。どのような在留資格へ変更すればよいか教えてください。

A10

ホールやキッチンのような現場での仕事となると、「特定技能」への在留資格変更が適当と考えます。  
また、学歴によっては「特定活動（46号）」でも可能です。

Q11

本格的なネパールレストランを営んでいる個人事業主です。この度、2店舗目を出店したため、外国人調理師を増員したいと考えています。また、新店舗では同時にホールも任せることができればと考えていますが、いかがでしょうか。

A11

外国人の調理師を雇用する場合、在留資格「技能」が適当ですが、この場合、外国で考案された料理を調理するための知識及び相当の技術が求められ、それに加えて経験年数等の条件があります。また、調理師としての雇用なので、在留資格「技能」の範囲外となるホールやその他の労働に就くことはできません。

Q12

ファミリーレストランを多店舗経営しています。店舗で勤務している「特定技能（外食業分野）」の従業員をセントラルキッチンに異動させようと思います。仕事の内容は調理なので問題ないと考えていますが、いかがでしょうか。

A12

「特定技能」の外食業分野は、調理のみでなく接客や店舗管理も行うための在留資格なので、調理に特化したセントラルキッチンやプロセスセンターは該当しません。同じ「特定技能」ですが、それらは、外食業分野ではなく、飲食料品製造業分野となります。「特定技能」の外食業もしくは飲食料品製造業に該当するかどうかの判断は複雑です。ホテルや旅館の中のレストランは、経営主体によって外食業に該当する場合もあれば宿泊業になる場合もあります。また、総合スーパーマーケットのバックヤードでの食品製造は、飲食料品製造業に該当しますが、出店テナントやコンビニエンスストア、飲食料品小売業は該当しません。判断に迷われたときは、福岡県外国人材受入企業相談窓口にご相談ください。

※参考資料：「飲食料品製造業分野における特定技能外国人受け入れの制度について」（農林水産省）<https://www.maff.go.jp/j/shokusan/sanki/soumu/tokuteiginou.html>



## ■ 介護業

Q13

介護施設を経営しておりますが、ここ数年間、人手不足で悩んでいます。知人が働く介護施設では、今年から外国人の職員さんが活躍されているということで、職場も活気が出て雰囲気良くなったと聞いています。

当施設でも外国人雇用を検討しておりますが、日本人同様、どのような仕事に就いてもらってもいいのでしょうか。介護関係の在留資格はたくさんあるようなので理解し難く不安なので分かりやすく教えてください。

A13

ご質問の通り介護の在留資格は種類が多く、他の職種よりも少々複雑に感じられると思いますが、一つずつ解説いたしますので、各在留資格の該当性や基準に気を付けてご検討ください。

「特定活動（EPA）」

経済連携協定に基づいて日本の介護施設で就労・研修をしながら、日本の介護福祉士資格の取得を目指す EPA 介護福祉士候補者の在留資格です。

「介護」

介護福祉士として仕事をするための在留資格です。日本の介護福祉士の資格が必要です。

### 「技能実習」

技能実習制度は、国際貢献のため、開発途上国等の外国人を日本で一定期間に限り受け入れ、OJTを通じて技能を移転する制度です。技能移転という目的をしっかりと理解し、それに沿った運用をすることが大切です。

### 「特定技能」

本制度による外国人の受入は、生産性向上や国内人材確保のための取組を行ってもなお、人材を確保することが困難な状況にある分野で、外国人により不足する人材の確保を図るべき産業上の分野に限って行うもので、2019年4月から開始されました。

身体介護（利用者の心身の状況に応じた入浴、食事、排せつの介助等）及び、支援業務（レクリエーションの実施、機能訓練の補助等）の介護業務に就くことができる在留資格です。

Q14

介護施設を経営しています。グループには特別養護老人施設やデイサービスなど複数のサービスがあり、施設内で調理した給食をグループ内の各施設で提供していますが、料理に従事するスタッフも特定技能で雇うことができますか。

A14

介護業務ではなく調理に従事するということであれば、特定技能の「介護」分野には該当しませんが、別の分野での検討ができます。詳しくは「ご相談の多い分野における外国人採用」（2）介護のページをご覧ください。

## ■ 販売業

Q15

九州銘菓を製造販売しているメーカーです。空港や主要な駅、デパート等でお土産として販売しておりますが、販売員が不足しているので、外国人を雇用したいと考えています。特に空港では外国人のお客様もいらっしゃいます。通訳も兼ねるということで雇いたいと考えています。

A15

「技術・人文知識・国際業務」は、理学、工学その他の自然科学の分野若しくは法律学、経済学、社会学その他の人文科学の分野に属する技術若しくは知識を要する業務、又は外国の文化に基盤を有する思考若しくは感受性を必要とする業務に従事する活動であるため、ご質問の販売員の職務は該当しません。「特定活動」であれば販売員として活躍いただくのは、「特定活動（46号）」となります。

## ■ 農業

Q16

家族でブドウ農園を営んでおります。普段は家族だけでいいのですが、収穫の時期になると人手が足りません。親戚一同や友人達にも手伝ってもらい何とか乗り越えておりますが、だんだんと私も年をとってきており、辞めてしまおうかと思うことがあります。近所の梨農園では最近外国人が働いていて活気があるようです。うちも外国人に働いてもらうことができるのでしょうか。

A16

農業であれば「技能実習」や「特定技能」で雇用できます。また、「特定技能（農業）」では、繁忙期に合わせて派遣社員の受入も可能です。

## ■ 漁業

Q17

イカ釣り漁業を行っている事業主ですが、外国人雇用に興味があります。どの在留資格が該当するのか教えてください。

A17

漁業であれば「技能実習」や「特定技能」で雇用できます。また、「特定技能（漁業）」では、繁忙期に合わせて派遣社員の受入も可能です。

## ■ 林業

Q18

弊社は木材を作り出すために、山林で木を伐採し、材木になった木を運び出すことを主な業務としている会社です。私たちの生活に欠かせない紙や家具、建築物などは木材がなくては作ることができません。日本の産業にとって重要な役割を担っており、やりがいのある仕事ですが、最近は人材が不足しており悩んでいます。勤務地が不便な場所であるせいか、重労働だからか、求人を出してもまったく応募がなく困っています。そこで、外国人を雇用して人手不足を解消できたらと思っています。外国人を雇用するための在留資格について教えてください。

A18

林業（育林、素材生産等）は、令和6年3月に「特定技能」の特定産業分野に追加されました。今後は林業の現場でも外国人雇用が可能になります。

## ■ 木材産業

Q19

弊社は製材機械を使い、木材を木取りして製材、仕上げ、検査を行い、製材品を製造している会社です。木材需要が拡大している中、木材・木製品製造業の就業者数が年々減少しており、我が社も同様で、人材確保には非常に苦労しています。近隣の同業他社には最近、外国人の労働者がいるようです。弊社も外国人の雇用ができるのでしょうか？初めてのことで分からないので教えて欲しいです。

A19

木材産業は、令和5年10月に「技能実習」の「木材加工職種（機械製材作業）」が2号への移行対象職種・作業に追加され、令和6年3月より「特定技能（製材業、合板製造業等に係る木材の加工等）」の特定産業分野にも追加されました。

## ■ 鉄道

Q20

弊社は鉄道事業者（軌道経営者）です。軌道の整備や車両の整備のために外国人技能実習生の受け入れを行っていますが運転士については技能実習2号の対象ではないため受け入れができませんでした。運転士や車掌も雇用できるようになったと聞きましたが本当でしょうか？

A20

鉄道分野ではこれまで、「技能実習」として軌道整備・車両整備・車両製造に関する業務での技能実習生の受け入れが可能でした。今般、「特定技能」に鉄道分野も追加されたことを受け、軌道整備・車両整備・車両製造に加え電気設備整備と運転士・車掌・駅係員などの運輸係員に関する業務で特定技能外国人を雇用することができるようになりました。



### （１）「技術・人文知識・国際業務」

（機械工学等の技術者、翻訳通訳デザイナー、私企業の語学教師、マーケティング等）

職務内容の他、申請する外国人本人の学歴や実務経験も審査されます。

まず、職務内容が在留資格の詳細に合っているかを確認しましょう。併せて学歴・実務経験をチェックしましょう。

■「技術」のカテゴリーは理学・工学といった理系の業務が該当します。「自然科学の分野に属する知識を必要とする業務」が対象と規定されています。

#### 具体的な職種例

システムエンジニア  
技術開発  
電気系エンジニア  
プログラマー  
設計  
生産技術  
技術者

■「人文知識」のカテゴリーは法律学・経済学・社会学といった文系の業務が該当します。「人文科学の分野に属する知識を必要とする業務」が対象と規定されています。

#### 具体的な職種例

総務  
経理  
マーケティング  
企画  
生産管理  
品質管理

### ★「技術」「人文知識」カテゴリーに求められる学歴や経験

次のいずれかを満たす必要があります。

- ・大学卒業程度又はこれと同等以上の教育を受けたこと※<sup>1</sup>  
（高等専門学校卒、短大卒、大学院修了者も含まれます）
- ・日本の専門学校卒業  
（専門士、高度専門士の資格取得が必要です）
- ・10年以上の実務経験（在学期間含む）※<sup>2</sup>※<sup>3</sup>

※1 業務と関連する専攻科目であることが重要です。大卒以上の場合は、大学における専攻科目と従事しようとする業務の関連性については、柔軟に判断されています。

直接「専攻」したとは認められないような場合でも、履修内容全体を見て、従事しようとする業務に係る知識を習得したと認められるような場合においては、総合的に判断した上で許否の判断が行われています。

※2 「10年以上の実務経験」も同じく業務との関連性が求められます。学校に在学している間のアルバイト的に行った期間は対象になりません。年数については業務に関連する専攻を学んでいた学校の在学期間も含めることができます。

※3 情報処理に関連する業務を行う場合、法務省が定めた情報処理に関する資格が、学歴や実務経験の代わりとして認められる場合があります。

[https://www.moj.go.jp/isa/policies/bill/nyukan\\_hourei\\_h09.html](https://www.moj.go.jp/isa/policies/bill/nyukan_hourei_h09.html)



■国際業務のカテゴリーでは「外国の文化に基盤を有する思考又は感受性を必要とする業務」が該当すると規定されています。

#### 具体的な職種例

翻訳・通訳

語学の講師

海外の取引業務

デザイナー

商品開発

#### ★「国際業務」カテゴリーに求められる学歴や実務経験

・3年以上の実務経験

ただし、大学を卒業した人が母国語を生かして「翻訳」「通訳」「語学指導」の業務を行う場合は実務経験が免除されます。



## 外国人材受入のヒント

### ③方言や擬音語、俗語などは避けましょう。

「その道を、ギューンって行って」、「レンジでチンして」、「ちゃっちゃと片付けて」、「マジで気をつけて」など、方言や擬音語、流行語、俗語は外国人には通じません。

在留期間が長くなると、ある程度の表現は理解してくれるようになると思いますが、せっかくならば『正しい日本語』を教えてあげたいものです。

また、外国人の方は自分の名前を非常に大事にし、プライドを持っています。「TRANさんだから、トラちゃんね」など、あだ名を勝手に付けるといったことはやめましょう。

在留支援のためのやさしい日本語ガイドライン

[https://www.moj.go.jp/isa/support/portal/plainjapanese\\_guideline.html](https://www.moj.go.jp/isa/support/portal/plainjapanese_guideline.html)

使ってみよう「やさしい日本語」

<https://www.city.fukuoka.lg.jp/data/open/cnt/3/63597/1/sassi.pdf?20200522162500>



### ④人事評価は、はっきり見える形で！

外国人従業員は、良くも悪くも『ドライ』に勤務する傾向があります。特に給与の昇給、減給に関しては敏感なので、はっきりとした根拠の明示が必要です。

「最近よく頑張ってくれているので、給与に色を付けておいた」などと曖昧な表現で昇給させるのではなく、具体的に書面（母国語か英語を併記が望ましい）と口頭にて評価理由を明示してあげたほうが、本人のやる気の向上につながります。

反対に、やむを得ず減給する場合にも、はっきりと減給理由を書面と口頭にて明示しましょう。

※給与を極端に減給した場合、本人の在留資格の更新に悪影響が及びますので、ご注意ください。

（参考）

厚生労働省では、「外国人労働者向けモデル労働条件通知書」を公開しています。

ぜひご参考ください。

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000056460.html>



## （２）「企業内転勤」

「企業内転勤」とは海外の所属機関（例えば、日本企業の海外支社）から、日本の機関（例えば、日本の本社）に国際転勤になった場合の在留資格です。

職務内容については「技術・人文知識・国際業務」に該当するものでなければなりません。また、転勤元の機関（海外）と転勤先の機関（日本）との間に出資関係などの関連性が要求されるため、日本の会社が親会社や子会社であれば問題ありませんが、単に代表者が同じであるだけや軽度の取引関係程度ではこの関連性は認められません。

### ■申請人（外国人）の要件

- ・ 日本に転勤する直前時において転勤元の機関で１年以上継続した在職期間があること（ただし技術・人文知識・国際業務に該当する業務）。
- ・ 日本人が従事する場合に受ける報酬と同等額以上の報酬を受けること。

### ■転勤元と転勤先の関係性

企業内転勤は外国にある機関と日本の機関での異動や出向であり、本社と支社の関係、完全親会社・子会社間（１００％の出資関係）だけでなく議決権を５０％以上保有しているような親会社・子会社関係（意思決定権を支配している状態）でも良く、また、関連会社であっても認められる場合があります。

企業内転勤が認められる関連性：

- ・ 本店から支店への転勤でも支店から本店への転勤でもよい（孫会社も可）。また、１つの親会社が支配する複数の子会社間との転勤も認められる（孫会社間も可）。
- ・ １００％の出資関係がある（完全親会社・子会社＝本社・支社）。
- ・ ５０％以上の出資関係がある（親会社・子会社＝支配関係）。議決権の過半数を保持している関係。

※なお、議決権の５０％以上を保有している関係でなくても親会社・子会社関係が認められる場合があります。

- ・ 関連会社（出資・人事・資金・技術・取引等の関係を通じて事業方針の決定に重要な影響を与えることができる会社）。

※具体的には議決権の２０％を保有している場合や、１５％以上～２０％未満の場合は重要な事業上の取引関係にある場合や技術上の重要な提携、重要な融資をしている等。

## 【新しい在留資格「企業内転勤2号」について】

令和6年3月に、入管法・技能実習法の一部を改正する法律案が国会に提出され、一部の技能実習制度（技能実習制度については35ページ参照）は、「企業内転勤2号」という新しい在留資格に変わります。

入管庁「育成就労制度・特定技能制度Q&A」より抜粋

### Q6

技能実習制度で外国の子会社等から研修目的などの受入を行っていますが、今後はどうなりますか？

技能実習制度において、外国の支店や子会社の社員等を、研修等のために比較的短期間、企業単独型の1号技能実習で受け入れているようなものについては、制度見直し後は、一定の要件の下、新たに創設される在留資格「企業内転勤2号」により受け入れることを想定しています。

また、外国の支店や子会社の社員等を受け入れる場合で原則3年間の就労を通じた人材育成という育成就労制度の趣旨に沿うものについては、受入機関（育成就労実施者）が監理支援機関による監理支援を受けない、「単独型育成就労」の形態での受入が可能です。

なお、技能実習制度では外国の取引先企業の社員等についても企業単独型の形態で受け入れることを可能としていましたが、育成就労制度においては、取引先企業の社員等の受入については、「単独型育成就労」の形態での受入は認めず、「監理型育成就労」の形態で受け入れることとなります。

今後、さらに詳しい要件等が公表される予定ですので入管庁のWebサイト等をご確認ください。

### (3)「技能」

「特殊な分野に属する熟練した技能に従事する活動」を行うことができます。例えば、外国料理の調理師、動物の調教師、航空パイロット、スポーツトレーナー、ソムリエ、プラチナなど貴金属の加工職人などが該当します。

#### ■申請する 申請人（外国人）の要件

外国人は、次のいずれかの「技能」に精通する知識と経験を持ち、日本人が従事する場合に受ける報酬と同等額以上の報酬を受ける必要があります。

|   | 技能の種類                               | 求められる実務経験                      |
|---|-------------------------------------|--------------------------------|
| 1 | 料理の調理、外国特有の食品製造<br>※1、2             | 10年以上 ※3                       |
| 2 | 外国特有の建築・土木                          | 5年もしくは10年以上                    |
| 3 | 外国特有の製品製造・修理                        | 10年以上                          |
| 4 | 宝石、貴金属・毛皮の加工                        | 10年以上                          |
| 5 | 動物の調教                               | 10年以上                          |
| 6 | 石油探査の海底掘削、地熱開発の掘削、<br>海底鉱物探査の海底地質調査 | 10年以上                          |
| 7 | 航空機の操縦                              | 250時間以上                        |
| 8 | スポーツ指導                              | 3年以上もしくはオリンピック等国際大会<br>出場の経験者  |
| 9 | ソムリエ                                | 5年以上もしくは国際ソムリエコンクール<br>に出場経験など |

※1 あくまでも外国で考案された料理なので、日本料理や居酒屋メニューは含まれていません。

※2 店のメニューは外国特有の料理で、それを調理するためには相当の技術が求められるものであることが必要です。

※3 その国における職業専門学校での就学期間は含まれますが、日本の調理師学校での就学期間を含めることはできません。また、実務経験は就労先で調理する外国料理と一致している必要があります。



## (4)「技能実習」

### 概 要

よく耳にする『技能実習生』ですが、日本で特殊な高度技術を学び、それを母国に持ち帰り、母国の発展に役立ててもらうことが本来の目的の制度です。大前提として国際貢献事業であり、ゆえに「単なる人材不足を補う労働者ではない」ということを忘れてはなりません。

#### 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（技能実習法）

##### 第一条

この法律は、技能実習に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにするとともに、技能実習計画の認定及び監理団体の許可の制度を設けること等により、出入国管理及び難民認定法（中略）その他の出入国に関する法令及び労働基準法（中略）、労働安全衛生法（中略）その他の労働に関する法令と相まって、技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護を図り、もって人材育成を通じた開発途上地域等への技能、技術又は知識（以下「技能等」という。）の移転による国際協力を推進することを目的とする。

##### 第三条

技能実習は、技能等の適正な修得、習熟又は熟達（以下「修得等」という。）のために整備され、かつ、技能実習生が技能実習に専念できるようにその保護を図る体制が確立された環境で行われなければならない。

2 技能実習は、労働力の需給の調整の手段として行われてはならない。

#### 厚生労働省 Web サイトより

外国人技能実習制度は、我が国が先進国としての役割を果たしつつ国際社会との調和ある発展を図っていくため、技能、技術又は知識の開発途上国等への移転を図り、開発途上国等の経済発展を担う「人づくり」に協力することを目的としております。



日本での住居探しにとっても苦勞する在留外国人は多いです。なお、住居が決まったら（もしくは住居を変更したら）14 日以内に最寄りの役所に届け出る必要があります。また、在留資格の更新や変更でも、所得や納税状況を証明する公的な書類が必要です。このような手続きに不慣れなうちは、なるべく同行してあげましょう。そして全て代わりに行ってあげるのではなく、教えながら一緒に行くことで、今後は自力で手続きができるようにしてあげたいものです。

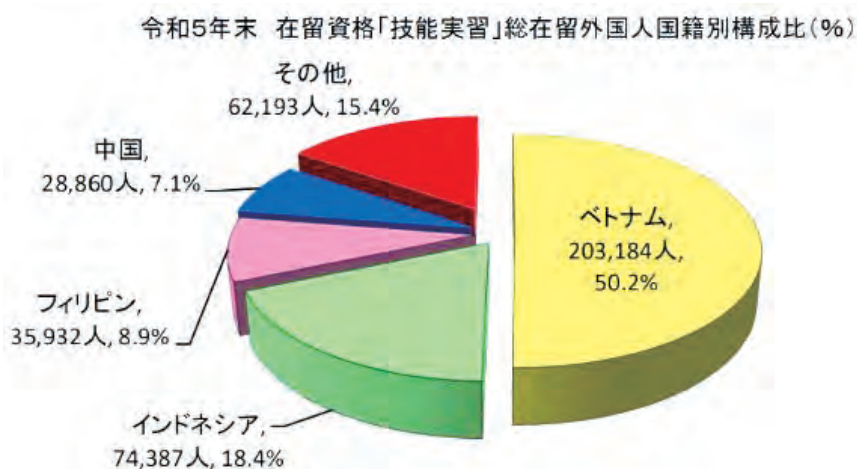
## 技能実習制度 移行対象職種・作業一覧（90職種166作業）

(注1) ●の職種：技能実習評価試験に係る職種  
(注2) △のない職種・作業は3号まで実習可能。

(令和6年8月1日時点)  
外国人技能実習機構 資料より

なお、この職種・作業以外でも技能実習を行うことは可能ですが、1号のみ（1年間のみ）に限られ、受入れる前に独自で外国人技能実習機構からの技能実習計画認定を受ける必要があります。

※注意：技能実習生は、原則、夜勤や残業は不可です。

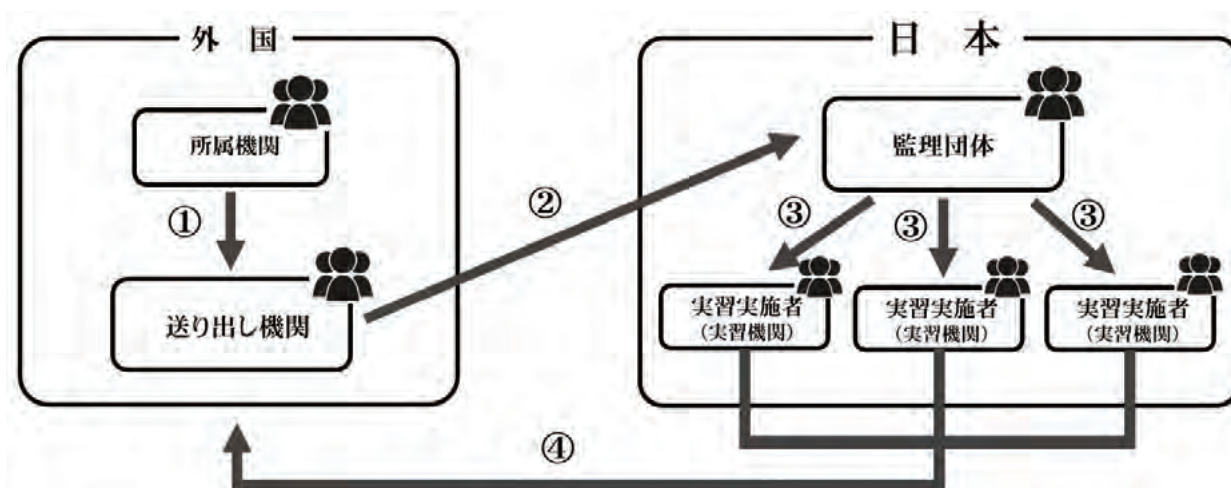


外国人技能実習機構 資料より

現在、ベトナムが最も多く、続いてインドネシア、フィリピンとなっています。

### 受入の流れ（団体監理型）：

現在、技能実習生の98%以上が、団体監理型で技能実習を受けています（他に『企業単独型』もあります）。



- ① 外国人本人が、「日本へ技能実習に行きたい」と送り出し機関へエントリーする。
- ② 送り出し機関を通して、日本の監理団体に迎え入れられる。
- ③ 監理団体から、傘下の機関（実習実施者）に派遣され、技能実習を受ける。
- ④ 1年～5年後、日本で学んだ技術を母国へ持ち帰り、母国の技術発展に役立てる。

※監理団体は、定期的の実習実施者を訪問して、監査や指導を行います。



## 外国人材受入のヒント

### ⑥何事も曖昧な表現は避けましょう。

「できないことではない」、「誰か、例の件をできれば担当してほしい」、「なるべく早めになんとか解決して」

・・・など、曖昧な表現は外国人には伝わりません。

Who（だれが）・When（いつ）・Where（どこで）・What（なにを）・Why（なぜ）・How（どのように）という、『5W1H』をはっきり伝えましょう。

また、指示や判断を求められたときも、「それでも良いと思うよ」、「とりあえずやってみて」など曖昧な返答ではなく、『YES か NO』で答えるように心がけましょう。

大事なことは、こちらが言った言わないではなく、相手が『理解できたか理解できていないか』です。

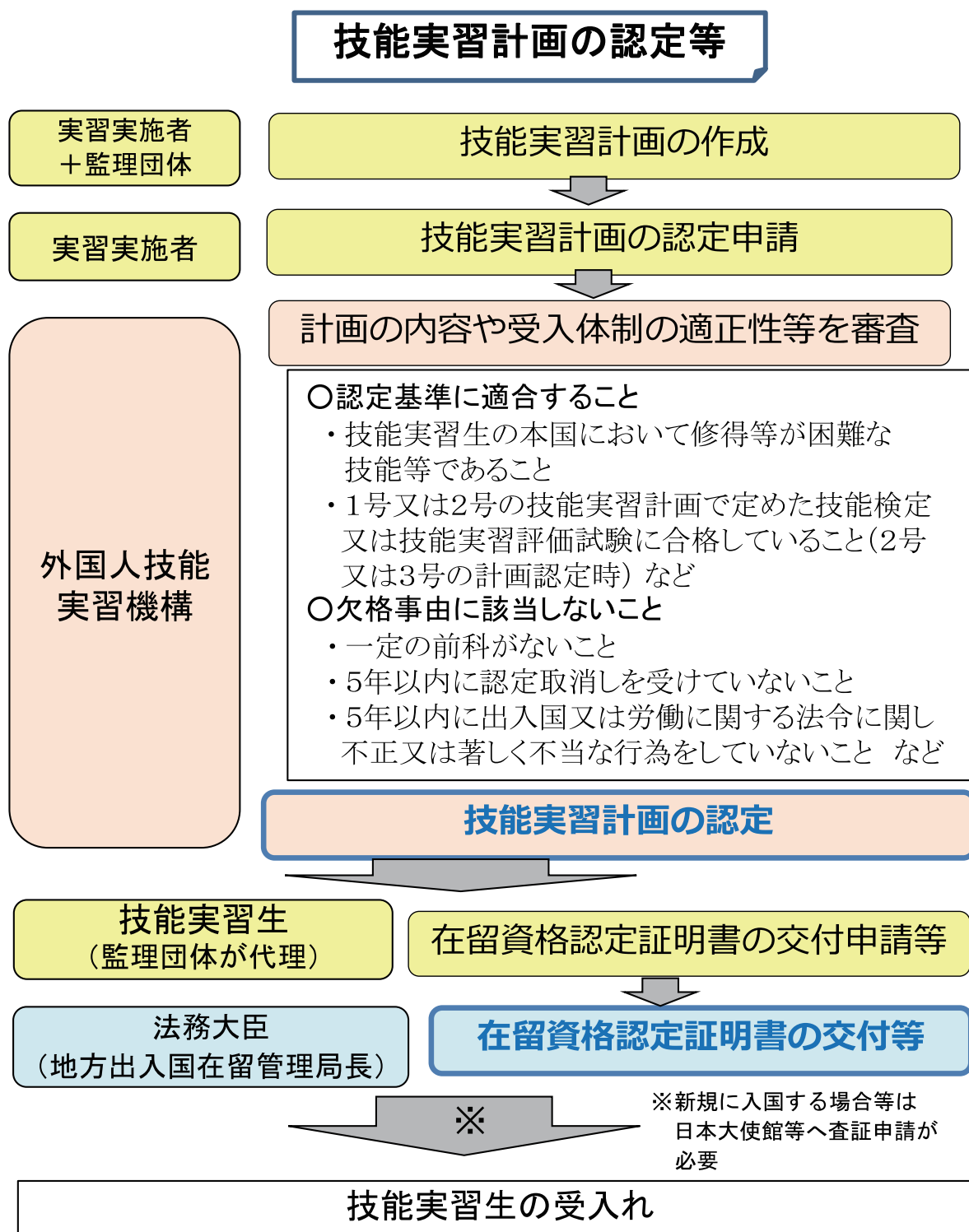
### ⑦安全や衛生に関わることは徹底的に理解してもらうこと！

現場での、「非常口」、「危険!」、「高温注意!」、「立入禁止」など、安全に関する標記の読み方、意味は最優先で教えてください。併せて、標識には母国語や英語も併記しておくことが望ましいです。

日本では地震もありますので、日頃から定期的に防災訓練を行うことも効果的でしょう。（もちろん外国人従業員に限ったことではありません）

さらに衛生面でも、意識や文化の違いがあります。『手を洗い消毒する』、『マスクを着用する』、『業務後は風呂に入り、汗や汚れを洗う』、『トイレは定期的に掃除する』など、日本では通常行われていることも、念のためしっかりと説明しましょう。

『技能実習計画』作成から在留資格認定交付までの流れ（外国人技能実習機構が技能実習計画を審査し、その後、入管庁が外国人本人を個別具体的に審査します。）

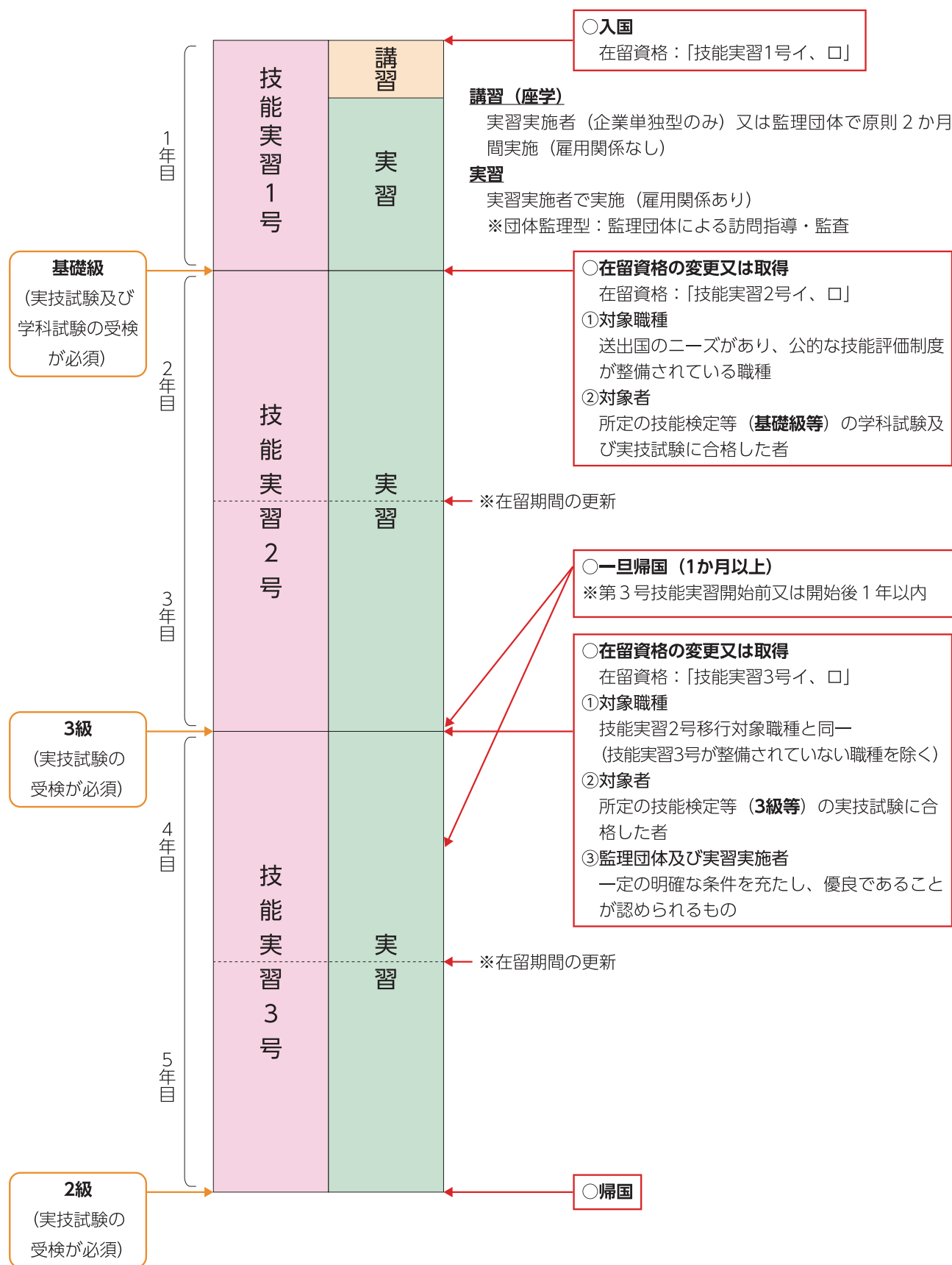


外国人技能実習機構 資料より

1号（1年間）、2号（2年間）、3号（2年間）と検定試験を受けてステップアップしていき、最長で5年間の在留となります。

なお、3号まで進むには、検定3級に合格はもちろん、その技能実習生が所属する実習実施者、監理団体ともに、外国人技能実習機構から『優良認定』を受けている必要があります。

## ■技能実習の流れ



『イ』 = 企業単独型

『ロ』 = 団体監理型



## 受入の主な要件：

技能実習生を受け入れる実習実施者に最低限求められるのは、

- ・ 技能実習計画にそって、適切に技術、技能、知識を教えること。
  - ・ 技術面だけでなく、日本語や日本の文化も教え、生活に必要なサポートを行うこと。
  - ・ 常勤職員の中から、技能実習責任者、技能実習指導員（教える職種について5年以上の実務経験が必要）、生活指導員、を選任すること。
  - ・ 要領に適合した宿泊環境を用意すること。
  - ・ 賃金面など待遇について日本人社員と差別しないこと。
- …などです。

時おり実習機関による賃金未払いやパワーハラスメント、技能実習計画外の作業指示が摘発されニュースになりますが、このような事が絶対に起きないようにしなくてははいけません。

技能実習生たちが日々成長し、日本の文化への理解が進んでいくのは喜ばしいものです。

技能実習を終えたら、近い将来、日本と母国との架け橋となって、国際的に活躍されることでしょう。

- 全国の監理団体のリストが、外国人技能実習機構の Web サイトで公開されています。まずは自社に合った監理団体を見つけましょう。

[https://www.otit.go.jp/search\\_kanri/](https://www.otit.go.jp/search_kanri/)



## 外国人材受入のヒント

### ⑧先輩外国人をチームリーダーにしたほうが良い？

職場に複数の同じ国の外国人がいる場合、一番のベテランを現場でのチームリーダー（上司）にしている企業も多いでしょう。先輩から後輩へ母国語で教育をしてくれるので、雇用側としては助かります。そして外国人同士も仲間がいることで働きやすく、孤立感も無いため離職の可能性も下がるかもしれません。

しかし反面、外国人同士ばかりで固まり、日本人従業員たちと対立する構造が生まれることもあるかもしれません。業務マニュアルを無視し、勝手に自分たちの独自ルールで働きだすかもしれません。新人の外国人従業員は、同じ外国人の先輩とばかり接することで、日本語の習得も遅れてしまうでしょう。もしかすると、外国人同士でイジメが起きており、それに気づかないかもしれません。どんな体制にするにしても決して任せきりにはせず、十分な目配りを行いましょう。



## 外国人材受入のヒント

### ⑨日本人従業員も外国語を学ぼう！

外国人従業員に日本語の習得を求めるだけでなく、日本人従業員も彼らの母国語を学んでみましょう。相互に言葉を教え合うことで良いコミュニケーションにもなりますし、いざという時に役立つことも多いはずです。

例えば、ある企業では、現場にある身近なことや、その国の文化・習慣等を題材にしながら、外国人従業員を講師とし、日本人を生徒とした「外国語教室」を開催し、お互いに理解を深める機会を作っています。

### 【重要：技能実習制度は、「育成就労」制度へと変わります】

近年、我が国の人手不足が深刻化している一方で、国際的な人材獲得競争も激化しています。また、これまでの技能実習制度では、制度目的と実態のかい離や外国人の権利保護などの課題が指摘されていました。人手不足への対応の一つとして外国人の受入が欠かせない状況にある中、外国人にとって魅力ある制度を構築することで、我が国が外国人から「選ばれる国」となり、我が国の産業を支える人材を適切に確保することが重要です。

このようなことから、令和6年6月14日、第213回通常国会において「出入国管理及び難民認定法等の一部を改正する法律」及び「出入国管理及び難民認定法及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部を改正する法律」が成立し、同月21日に公布されました。

この法改正では、技能実習制度を発展的に解消して人材育成と人材確保を目的とする育成就労制度を創設し、これまで技能実習制度において指摘されてきた課題を解消するとともに、育成就労制度と特定技能制度に連続性を持たせることで、外国人が我が国で就労しながらキャリアアップできる分かりやすい制度を構築し、長期にわたり我が国の産業を支える人材を確保することを目指されています。

出入国在留管理庁 HP「育成就労制度・特定技能制度Q&A」から一部抜粋

## 育成就労制度の概要

令和6年6月21日、「出入国管理及び難民認定法及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部を改正する法律」が公布されました。

それにより、技能移転による国際貢献を目的とする技能実習制度を抜本的に見直し、我が国の人手不足分野における**人材の育成・確保を目的とする育成就労制度が創設**されます（育成就労制度は令和6年6月21日から起算して3年以内の政令で定める日に施行されます。）。

### 育成就労制度の目的

「**育成就労産業分野**（育成就労制度の受入分野）」（※）において、我が国での3年間の就労を通じて**特定技能1号水準の技能を有する人材を育成**するとともに、当該分野における**人材を確保**すること。  
（※）特定産業分野（特定技能制度の受入れ分野）のうち就労を通じて技能を修得させることが相当なもの

### 基本方針・分野別運用方針

育成就労制度の**基本方針**及び育成就労産業分野ごとの**分野別運用方針**を策定する（策定に当たっては、有識者や労使団体の会議体から意見を聴取）。  
分野別運用方針において、生産性向上及び国内人材確保を行ってもなお不足する人数に基づき**分野ごとの受入れ見込数を設定し、これを受入れの上限数として運用**する。

### 育成就労計画の認定制度

育成就労外国人ごとに作成する「**育成就労計画**」を認定制とする（育成就労計画には育成就労の期間（3年以内）、育成就労の目標（業務、技能、日本語能力等）、内容等が記載され、**外国人育成就労機構による認定を受ける**）。

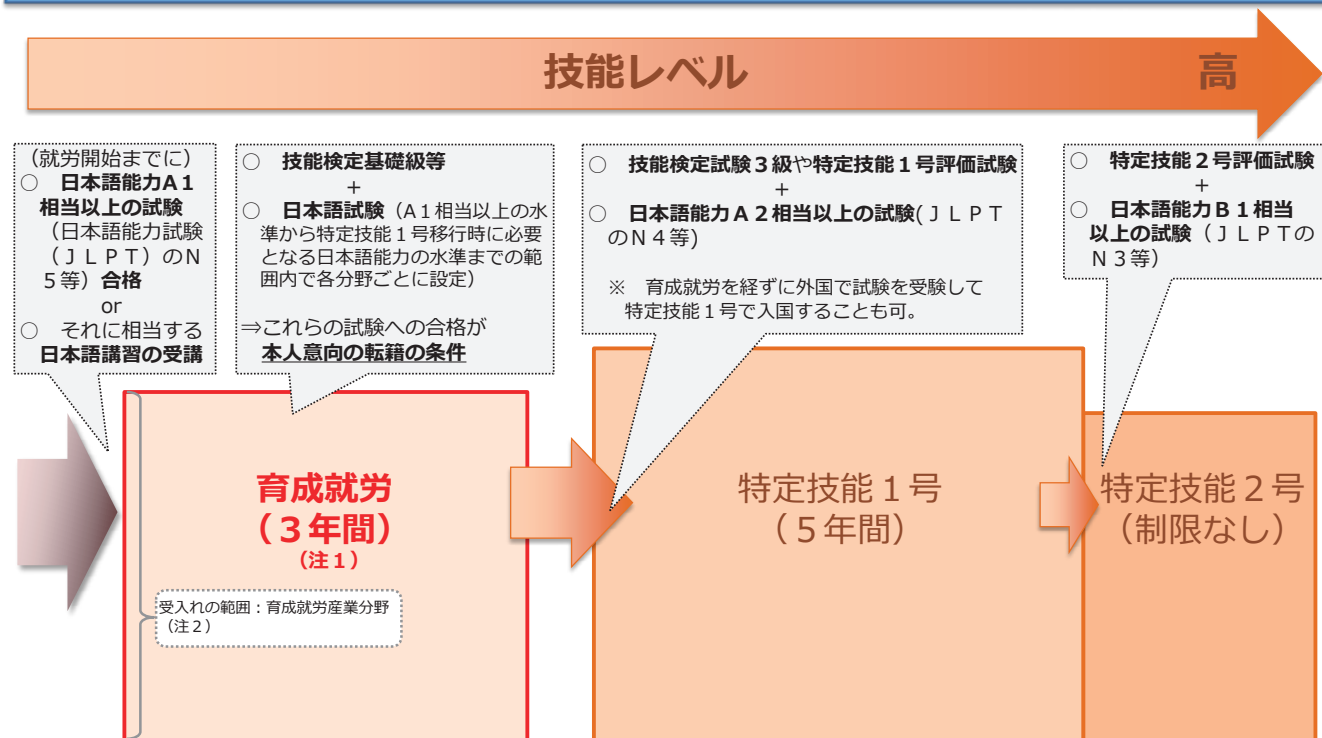
### 監理支援機関の許可制度

（育成就労外国人と育成就労実施者の間の雇用関係の成立のあつせんや）育成就労が適正に実施されているかどうか監理を行うなどの役割を担う**監理支援機関を許可制とする**（許可基準は厳格化。技能実習制度の監理団体も監理支援機関の許可を受けなければ監理支援事業を行うことはできない。）。

### 適正な送出しや受入環境整備の取組

- ・送出国と二国間取決め（MOC）の作成や送出国に支払う手数料が不当に高額にならない仕組みの導入など、送出しの適正性を確保する。
- ・育成就労外国人の**本人意向による転籍を一定要件の下で認める**ことなどにより、労働者としての権利保護を適切に図る。
- ・**地域協議会**を組織することなどにより、地域の受入環境整備を促進する。

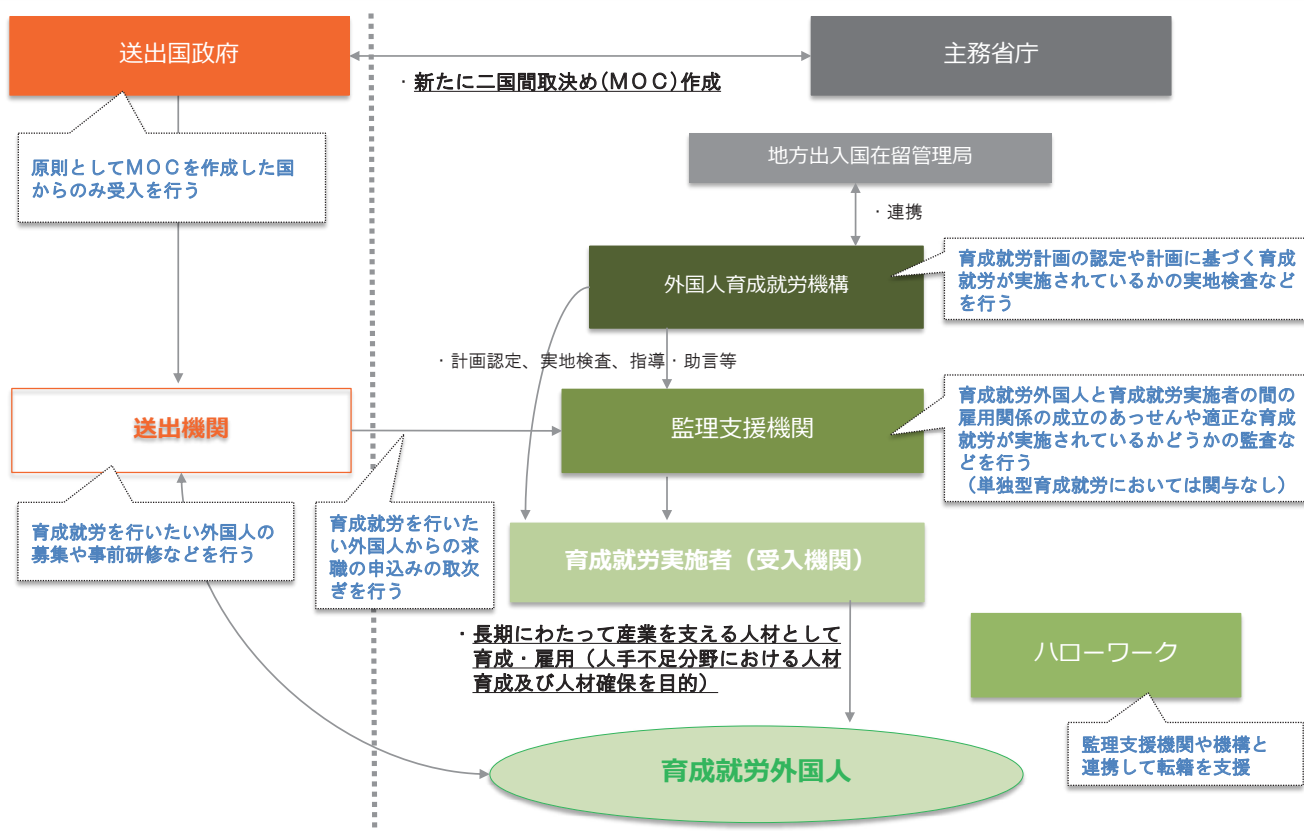
## 育成就労制度及び特定技能制度のイメージ



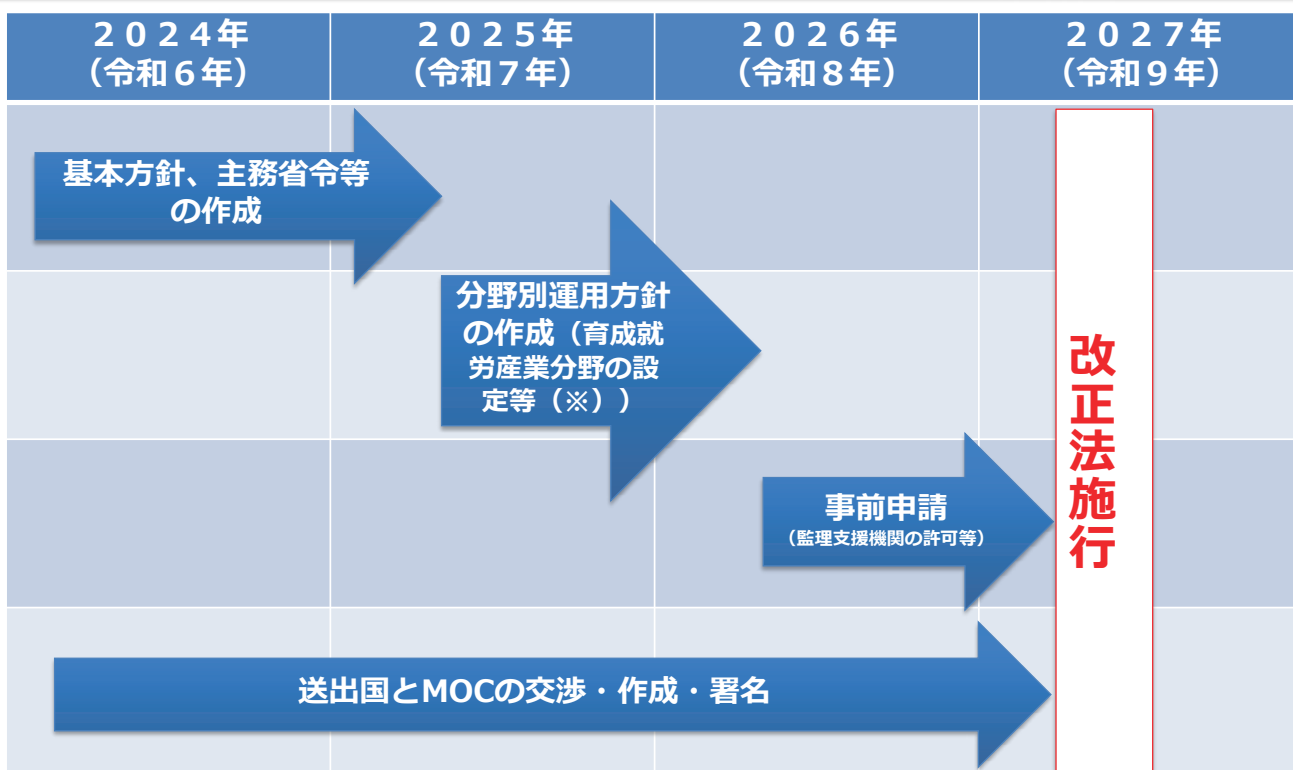
（注1）特定技能1号の試験不合格となった者には再受験のための**最長1年**の在留継続を認める。

（注2）育成就労制度の受入れ対象分野は特定技能制度と原則一致させるが、特定技能の受入対象分野でありつつも、国内での育成になじまない分野については、育成就労の対象外。

## 育成就労制度の関係機関のイメージ



## 施行までのスケジュール(予定)

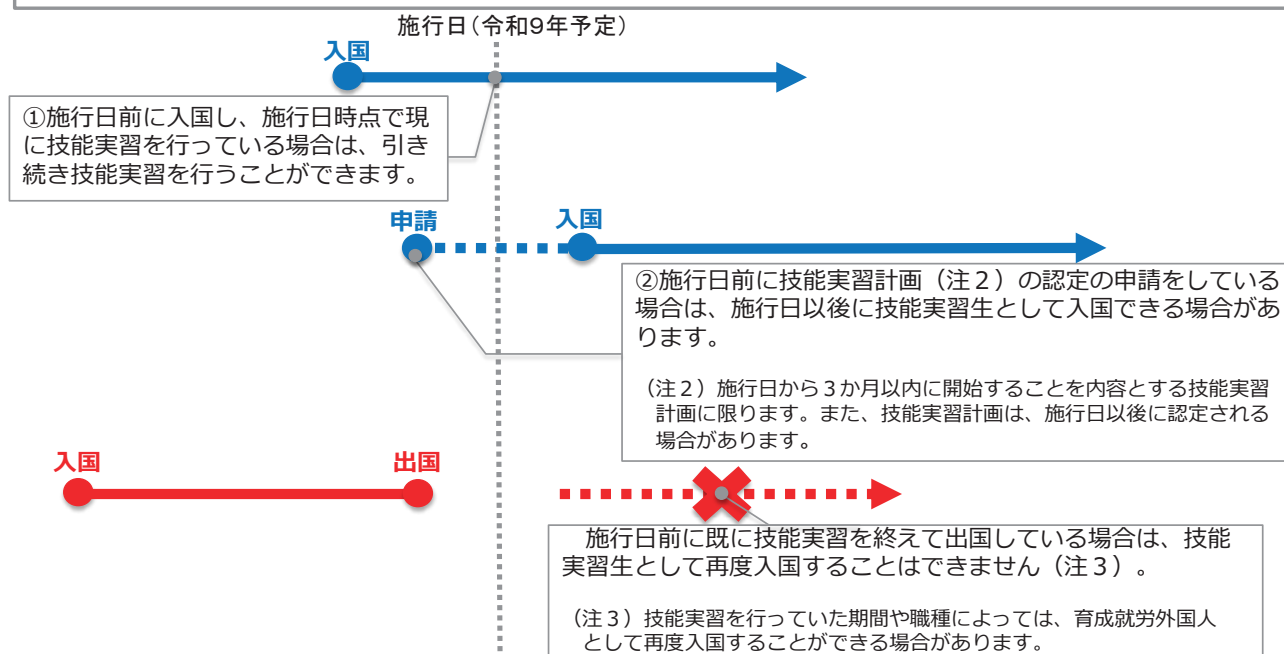


※ 育成就労産業分野・特定産業分野の設定は、必要に応じて、改正法施行までの間にも行う。

## 技能実習に関する経過措置のイメージ

下記①又は②に該当する場合、**施行日後にも技能実習を行うことが可能**であり、要件を満たせば、**次の段階の技能実習までは引き続き行うことができます**（注1）。また、この場合には、**技能実習制度のルールが適用され、技能実習から育成就労に移行することはできません**。

（注1）施行日時時点で技能実習1号で在留する方は技能実習計画の認定を受けた上で技能実習2号への移行ができますが、施行日時時点で技能実習2号で在留する方の技能実習3号への移行については、一定の範囲のものに限られます。



出入国在留管理庁 資料より

今後、施行に向けてさらに詳しい情報が公表される予定です。

### （5）「特定活動」

在留資格「特定活動」にはいくつも種類がありますが、日本で就労することができる特定活動は主に以下のものとなります。

#### 特定活動 46 号（本邦大学等卒業者）

##### ① 本制度の概要

本制度は、本邦大学等卒業者が本邦の公私の機関において、本邦の大学等（大学、大学院、短期大学、高等専門学校、短期大学等の専攻科及び認定専修学校専門課程をいう。以下同じ。）において修得した学修の成果等のほか、留学生としての経験を通じて得た高い日本語能力を活用することを要件として、幅広い業務に従事する活動を認めるものです。「技術・人文知識・国際業務」の在留資格においては、一般的なサービス業務や製造業務等が主たる活動となるものは認められませんが、本制度においては、上記諸要件が満たされれば、これらの活動も可能です。ただし、法律上資格を有する方が行うとされている業務（業務独占資格が必要なもの）及び風俗関係業務に従事することは認められません。



## ② 対象者

本邦大学等卒業者であって、高い日本語能力を有する方が対象となります。

※専門学校卒業者のうち「特定活動 46 号」の対象となるのは、外国人留学生に対して質の高い教育を行っているものとして文部科学大臣が認定した「外国人留学生キャリア形成促進プログラム」（認定専修学校専門課程）を修了し、高度専門士の称号を得た者に限ります。

### （A）学歴について

本邦大学等卒業者に限られます。外国の大学卒業者及び大学院修了者並びに認定専修学校専門課程ではない専修学校専門課程修了者は対象となりません。

### （B）日本語能力について

**ア** 日本語能力試験 N 1 又は BJT ビジネス日本語能力テストで 480 点以上を有する方が対象です。

**イ** その他、大学又は大学院において「日本語」を専攻して大学を卒業した方については、アを満たすものとして取り扱います。なお、外国の大学・大学院において日本語を専攻した方についても、アを満たすものとして取り扱いますが、この場合であっても、併せて上記（A）を満たす必要があります。

## ③ 「日本語を用いた円滑な意思疎通を要する業務」について

「日本語を用いた円滑な意思疎通を要する業務」とは、単に雇用主等からの作業指示を理解し、自らの作業を行うだけの受動的な業務では足りず、いわゆる「翻訳・通訳」の要素のある業務や、自ら第三者へ働きかける際に必要となる日本語能力が求められ、他者との双方向のコミュニケーションを要する業務であることを意味します。

## ④ 「本邦の大学、大学院、短期大学、高等専門学校、短期大学等の専攻科及び認定専修学校専門課程の学科において修得した学修の成果等を活用するものと認められること」について

従事しようとする業務内容に「技術・人文知識・国際業務」の在留資格の対象となる学術上の素養等を背景とする一定水準以上の業務が含まれていること、又は、今後当該業務に従事することが見込まれることを意味します。

## ⑤ 具体的な活動例

本制度によって活動が認められ得る具体的な例は以下のとおりです。

**（A）** 飲食店に採用され、店舗において外国人客に対する通訳を兼ねた接客業務を行うもの（それに併せて、日本人に対する接客を行うことを含む）。

※ 厨房での皿洗いや清掃にのみ従事することは認められません。

**（B）** 工場のラインにおいて、日本人従業員から受けた作業指示を技能実習生や他の外国人従業員に対し外国語で伝達・指導しつつ、自らもラインに入って業務を行うもの。

※ ラインで指示された作業にのみ従事することは認められません。



(C) 小売店において、仕入れや商品企画等と併せ、通訳を兼ねた外国人客に対する接客販売業務を行うもの（それに併せて、日本人に対する接客販売業務を行うことを含む）。

※ 商品の陳列や店舗の清掃にのみ従事することは認められません。

(D) ホテルや旅館において、翻訳業務を兼ねた外国語によるホームページの開設、更新作業を行うものや、外国人客への通訳（案内）、他の外国人従業員への指導を兼ねたベルスタッフやドアマンとして接客を行うもの（それに併せて、日本人に対する接客を行うことを含む）。

※ 客室の清掃にのみ従事することは認められません。

(E) タクシー会社に採用され、観光客（集客）のための企画・立案を行いつつ、自ら通訳を兼ねた観光案内を行うタクシードライバーとして活動するもの（それに併せて、通常のタクシードライバーとして乗務することを含む）。

※ 車両の整備や清掃にのみ従事することは認められません。

(F) 介護施設において、外国人従業員や技能実習生への指導を行いながら、外国人利用者を含む利用者との間の意思疎通を図り、介護業務に従事するもの。

※ 施設内の清掃や衣服の洗濯にのみ従事することは認められません。

(G) 食品製造会社において、他の従業員との間で日本語を用いたコミュニケーションを取りながら商品の企画・開発を行いつつ、自らも商品製造ラインに入って作業を行うもの。

※ 単に商品製造ラインに入り、日本語による作業指示を受け、指示された作業にのみ従事することは認められません。

## ⑥ 契約形態等

「法務大臣が指定する本邦の公私の機関との契約に基づいて、当該機関の常勤の職員として行う当該機関の業務に従事する活動」について申請内容に基づき、「指定する活動」として活動先の機関が指定され、「指定書」として旅券に貼付されます。転職等で活動先の機関が変更となった場合は指定される活動が変わるため、在留資格変更許可申請が必要です。

出所：出入国在留管理庁「留学生の就職支援に係る「特定活動」（本邦大学等卒業者）についてのガイドライン」

<https://www.moj.go.jp/isa/content/001413711.pdf>



## インターンシップ

### ① 本制度の概要

在留資格「特定活動」の中には海外からの留学生を受入れるインターンシップもあります。もっとも、企業などが海外からインターンシップとして学生を受入れる場合には、その学生に対して日本の労働関係法令（例えば、最低賃金法など）が適用されるかどうかについて、あらかじめ確認しておく必要があります。

労働関係法令の適用については、インターンシップの態様により個別に判断されますが、例えば、学生がインターンシップを行う企業において直接生産活動に従事するなど、当該作業による利益・効果が直接企業に帰属し、かつ、企業と学生との間に使用従属関係が認められる場合には、当該学生は労働者に該当すると考えられますので、労働関係法令の適用があるということになります。

在留資格「留学」、「特定活動」（継続就職活動）又は「特定活動」（就職内定者）をもって在留している方がインターンシップを行う場合、インターンシップによる報酬の有無により対応が異なります。

インターンシップにより報酬を受けない場合、つまり無報酬でインターンシップを行うような場合は、出入国在留管理局から事前に許可を受ける必要はありません。

一方、インターンシップにより報酬を受けるような場合は、インターンシップに従事する時間が、1週について28時間以内の方又は在籍する教育機関の学則で定める長期休業期間中に行うインターンシップであって、当該インターンシップに従事する時間が1日について8時間以内の方については、事前に入出国在留管理局から資格外活動許可を受ける必要があります。

なお、当該許可を受けることにより、いわゆる夏季休業、冬季休業及び春季休業等として在籍する教育機関が学則で定める長期休業期間中は、1日について8時間以内の資格外活動が可能です。そのため、長期休業期間中に、1週について28時間を超えるインターンシップに参加する場合であっても、下記の「1週について28時間を超える資格外活動許可」を受ける必要はありません。

また、インターンシップに従事する時間が（長期休業期間以外で）1週について28時間を超えるような場合は、事前に入出国在留管理局から資格外活動許可とは別に「1週について28時間を超える資格外活動許可」を個別に受ける必要があります。もちろん学業に支障がないことが前提となります。

### ② 対象者

**(A)** 在留資格「留学」をもって大学（短期大学を除く）に在籍し、インターンシップを行う年度末で修業年度を終える方で、かつ、卒業に必要な単位をほぼ修得している方

※卒業に必要な単位のうち、9割以上の単位を取得した大学4年生が想定されます。

(B) 在留資格「留学」をもって大学院に在籍し、インターンシップを行う年度末で修業年度を終える方  
※修士2年生又は博士3年生が想定されます。

(C) 在留資格「特定活動」をもって在留する就職活動を行っている方（短期大学を卒業した方及び専修学校の専門課程を修了した方を含む）

(D) 在留資格「特定活動」をもって在留する就職内定者の方（短期大学を卒業した方及び専修学校の専門課程を修了した方を含む）

上記に該当しない場合であっても、単位を取得するために必要な実習等、専攻科目に密接な関係がある場合等には、1週について28時間を超える資格外活動許可を受けることができます。

※「1週について28時間を超える資格外活動許可」の申請に必要な資料

資格外活動許可申請に必要な書類に加えて、下記の資料を提出してください。

- ・インターンシップを行う予定の機関が作成した、申請人の待遇を証する文書  
具体的に行おうとする活動内容、活動期間、活動時間、活動場所、報酬等を記したもの
- ・大学生・大学院生の方は、在学する大学からの在学証明書
- ・大学生の方は、卒業に必要な単位数及びその修得状況が確認できる文書（成績証明書等）
- ・専修学校の専門課程を修了した方は、専修学校からの成績証明書

出所：法務省「インターンシップをご希望のみなさまへ」

[https://www.moj.go.jp/isa/applications/resources/nyuukokukanri07\\_00109.html](https://www.moj.go.jp/isa/applications/resources/nyuukokukanri07_00109.html)



## ワーキング・ホリデー

ワーキング・ホリデー制度とは、二国・地域間の取決め等に基づき、各々が、相手国・地域の青少年に対し、休暇目的の入国及び滞在期間中における旅行・滞在資金を補うための付随的な就労を認める制度です。各々の国・地域が、その文化や一般的な生活様式を理解する機会を相手国・地域の青少年に対して提供し、二国・地域間の相互理解を深めることを趣旨とします。そして我が国及び当該相手国・地域は、それぞれ、ワーキング・ホリデー制度の利用者に対し、滞在期間中における旅行・滞在資金を補うための付随的な就労を認めています。もっとも風俗営業等で就労することはできません。

仮にこれら業種への就労があった場合は、人身取引等の被害を受けた場合を除き、退去強制事由に該当します。また、これら業種へ就労させた者については不法就労助長罪、人身売買罪等に問われることもあります。

(注) 風俗営業等とは、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」第2条第1項に規定されるもの等を言います。

(注) 当該相手国・地域の方には、法務大臣が個々に指定した活動等が記載された「指定書」が旅券に添付されますので、就労制限については当該指定書を確認してください。

出所：外務省「ワーキング・ホリデー制度」

[https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/visa/working\\_h.html](https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/visa/working_h.html)



## 外国人材受入のヒント

### ⑩風営法ってなに？

風営法は「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」の略称です。「風俗営業」はこの法律で規定されており、風俗営業許可を受けて行う業種に関する仕事をするために資格外活動許可の申請をしても、出入国在留管理局は許可しない運用をしています。

法律上の「風俗営業」には、キャバレーなど客を接待するお店、ダンスクラブ、バー、パチンコ店、ゲームセンター、マージャン店（雀荘）などが含まれます。

また、これらの営業所では、たとえ調理、皿洗い、清掃業務など表に出て接客しない業務であっても、事業所自体が風俗営業許可の適用を受けるのであれば、資格外活動としての就労はできません。これらに違反した場合、事業主も不法就労助長罪に該当し、重い刑罰が科せられます（出入国管理及び難民認定法第72条の2）。

※なお、在留資格の中でも就労制限のない「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」、「定住者」、「永住者」、「特別永住者」という、いわゆる身分・地位に基づく在留資格については、上記のような制限はありません。

### ⑪文化、価値観の違いをお互いに知りましょう。

相手の国では普通の話でも、日本では一般的に、テーマにはしないような話題があります。例えば、宗教や政治に関することなどです。一方で、国柄によっては、お互いの給与をさらけ出し、比較し合うことが普通であったりします。本人に悪気はないのに、それを見聞きした日本人従業員との間でトラブルになってしまい、ギクシャクした職場になる、というような話も耳にします。

また、一部の国では未だ女性蔑視の傾向があったり、上下関係に非常に敏感であったりします。そのため、例えば、『女性や年下の上司（先輩）』に露骨に反発する方もいるようです。しかし、そのような態度は日本社会では受け入れられないことを根気強く説明しましょう。

## ■日本の高等学校等を卒業した外国人の就労

日本の高等学校を卒業した外国人が就労できる制度があります。

日本で育った外国人の子どもたちの中には、就労ができる在留資格を得るための学歴や職歴の要件を満たさないため、いつまでも就職できない人も多くいましたが、この制度ができたことにより、高校卒業後に社会で活躍する若者も増えてきました。

このことにより、事業主側の外国人採用の選択肢も増えたと言えます。

### 高等学校等卒業後に日本での就労を考えている外国籍を有する方へ

出入国在留管理庁においては、父母等に同伴して日本に在留している外国人の方が、高等学校等卒業後に日本で就労する場合、「定住者」又は「特定活動」への在留資格の変更を認めています。

それぞれの主な要件及び在留資格変更許可申請の際の提出資料は以下のとおりです。

#### 要件

| 定住者                                                                                               | 特定活動                                                                                          |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------|
| 我が国の義務教育(小学校及び中学校)を修了していること<br>※ 中学校には夜間中学を含みます。                                                  | —                                                                                             |
| 我が国の高等学校等を卒業していること又は卒業見込みであること<br>※ 高等学校には定時制課程及び通信制課程を含みます。その他対象となる学校については法務省HPで御確認ください。         | 我が国の高等学校等を卒業していること又は卒業見込みであること<br>※ ただし、高等学校等に編入している場合は、卒業に加えて日本語能力試験N2程度の日本語能力を有していることが必要です。 |
| —                                                                                                 | 扶養者が身元保証人として在留していること                                                                          |
| 入国後、引き続き「家族滞在」の在留資格をもって日本に在留していること<br>※ 「家族滞在」以外の在留資格で在留している方でも、「家族滞在」の在留資格該当性がある方は、本取扱いの対象となります。 |                                                                                               |
| 入国時に18歳未満であること                                                                                    |                                                                                               |
| 就労先が決定(内定を含む。)していること<br>※ 当該就労先において、資格外活動許可の範囲(1週につき28時間)を超えて就労すること                               |                                                                                               |
| 住居地の届出等、公的義務を履行していること                                                                             |                                                                                               |

#### 在留資格変更許可申請の際の提出資料

| 定住者                                                                                                     | 特定活動                                                                    |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------|
| 在留資格変更許可申請書(T)(縦4cm×横3cmの写真を貼付)                                                                         | 在留資格変更許可申請書(U)(縦4cm×横3cmの写真を貼付)                                         |
| 履歴書(我が国の義務教育を修了した経歴について記載のあるもの)                                                                         | 履歴書(我が国の高等学校等への入学日の記載のあるもの)                                             |
| 我が国の小学校及び中学校を卒業していることを証明する書類(卒業証書の写し又は卒業証明書)                                                            | 我が国の高等学校等の在学証明書(入学日の記載のあるもの)                                            |
| —                                                                                                       | 高等学校等に編入した者については、以下のいずれかの資料<br>・ 日本語能力試験N2以上<br>・ BJTビジネス日本語能力テスト400点以上 |
| 身元保証書                                                                                                   | 扶養者を保証人とする身元保証書                                                         |
| 我が国の高等学校等を卒業していること又は卒業が見込まれることを証明する書類                                                                   |                                                                         |
| 我が国の企業等に雇用されること(内定を含む。)を証明する書類(雇用契約書、労働条件通知書、内定通知書等。内定通知書に雇用期間、雇用形態及び給与の記載がない場合は、これらが分かる求人票等の資料を併せて提出。) |                                                                         |
| 住民票(世帯全員の記載があるもの。個人番号(マイナンバー)については省略し、他の事項については省略のないもの。)                                                |                                                                         |

※ 申請後に、出入国在留管理局における審査の過程において、この他に資料を求められる場合もあります。

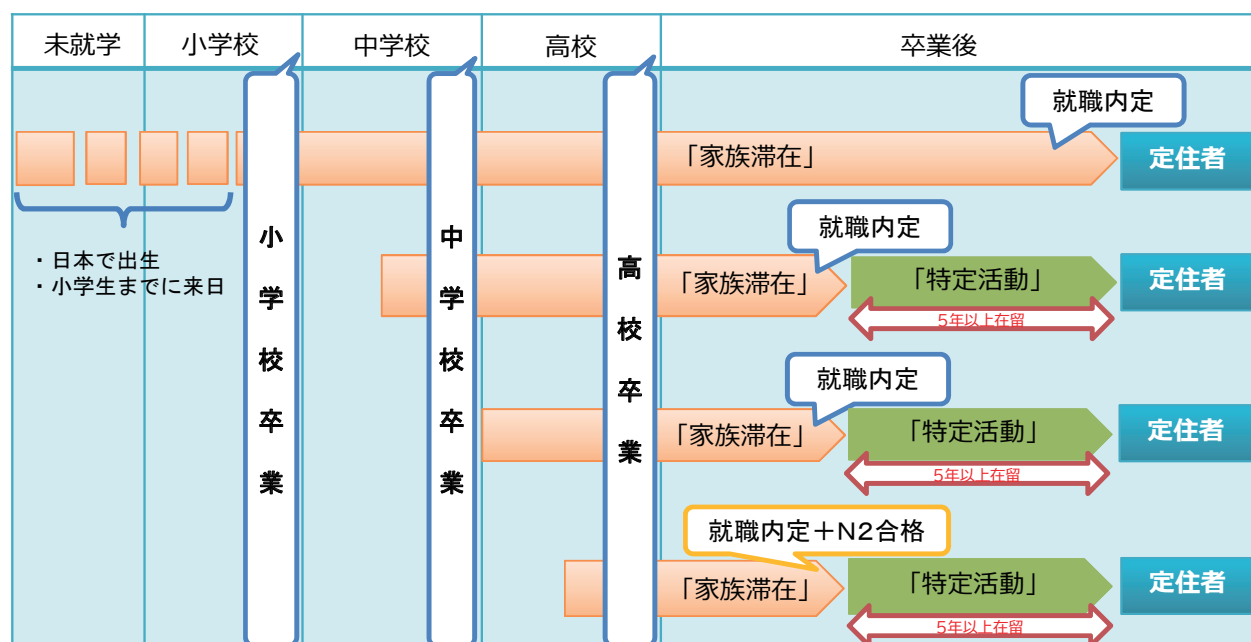


## 高等学校等卒業後に就労を希望する外国人に係る在留資格の取扱いについて

### 主なルート

定住者：17歳までに入国＋小学校卒業＋中学校卒業＋高校卒業＋就職内定

特定活動：17歳までに入国＋ $\left\{ \begin{array}{l} \text{高校入学（編入を除く）} \rightarrow \text{卒業} \\ \text{高校編入} \rightarrow \text{卒業} + \text{日本語能力 N 2} \end{array} \right\}$ ＋就職内定＋親（日本在留）の身元保証



注1「家族滞在」以外の在留資格で在留している者でも、「家族滞在」の在留資格該当性がある場合（「留学」等）は本取扱いの対象となる。

注2「特定活動」から「定住者」への変更許可要件は以下のとおり。

- ①本邦の高等学校卒業以上の学歴を有すること
- ②就労を目的とする「特定活動」又は就労資格（「技能実習」を除く。）により5年以上在留していること  
※本邦の大学又は専門学校で教育を受けた期間（専ら日本語教育を受ける場合を除く。）の算入も認める。
- ③申請人自身に独立生計維持能力が認められること
- ④申請人が入管法上の届出義務、公的義務を履行していること

### （6）「資格外活動許可による就労」

日本に在留する外国人は、入管法別表第1又は第2（入管法の条文のあとに設けられている表のこと）に定められた在留資格をもって在留することとされています。入管法別表第1に定められた在留資格は、就労や留学など日本で行う活動に応じて許可されるものであるため、行うことができる活動は、それぞれの在留資格に応じて定められています。したがって、許可された在留資格に応じた活動以外に、収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動を行おうとする場合には、あらかじめ資格外活動の許可を受けていなければなりません。

例えば、留学生がアルバイトをしたいと希望する場合、「留学」の在留資格は原則就労が禁止されているため、資格外活動許可を受ける必要があります。また、中華料理店の料理人として「技能」



の在留資格で滞在する人が、休みの日に中国語教室を開いて報酬を得る場合などにも資格外活動許可が必要です。留学生をアルバイトなどで採用する場合は、資格外活動許可の要否について念のため出入国在留管理局へ問い合わせることをお勧めします。

※平成22年7月から、「留学」の在留資格をもって在留する外国人が、在籍する大学又は高等専門学校（第4学年、第5学年及び専攻科に限る）との契約に基づいて報酬を受けて行う教育又は研究を補助する活動については、資格外活動の許可を受けることを要しないこととなりました。

資格外活動の許可は、証印シール（旅券に貼付）又は資格外活動許可書の交付により受けられます。証印シール又は資格外活動許可書には、「新たに許可された活動内容」が記載されます。

資格外活動許可には、

- ① 雇用主である企業等の名称、所在地及び業務内容等を個別に指定するもの
  - ② 原則1週に28時間以内であること及び活動場所において風俗営業等が営まれていないことを条件として企業等の名称、所在地及び業務内容等を指定しないもの
  - ③ 地方公共団体等において雇用されている「教育」、「技術・人文知識・国際業務」又は「技能（スポーツインストラクターに限る）」の在留資格をもって在留する外国人が、1週に28時間以内であること及び地方公共団体等との雇用契約に基づいて、在留資格「教育」、「技術・人文知識・国際業務」又は「技能（スポーツインストラクターに限る）」に該当する活動を行うことを条件として、勤務先の名称、所在地及び業務内容等を指定しないものがあります。
- ②及び③の場合、「新たに許可された活動内容」には、以下のとおり記載されます。

②の場合「出入国管理及び難民認定法施行規則第19条第5項第1号に規定する活動」

③の場合「出入国管理及び難民認定法施行規則第19条第5項第2号に規定する活動」

また、中長期在留者に対して交付される在留カードの裏面には、資格外活動許可を受けている場合に、その許可の要旨が記載されます。

証印シール見本



在留カード裏面見本



②の許可が受けられる場合として、「留学」又は「家族滞在」の在留資格をもって在留する場合のほか、本邦の大学を卒業し、又は専修学校専門課程において専門士の称号を取得して同校を卒業した留学生であって、卒業前から行っている就職活動を継続するための「特定活動」の在留資格をもって在留する者で、同教育機関からの推薦状に資格外活動許可申請に係る記載がある場合等が挙げられます。

「留学」「教育」「技術・人文知識・国際業務」又は「技能」の在留資格を決定されて新しく上陸の許可を受けた場合（「3月」の在留期間が決定された場合を除く）には、上陸の許可に引き続き、資格外活動許可の申請を行い、上陸の許可を受けた出入国港で資格外活動許可を受けることが可能です。

参照 出入国在留管理庁 HP

[https://www.moj.go.jp/isa/applications/procedures/nyuukokukanri07\\_00045.html](https://www.moj.go.jp/isa/applications/procedures/nyuukokukanri07_00045.html)



## （７）「特定技能」

深刻な人手不足となっている産業分野において『もっと外国人の方にも活躍してもらおう』と創設された在留資格です。以前は、外国人の方が日本で働く在留資格を得られる職種は、あくまで専門職に限られていました。例えば、翻訳通訳者・外国語講師・外国料理の調理師・医師・弁護士・パイロットなどです。その他のサービス業や小売業、製造業、建設業などの、いわゆる現場業務の人手不足は、就労制限の無い『身分・地位に基づく在留資格』（「永住者」や「日本人の配偶者」など）の方や、留学生や家族滞在のアルバイトの方が支えていました。そのような現場において一定の専門性や技能を有した即戦力となる『労働者』として働いてもらう在留資格を設けよう、と創設されたのが「特定技能」です。

### 特定技能は、『１号』と『２号』があります

#### < １号の主な特徴 >

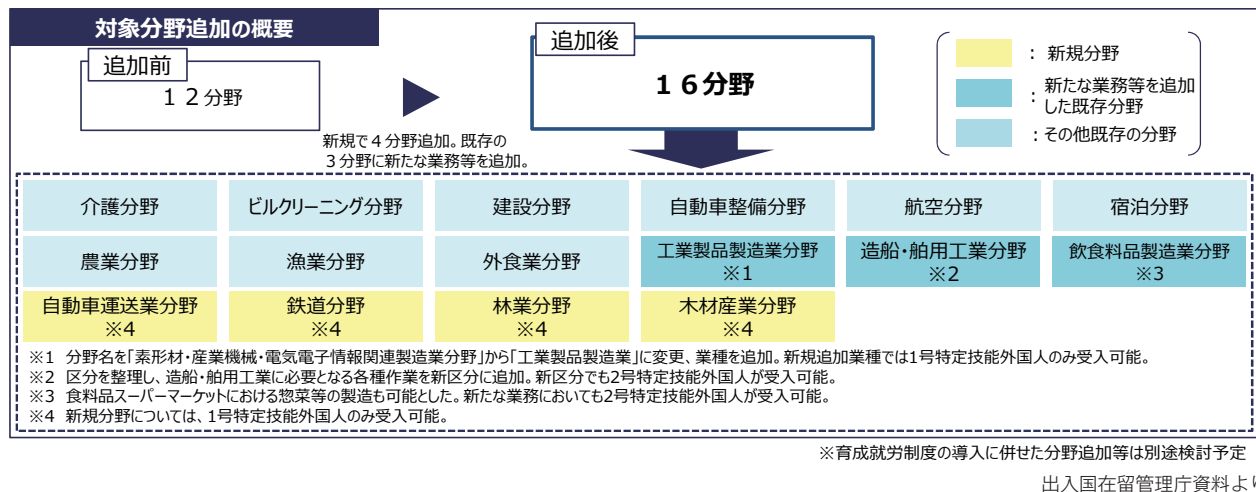
- ・在留は最長で５年
- ・海外から家族（配偶者、子）を呼び、『家族滞在』者にはできない。
- ・受入れ機関や登録支援機関による支援の対象（後述）
- ・永住審査要件の『就労期間』にカウントされない。（※）  
※永住申請をする際、通常は「日本に継続して住んで１０年以上、そのうち就労して５年以上」という要件がある（日本人と結婚している場合などは別の要件あり）。しかし、特定技能１号は、『この就労して５年以上』のうちにカウントされない。

#### < ２号の主な特徴 >

- ・在留資格が更新されれば、継続就労可能。
- ・家族の帯同も要件を満たせば可能。
- ・受入れ機関や登録支援機関による支援の対象ではない。

## <重要補足>

令和6年3月29日閣議決定により、特定技能の2号対象職種が増えるとともに、新たに「自動車運送業」・「鉄道」・「林業」・「木材産業」の4分野が追加されました。  
 なお、「素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業」は、「工業製品製造業」に名称変更されました。これにより、ますます特定技能制度は注目されています。



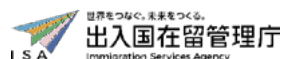
## 分野と受入れ見込数

特定技能は、下記の16分野に限られています。（令和6年9月時点）

<1号のみ> 介護、工業製品製造業（一部）、自動車運送業、鉄道、林業、木材産業

<1号と2号> ビルクリーニング、工業製品製造業（一部）、建設、造船・船用工業、自動車整備、航空、宿泊、農業、漁業、飲食料品製造業、外食業

## 特定技能1号の対象分野及び業務区分一覧



|             | 分野                                                            | 1 人手不足状況          |                          | 2 人材基準                                                                              |                                                                                                                                        | 3 その他重要事項 |  |
|-------------|---------------------------------------------------------------|-------------------|--------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------|--|
|             |                                                               | 受入見込数<br>(5年間の上限) | 技能試験                     | 日本語試験                                                                               | 従事する業務                                                                                                                                 | 雇用<br>形態  |  |
| 厚<br>労<br>省 | 介護                                                            | 135,000人          | 介護技能評価試験                 | 国際交流基金日本語基礎テスト又は<br>日本語能力試験(N4以上)<br>(上記に加えて)介護日本語評価試験                              | ・身体介護等(利用者の心身の状況に応じた入浴、食事、排せつの介助等)のほか、これに付随する支援業務(レクリエーションの実施、機能訓練の補助等)<br>(注)訪問系サービスは対象外<br><br>〔1業務区分〕                               | 直接        |  |
|             | ビルクリーニング                                                      | 37,000人           | ビルクリーニング分野特定<br>技能1号評価試験 |                                                                                     | ・建築物内部の清掃<br><br>〔1業務区分〕                                                                                                               | 直接        |  |
| 経<br>産<br>省 | 工業製品製造業<br><small>旧名:素形材・産業機械、<br/>電気電子情報関連製造業<br/>※1</small> | 173,300人          | 製造分野特定技能1号<br>評価試験       |                                                                                     | ・機械金属加工 ・電気電子機器組立て ・金属表面処理 ・紙器・段ボール箱製造<br>・コンクリート製品製造 ・RPF製造 ・陶磁器製品製造 ・印刷・製本 ・紡織製品製造 ・縫製<br>〔10業務区分〕                                   | 直接        |  |
|             | 建設                                                            | 80,000人           | 建設分野特定技能1号<br>評価試験等      |                                                                                     | ・土木<br>・建築<br>・ライフライン・設備<br>〔3業務区分〕                                                                                                    | 直接        |  |
| 国<br>交<br>省 | 造船・船用工業                                                       | 36,000人           | 造船・船用工業分野特定<br>技能1号試験等   | 国際交流基金日本語基礎テスト又は<br>日本語能力試験(N4以上)                                                   | ・造船<br>・船用機械<br>・船用電気電子機器<br>〔3業務区分〕                                                                                                   | 直接        |  |
|             | 自動車整備                                                         | 10,000人           | 自動車整備分野特定技<br>能1号評価試験等   |                                                                                     | ・自動車の日常点検整備、定期点検整備、特定整備、特定整備に付随する基礎的な業務<br>〔1業務区分〕                                                                                     | 直接        |  |
|             | 航空                                                            | 4,400人            | 航空分野特定技能1号<br>評価試験       |                                                                                     | ・空港グランドハンドリング(地上走行支援業務、手荷物・貨物取扱業務等)<br>・航空機整備(機体、装備品等の整備業務等)<br>〔2業務区分〕                                                                | 直接        |  |
|             | 宿泊                                                            | 23,000人           | 宿泊分野特定技能1号<br>評価試験       |                                                                                     | ・宿泊施設におけるフロント、企画・広報、接客及びレストランサービス等の宿泊サービスの提供<br>〔1業務区分〕                                                                                | 直接        |  |
|             | 自動車運送業<br><small>※2</small>                                   | 24,500人           | 自動車運送業分野特定<br>技能1号評価試験等  | 国際交流基金日本語基礎テスト又は<br>日本語能力試験(N4以上)<br>※「従事する業務」のうち、 <b>青字</b> につ<br>いては日本語能力試験(N3以上) | ・トラック運転者<br>・ <b>タクシー運転者</b><br>・ <b>バス運転者</b><br>〔3業務区分〕                                                                              | 直接        |  |
|             | 鉄道<br><small>※2</small>                                       | 3,800人            | 鉄道分野特定技能1号<br>評価試験等      |                                                                                     | ・軌道整備 ・電気設備整備 ・車両整備<br>・車両製造 ・ <b>運輸係員(駅係員、車掌、運転士)</b><br>〔5業務区分〕                                                                      | 直接        |  |
|             | 農業                                                            | 78,000人           | 1号農業技能測定試験               |                                                                                     | ・耕種農業全般(栽培管理、農産物の集出荷・選別等)<br>・畜産農業全般(飼養管理、畜産物の集出荷・選別等)<br>〔2業務区分〕                                                                      | 直接<br>派遣  |  |
| 農<br>水<br>省 | 漁業                                                            | 17,000人           | 1号漁業技能測定試験               |                                                                                     | ・漁業(漁具の製作・補修、水産動植物の探索、漁具・漁労機械の操作、水産動植物の採捕、漁獲物の処理・保蔵、安全衛生の確保等)<br>・養殖業(養殖資材の製作・補修・管理、養殖水産動植物の育成管理、養殖水産動植物の収穫(穫)・処理、安全衛生の確保等)<br>〔2業務区分〕 | 直接<br>派遣  |  |
|             | 飲食料品<br>製造業                                                   | 139,000人          | 飲食料品製造業特定技<br>能1号技能測定試験  | 国際交流基金日本語基礎テスト又は<br>日本語能力試験(N4以上)                                                   | ・飲食料品製造業全般(飲食料品(酒類を除く)の製造・加工、安全衛生の確保)<br>〔1業務区分〕                                                                                       | 直接        |  |
|             | 外食業                                                           | 53,000人           | 外食業特定技能1号技<br>能測定試験      |                                                                                     | ・外食業全般(飲食物調理、接客、店舗管理)<br>〔1業務区分〕                                                                                                       | 直接        |  |
|             | 林業<br><small>※2</small>                                       | 1,000人            | 林業技能測定試験                 |                                                                                     | ・林業(育林、素材生産等)<br>〔1業務区分〕                                                                                                               | 直接        |  |
|             | 木材産業<br><small>※2</small>                                     | 5,000人            | 木材産業特定技能1号<br>測定試験       |                                                                                     | ・製材業、合板製造業等に係る木材の加工等<br>〔1業務区分〕                                                                                                        | 直接        |  |

※1 「機械金属加工」、「電気電子機器組立て」、「金属表面処理」の3業務区分以外の業務区分については、省令の改正等を行った後、受入開始となる予定。

※2 省令の改正等を行った後、受入開始となる予定。

## 特定技能の在留資格を得る主な方法

- A** 国内で、**各分野で行われる試験に合格し**、就職先（受入機関）と雇用契約を結び、入管庁へ在留資格の変更許可申請をする。 ※ **N4等の日本語能力も保持していること。**
- B** 海外で、**各分野で行われる試験に合格し**、就職先（受入機関）と雇用契約を結んだ後、入管庁へ在留資格の認定交付申請をする。 ※ **N4等の日本語能力も保持していること。**
- C** 技能実習2号を良好に修了した技能実習生（元 技能実習生を含む）が、**修了した技能実習と関係する産業分野・業務**において、就職先（受入機関）と雇用契約を結び、入管庁へ在留資格の変更許可申請（元 技能実習生は在留資格の認定交付申請）をする。

### パターンA

在留外国人

試験

### パターンB

海外

試験

### パターンC

技能実習生  
(元技能実習生)

登録支援機関

「特定技能」  
受入機関  
(就職先)

※海外での試験は、ベトナム、中国、フィリピン、インドネシア、タイ、ミャンマー、カンボジア、ネパール、モンゴル、スリランカ等で行われる。

※あくまで試験実施国であり、受験者の国籍を限定するものではない。

※分野によって開催国が限られており、全ての国で試験が行われているわけではない。

## 技能試験について

各分野で独自に行われる『技能試験』の、試験日や試験場所（国内・海外）、申込み方法など詳細は、各種『試験機関』の Web サイト等をご確認ください。

### ★介護

『厚生労働省 専門 Web ページ』

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_000117702.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_000117702.html)



### ★ビルクリーニング

『公益社団法人 全国ビルメンテナンス協会』

<https://www.j-bma.or.jp/qualification-training/zairyu>



### ★工業製品製造業

『経済産業省（工業製品製造業）ポータルサイト』

<https://www.sswm.go.jp/>



### ★建設

『一般社団法人 建設技能人材機構』

<https://jac-skill.or.jp/exam/>



### ★造船・船用工業

『一般財団法人 日本海事協会』

<https://www.classnk.or.jp/hp/ja/authentication/evaluation/index.html>



### ★自動車整備

『一般社団法人 日本自動車整備振興会連合会』

<https://www.jaspa.or.jp/mechanic/specific-skill/index.html>



### ★航空

『公益社団法人 日本航空技術協会』

<https://exam.jaea.or.jp/>



### ★宿泊

『一般社団法人 宿泊業技能試験センター』

<https://caipt.or.jp/>





### ★農業

『一般社団法人 全国農業会議所』

<https://asat-nca.jp/>



### ★漁業

『一般社団法人 大日本水産会』

<https://suisankai.or.jp/skill/>



### ★飲食料品製造業、外食業

『一般社団法人 外国人食品産業技能評価機構』

<https://otaff.or.jp/>



### ★自動車運送業

『一般財団法人 日本海事協会』

<https://www.classnk.or.jp/hp/ja/authentication/evaluation/motortransport.html>



## 日本語試験について

日本語試験は、2種類あり、『日本語能力試験（JLPT）』と『国際交流基金 日本語基礎テスト（JFT-Basic）』があります。試験日や試験場所（国内・海外）、申込み方法など詳細は、各種『試験機関』の Web サイト等をご確認ください。

### ★日本語能力試験（JLPT）

<https://www.jlpt.jp/>

（『N4』以上の合格が必要。毎年、7月と12月に行われる。）



N1

むずかしい

やさしい

N5

N 1：幅広い場面で使われる日本語を理解することができる。

N 2：日常的な場面で使われる日本語の理解に加え、より幅広い場面で使われる日本語をある程度理解することができる。

N 3：日常的な場面で使われる日本語をある程度理解することができる。

N 4：基本的な日本語を理解することができる。

N 5：基本的な日本語をある程度理解することができる。



# ★国際交流基金 日本語基礎テスト (JFT\_Basic)

<https://www.jpf.go.jp/jft-basic/>

(『A2』 = 200 点以上の合格が必要)



A2レベルの一定程度の  
日本語力を持っているか  
どうかを判定



JFTBasic 国際交流基金日本語基礎テスト Web サイトより

※自動車運送業の【バス】【タクシー】については、日本語能力試験『N3』以上、もしくは日本語基礎テストの『B1 相当』以上が求められています。

## 「日本語教育の参照枠」のレベル尺度 (日本語能力の熟達度について6レベルで示したもの)

- CEFR(ヨーロッパ言語共通参照枠)を参考に、日本語の習得段階に応じて求められる日本語教育の内容・方法を明らかにし、外国人等が適切な日本語教育を継続的に受けられるようにするための共通の基盤として示したもので、日本語教育に関わる全ての者が参照できる日本語学習、教授、評価のための枠組み。
- 日本語の学習・教授・評価を考える際に必要になる、日本語のレベルを示した全体的な尺度と、「聞く」「読む」「話す(やりとり・発表)」「書く」の言語活動別に実生活において日本語を使ってどんなことができるかを表した言語能力記述文(Can do)を示すもの。

| 「日本語教育の参照枠」の全体的な尺度(抜粋)<br>日本語能力の熟達度について6レベルで示したもの |    | <参考>日本語能力試験(JLPT) | <参考>日本語基礎テスト(JFT-Basic) | <参考>就労場面での「できることリスト」<br>【厚労省・外国人就労・定着支援事業】                                           | <参考>英検とCEFRとの対応<br>(英検協会HPより) |
|---------------------------------------------------|----|-------------------|-------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------|
| 言語使用者<br>熟達した                                     | C2 | —                 | —                       | —                                                                                    | —                             |
|                                                   | C1 | —                 | —                       | —                                                                                    | I 級                           |
| 言語使用者<br>自立した                                     | B2 | (N1~N3) ※         | —                       | —                                                                                    | I ~ 準 I 級                     |
|                                                   | B1 | —                 | —                       | —                                                                                    | 準 I ~ 2 級                     |
| 言語使用者<br>基礎段階の                                    | A2 | N4 ※              | 合格                      | 顧客等とのやりとり有り<br>不明なことがあった場合、上司等が助けてくれれば実施可能な業務<br>顧客等とのやりとり有り<br>限定的・定型的なやりとりで実施可能な業務 | 2 ~ 準 2 級                     |
|                                                   | A1 | (N5) ※            | —                       | 顧客等とのやりとり無し<br>上司・同僚から簡単な指示を受けて行う単独業務                                                | 3 級                           |

出入国在留管理庁資料より

## （重要）指定書について

特定技能の大きな特徴として、『指定書付きの在留資格』であることが言えます。

指定書とは、パスポートに貼られる小さな紙で、簡単に言うと「あなたは、●●の分野で、○  
○会社で働くことを条件に、特定技能を認める」という内容のものです。

（指定書 見本）

|                                                                                        |              |
|----------------------------------------------------------------------------------------|--------------|
| 【指定内容】                                                                                 |              |
| 出入国管理及び難民認定法別表第1の2の表の特定技能の項の下欄第2号の規定に基づき、同号に定める活動を行うことのできる本邦の公私の機関及び特定産業分野を次のとおり指定します。 |              |
| ・本邦の公私の機関                                                                              |              |
| 氏名又は名称                                                                                 | 〇〇〇〇株式会社     |
| 住 所                                                                                    | 〇〇県〇〇市〇〇町1-1 |
| ・特定産業分野                                                                                | 〇〇           |
| （複数の分野を指定する場合）主たる分野：〇〇、従たる分野：〇〇                                                        |              |
| （参考）                                                                                   |              |
| 従事する業務区分は、〇〇〇〇とする。                                                                     |              |

本人が転職したら新しい指定書を交付してもらう必要があるため、入管庁へ「在留資格の変更許可申請」が必要になります。

申請をすると2週間～1か月の間、入管庁にて変更審査が行われますが、その審査期間中は、転職先で業務に従事させることはできません。審査が終わり、無事に新しい指定書が交付されたら、転職先で勤務ができるようになります。（指定書が変更された時点で、前職で勤務はできません。）

## 受入機関（雇用する事業主）の要件等

特定技能者を雇用する側を「受入機関」と言い、様々な要件等が規定されています。

### 受入機関自体が満たすべき基準

- ① 労働、社会保険及び租税に関する法令を遵守していること
- ② 1年以内に特定技能外国人と同種の業務に従事する労働者を非自発的に離職させていないこと
- ③ 1年以内に受入機関の責めに帰すべき事由により行方不明者を発生させていないこと
- ④ 欠格事由（5年以内に出入国・労働法令違反がないこと等）に該当しないこと
- ⑤ 特定技能外国人の活動内容に係る文書を作成し、雇用契約終了日から1年以上備えて置くこと
- ⑥ 外国人等が保証金の徴収等をされていることを受入機関が認識して雇用契約を締結していないこと
- ⑦ 受入機関が違約金を定める契約等を締結していないこと
- ⑧ 支援に要する費用を、直接又は間接に外国人に負担させないこと
- ⑨ 労働者派遣の場合は、派遣元が当該分野に係る業務を行っている者などで、適当と認められる者であるほか、派遣先が①～④の基準に適合すること
- ⑩ 労災保険関係の成立の届出等の措置を講じていること

- ⑪ 雇用契約を継続して履行する体制が適切に整備されていること
- ⑫ 報酬を預貯金口座への振込等により支払うこと
- ⑬ 分野に特有の基準に適合すること（※分野所管省庁の定める告示で規定）

### ■ 受入機関自体が満たすべき基準（支援体制関係）

- ① 以下のいずれかに該当すること
    - ア 過去2年間に中長期在留者（就労資格のみ）の受入又は管理を適正に行った実績があり、かつ、役職員の中から、支援責任者及び支援担当者（事業所ごとに1名以上。以下同じ）を選任していること（支援責任者と支援担当者は兼任可。以下同じ）
    - イ 役職員で過去2年間に中長期在留者（就労資格のみ）の生活相談等に従事した経験を有する者の中から、支援責任者及び支援担当者を選任していること
    - ウ ア又はイと同程度に支援業務を適正に実施することができる者で、役職員の中から、支援責任者及び支援担当者を選任していること
  - ② 外国人が十分理解できる言語で支援を実施することができる体制を有していること
  - ③ 支援状況に係る文書を作成し、雇用契約終了日から1年以上備えて置くこと
  - ④ 支援責任者及び支援担当者が、支援計画の中立的な実施を行うことができ、かつ、欠格事由に該当しないこと
  - ⑤ 5年以内に支援計画に基づく支援を怠ったことがないこと
  - ⑥ 支援責任者又は支援担当者が、外国人及びその監督をする立場にある者と定期的な面談を実施することができる体制を有していること
  - ⑦ 分野に特有の基準に適合すること（※分野所管省庁の定める告示で規定）
- ※登録支援機関に支援を全部委託する場合には満たすものとみなされます。

入管庁 資料より

### （重要）支援責任者、支援担当者は、『中立性』が求められます。

受入機関は、原則、役員又は職員の中から、特定技能1号外国人に対する「支援責任者」、「支援担当者」を選任しなければなりません（一人が兼任することも可能）。

この支援責任者、支援担当者には、『中立性』が求められるため、現場で業務に関して、特定技能1号外国人へ「指示、監督する立場」にある者は選任不可です。

### 例：飲食店で、店長が支援責任者、副店長が支援担当者、などは不可。

個人事業主や中小企業は要注意！一般企業でも、その支援責任者・支援担当者が組織の中でどういう立場なのか（特定技能外国人に業務に関しての指示や監督をすることはないのか）の立証が必要となります（会社の詳細な組織図などを提出します）。

## 特定技能雇用契約が満たすべき基準

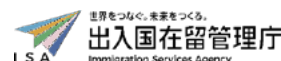
- ① 分野省令で定める技能を要する業務に従事させるものであること
- ② 所定労働時間が、同じ受入機関に雇用される通常の労働者の所定労働時間と同等であること
- ③ 報酬額が日本人が従事する場合の額と同等以上であること
- ④ 外国人であることを理由として、報酬の決定、教育訓練の実施、福利厚生施設の利用その他の待遇について、差別的な取扱いをしていないこと
- ⑤ 一時帰国を希望した場合、休暇を取得させるものとしていること
- ⑥ 労働者派遣の対象とする場合は、派遣先や派遣期間が定められていること
- ⑦ 外国人が帰国旅費を負担できないときは、受入機関が負担するとともに契約終了後の出国が円滑になされるよう必要な措置を講ずることとしていること
- ⑧ 受入機関が外国人の健康の状況その他の生活の状況を把握するために必要な措置を講ずることとしていること
- ⑨ 分野に特有の基準に適合すること（※分野所管省庁の定める告示で規定）

## 各分野の協議会への加入

受入機関は各分野で構成される『協議会』に加入する必要があります。加入方法は、各分野ごとに定められています。

なお、分野によっては登録支援機関も協議会に加入する必要があります。

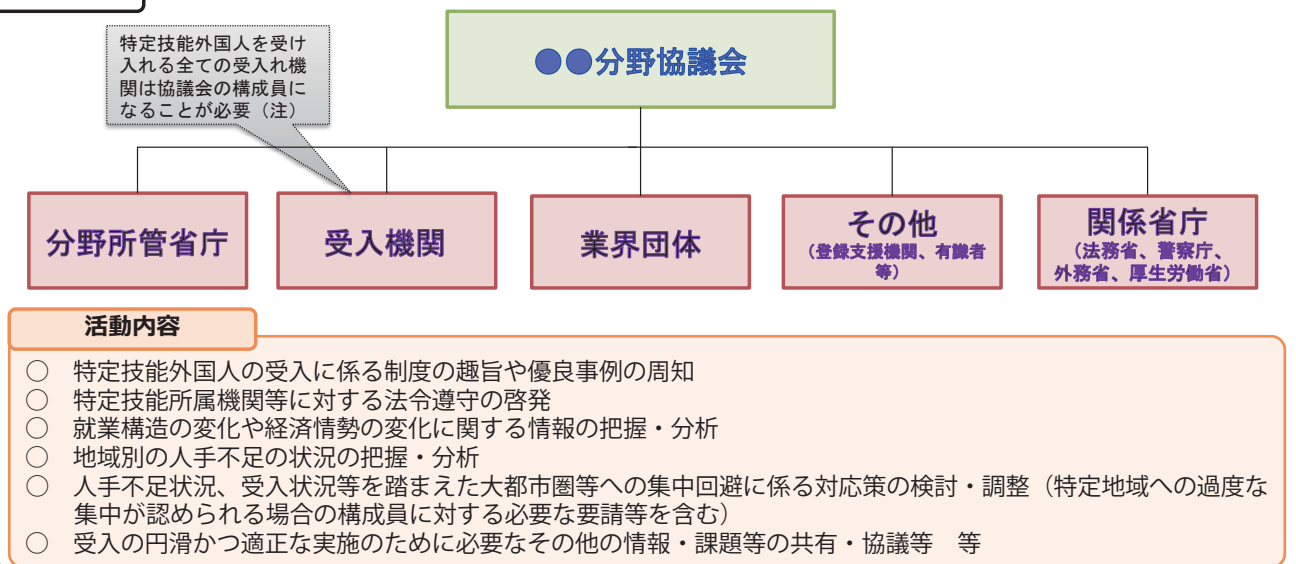
## 特定技能における分野別の協議会について



### ポイント

- 制度の適切な運用を図るため、特定産業分野ごとに分野所管省庁が協議会を設置する。
- 協議会においては、構成員の連携の緊密化を図り、各地域の事業者が必要な特定技能外国人を受け入れられるよう、制度や情報の周知、法令遵守の啓発のほか、地域ごとの人手不足の状況を把握し、必要な対応等を行う。

### イメージ



(注) 建設分野においては、受入機関は建設業者団体が共同で設置する法人に所属することが求められ、当該法人が協議会構成員となる。



### 【複数分野における特定技能】

特定技能は、1人が複数分野で同時に従事することも可能です。

#### <例>

- ・建設業に従事しながら、同じ建設会社内のビルクリーニング部署でも働く。  
(主たる分野「建設業」、従たる分野「ビルクリーニング」)
- ・農業に従事しながら、その事業主が経営する農家レストランでも働く。(主たる分野「農業」、従たる分野「外食業」)
- ・同じ法人が運営する介護事業所と子ども食堂で働く。(主たる分野「介護」、従たる分野「外食業」)

#### <要件>

- ・雇用元が、同じ法人又は個人事業主であること(グループ会社や子会社、関連会社などは不可)。
- ・特定技能者が複数分野の試験に合格していること。
- ・特定技能者も雇用元も、複数分野全ての要件を満たしていること。

※雇用途中で、複数分野に従事することになった場合は、指定書の書き換えのために入管庁に在留資格変更許可申請が必要です。その許可が出るまでは、複数分野に従事させることはできませんので、ご注意ください。

## 登録支援機関について

受入機関は、前述のとおり役員又は職員の中から支援責任者、支援担当者を専任し、特定技能1号外国人に対しては、様々な『支援』(サポート)を行うことが定められています。

### 主な義務的支援

#### ①事前ガイダンス

- ・雇用契約締結後、在留資格認定証明書交付申請前又は在留資格変更許可申請前に、労働条件・活動内容・入国手続・保証金徴収の有無等について、対面・テレビ電話等で説明



#### ②出入国する際の送迎

- ・入国時に空港等と事業所又は住居への送迎
- ・帰国時に空港の保安検査場までの送迎・同行



#### ③住居確保・生活に必要な契約支援

- ・連帯保証人になる・社宅を提供する等
- ・銀行口座等の開設・携帯電話やライフラインの契約等を案内・各手続の補助



#### ④生活オリエンテーション

- ・円滑に社会生活を営めるよう日本のルールやマナー、公共機関の利用方法や連絡先、災害時の対応等の説明



#### ⑤公的手続等への同行

- ・必要に応じ住居地・社会保障・税などの手続の同行、書類作成の補助



#### ⑥日本語学習の機会の提供

- ・日本語教室等の入学案内、日本語学習教材の情報提供等



#### ⑦相談・苦情への対応

- ・職場や生活上の相談・苦情等について、外国人が十分に理解することができる言語での対応、内容に応じた必要な助言、指導等



#### ⑧日本人との交流促進

- ・自治会等の地域住民との交流の場や、地域のお祭りなどの行事の案内や、参加の補助等



#### ⑨転職支援(人員整理等の場合)

- ・受入れ側の都合により雇用契約を解除する場合の転職先を探す手伝いや、推薦状の作成等に加え、求職活動を行うための有給休暇の付与や必要な行政手続の情報の提供



#### ⑩定期的な面談・行政機関への通報

- ・支援責任者等が外国人及びその上司等と定期的(3か月に1回以上)に面談し、労働基準法違反等があれば通報





※特定技能1号外国人に対しては、住居の手配や行政手続きの支援は必須義務です。

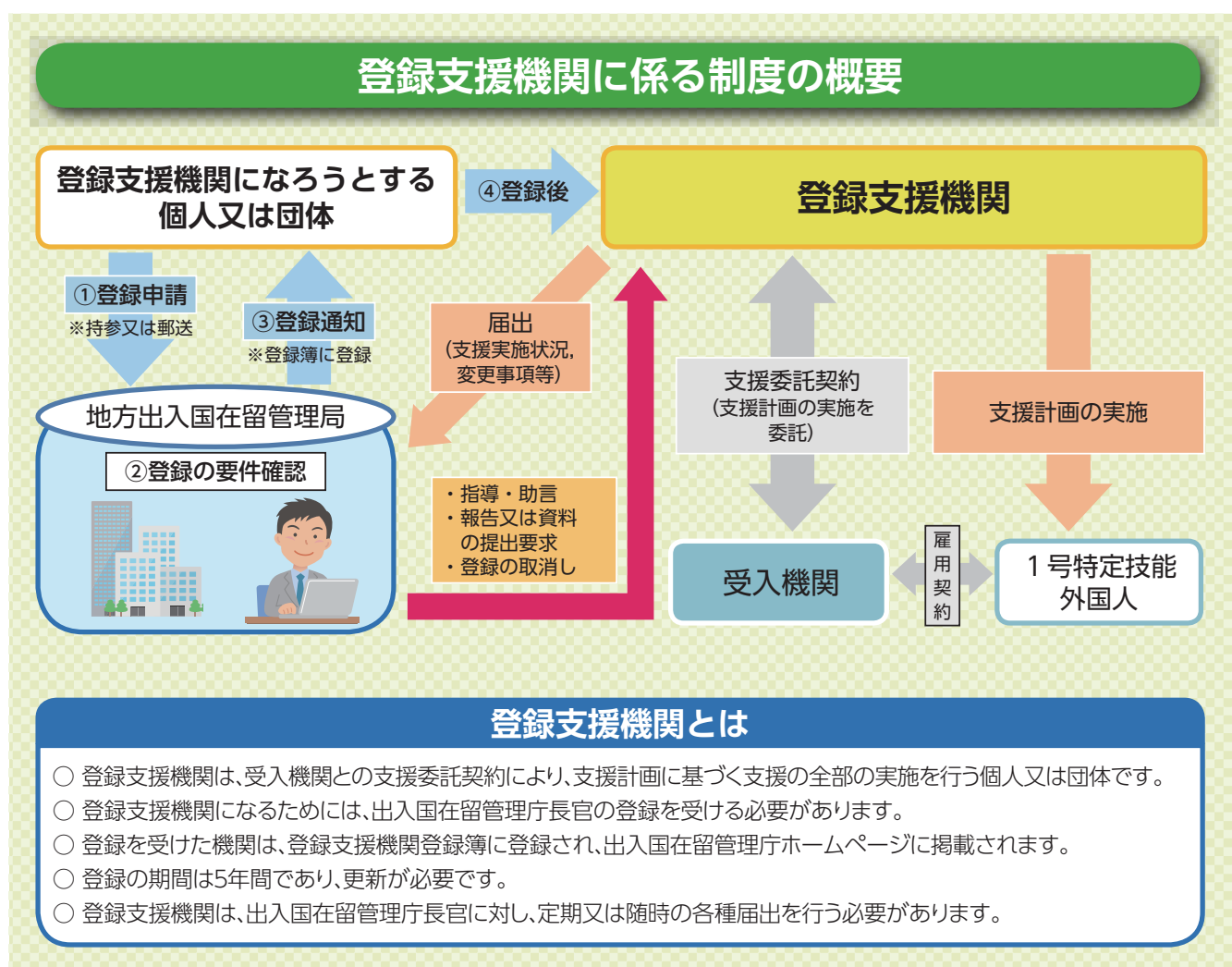
※外国人の場合、在留カードに記載のある住居と、実際に住んでいる住居が違う場合は、『在留資格の取消し』の対象となります（入管法第22条の4）。そのため、「交通費の節約のために、実際は職場近くの友人の家に住んでいる」といったことは絶対にしてはいけない、ということを説明してください。

また、様々な事情で自社支援は難しい状況もあります。

そこで「登録支援機関」という、入管庁に登録された外部サポート機関制度も設けられました。すでに全国で多くの企業や機関が登録支援機関に指定されており、受入機関は、登録支援機関に支援の一部又は全部を委託することで、特定技能1号外国人を雇用することができます。

全国の登録支援機関のリストは、出入国在留管理庁 Web サイトで公開されています。

[https://www.moj.go.jp/isa/applications/ssw/nyuukokukanri07\\_00205.html](https://www.moj.go.jp/isa/applications/ssw/nyuukokukanri07_00205.html)



出入国在留管理庁資料より

## 入管機関は、特定技能外国人を受け入れた後も、入管庁へ各種届出が必要です

特定技能所属機関・登録支援機関の皆様へ

**特定技能外国人を雇用・支援するときは、  
「届出」が義務付けられています。**

### 定期届出

特定技能外国人の  
・受入・活動状況  
・支援実施状況  
を年4回、定期的に入管局に  
お知らせいただく届出です。

#### 提出期間

第1四半期：  
4月1日～4月15日  
第2四半期：  
7月1日～7月15日  
第3四半期：  
10月1日～10月15日  
第4四半期：  
1月1日～1月15日

#### それぞれの四半期に対応する対象期間

第1四半期：1月1日～3月31日  
第2四半期：4月1日～6月30日  
第3四半期：7月1日～9月30日  
第4四半期：10月1日～12月31日

この時期の受入・活動状況、支援状況を入管に提出してください。

詳しくはP2をご覧ください。

### 随時届出

特定技能外国人の  
・雇用条件が変わった  
・退職した(雇用契約の終了)  
・新たな雇用契約を結んだ  
・雇用を続けることが困難な  
事由が生じた  
・支援計画が変わった  
・支援の委託先が変わった  
など

#### 登録支援機関の

・登録事項が変わった  
・登録支援機関としての活動をやめた(休止・廃止した)  
・登録支援機関としての活動を再開した  
ときにその内容を入管局に  
お知らせいただく届出です。

事由が発生したときから、  
**14日以内**  
に提出してください。

詳しくはP3をご覧ください。

### 定期届出

#### ○受入れ・活動状況に係る届出

特定技能外国人の受入状況・報酬の支払状況などを入管局にお知らせいただく届出です。

**特定技能所属機関が提出する届出**

#### ○支援実施状況に係る届出

特定技能外国人の支援状況などを入管局へお知らせいただく届出です。

支援の実施を  
**自社支援している**  
(一部委託を含む)

支援の実施を  
**登録支援機関に**  
**全部委託している**

**特定技能所属機関  
が提出する届出**

**登録支援機関  
が提出する届出**

届出書の参考様式、具体的な記載方法、提出資料一覧などは、入管庁ホームページに掲載しています。

[https://www.moj.go.jp/isa/policies/ssw/nyuukokukanri10\\_00002.html](https://www.moj.go.jp/isa/policies/ssw/nyuukokukanri10_00002.html)



### 随時届出

#### 特定技能所属機関が提出する随時届出

特定技能外国人に関する随時届出については、  
**特定技能所属機関**から  
入管局に提出していただく届出です。

支援計画を変更した際の届出については、  
支援を登録支援機関に全部委託している場合でも、  
**特定技能所属機関**から提出していただく必要があります。

雇用契約を終了していても、特定技能外国人を受け入れることが困難な事由が生じたときには、  
入管局に届出をしていただく必要があります(受入れ困難に係る届出書)。

#### 登録支援機関が提出する随時届出

・登録支援機関登録簿に掲載された内容に変更が生じた  
・登録支援機関としての活動を休止・廃止した  
・(休止後に)登録支援機関としての活動を再開した  
ときに登録支援機関の方は入管局に届出をしてください。

届出書の参考様式、具体的な記載方法、提出資料一覧などは、入管庁ホームページに掲載しています。

[https://www.moj.go.jp/isa/policies/ssw/nyuukokukanri10\\_00002.html](https://www.moj.go.jp/isa/policies/ssw/nyuukokukanri10_00002.html)



### 提出先(郵便・持参)

郵便・持参の際の届出の提出先は、特定技能所属機関の住所を管轄する地方入管局・支局となります。  
法人の場合は、**登記上の本店所在地を管轄する入管局が提出先**となりますので  
ご注意ください。

### インターネットから提出

これらの届出は、インターネットから提出することもできます。

インターネットで提出する場合は、事前に利用者登録が必要です。  
詳しくは、出入国在留管理庁電子届出ポータルサイトをご覧ください。

[https://www.moj.go.jp/isa/publications/materials/i-ens\\_index.html](https://www.moj.go.jp/isa/publications/materials/i-ens_index.html)



### 届出が適正に履行されていない場合

**注意!**

○特定技能所属機関が引き続き特定技能外国人を受け入れることができなくなります。

○登録支援機関の登録が取り消されます。

Immigration Services Agency

出入国在留管理庁資料より

## ⑥ ご相談の多い分野における外国人採用

### (1) 「建設」分野

○ 幹部候補、総合職として、あるいはCADを使用しての図面作成等、専門技術を活かす業務での採用  
「技術・人文知識・国際業務」や、「特定活動 46 号」、高度専門職の在留資格を得る必要があります。

○ 現場作業員としての採用

外国人が建設現場で作業員として働くためには、

- ・「永住者」、「定住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」といった就労制限がない在留資格
  - ・「特定活動 46 号」という「日本語を用いた円滑な意思疎通を要する業務」かつ「「技術・人文知識・国際業務」の在留資格の対象となる学術上の素養等を背景とする一定水準以上の業務」を行うことを条件に、現場作業員も兼ねることができる在留資格
  - ・「技能実習」、「特定技能」といった現場作業に特化した在留資格
- のいずれかを有していることが必要です。

その他では、「留学」や「家族滞在」の在留資格を有する者が、資格外活動許可を得て就労時間等の制限付きで現場作業に就くこともあります。

「技術・人文知識・国際業務」の方が、社内研修の一環として**期間限定**で現場作業に就くことも認められていますが、具体的な研修計画等の作成が必要になります。

また、その研修過程の現場作業が下請け工事の場合には、元請け企業がそのような形で現場に入することを認めていないケースがほとんどです。

### 技能実習

#### (1) 技能実習を実施する体制の基準

- ・申請者が建設業法第3条の許可を受けていること（※）
- ・申請者が建設キャリアアップシステムに登録していること
- ・技能実習生を建設キャリアアップシステムに登録すること

※許可を受けた建設業の種類と技能実習の職種作業は、必ずしも一致している必要はありません。

技能実習計画によっては、一定の建設業許可を持っていないと現実的に技能実習が困難な場合がありますので、ご注意ください。

例：とび職種（とび作業）は、解体工事業許可が必要な場合があります。

#### (2) 技能実習生の待遇の基準

- ・技能実習生に対し、報酬を安定的に支払うこと（×日給制や時給制、○月給制）

#### (3) 技能実習生の数

- ・技能実習生の数が常勤職員の総数を超えないこと（優良な実習実施者・監理団体※は免除）

※企業単独型技能実習：実施者が技能実習法施行規則第 15 条の基準に適合する者である場合  
 団体監理型技能実習：実習者が技能実習法施行規則第 15 条の基準に適合する者であり、かつ、監理団体が一般監理事業に係る監理許可を受けた者である場合

- 建設関係職種等に属する作業に係る技能実習生の数については、申請者が技能実習計画の業種の欄において日本標準産業分類D一建設業を選択している場合に限り、規則に規定する上限に加え、技能実習生の総数が常勤の職員の総数を超えることができないこととされています。
- 常勤の職員の総数について  
 常勤の職員には、外国にある事業所に所属する常勤の職員、技能実習生、外国人建設就労者及び1号特定技能外国人を含みません。  
 建設技能者は、一つの現場だけでなく、様々な現場に出向いて働くことを必要としますので、技能実習生を監督者が適切に指導し、育成するためには、一定の常勤雇用者が必要であるためです。
- ただし、企業単独型技能実習にあつては申請者が規則第 15 条の基準に適合する優良な実習実施者である場合、団体監理型技能実習にあつては申請者が同条の基準に適合する優良な実習実施者であり、かつ、監理団体が一般監理事業に係る監理許可を受けた優良な監理団体である場合には、「技能実習生の総数が常勤の職員の総数を超えないこと」という要件は課されません。

令和 6 年 8 月 1 日現在の建設業技能実習  
 2 号移行対象職種（OTIT 資料より）

| 職種名        | 作業名                                                           |
|------------|---------------------------------------------------------------|
| さく井        | パーカッション式さく井工事<br>ロータリー式さく井工事                                  |
| 建築板金       | ダクト板金<br>内外装板金                                                |
| 冷凍空調機器施工   | 冷凍空調機器施工                                                      |
| 建具製作       | 木製建具手加工                                                       |
| 建築大工       | 大工工事                                                          |
| 型枠施工       | 型枠工事                                                          |
| 鉄筋施工       | 鉄筋組立て                                                         |
| とび         | とび                                                            |
| 石材施工       | 石材加工<br>石張り                                                   |
| タイル張り      | タイル張り                                                         |
| かわらぶき      | かわらぶき                                                         |
| 左 官        | 左 官                                                           |
| 配 管        | 建築配管<br>プラント配管                                                |
| 熱絶縁施工      | 保温保冷工事                                                        |
| 内装仕上げ施工    | プラスチック系床仕上げ工事<br>カーペット系床仕上げ工事<br>銅製下地工事<br>ボード仕上げ工事<br>カーテン工事 |
| サッシ施工      | ビル用サッシ施工                                                      |
| 防水施工       | シーリング防水工事                                                     |
| コンクリート圧送施工 | コンクリート圧送工事                                                    |
| ウェルポイント施工  | ウェルポイント工事                                                     |
| 表 装        | 壁 装                                                           |
| 建設機械施工     | 押土・整地<br>積込み<br>掘 削<br>締固め                                    |
| 築 炉        | 築 炉                                                           |



## 特定技能

**受入対象職種の業務内容** 一般社団法人 建設技能人材機構 HP「外国人受入マニュアル」より

### 業務区分 土木

| 業務の定義     | 指導者の指示・監督を受けながら、土木施設の新設、改築、維持、修繕に係る作業等に従事                                                                                                  |
|-----------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 主な業務内容    | ① 型枠施工<br>② コンクリート圧送<br>③ トンネル推進工<br>④ 建設機械施工<br>⑤ 土工<br>⑥ 鉄筋施工<br>⑦ とび<br>⑧ 海洋土木工<br>⑨ その他、土木施設の新設、改築、維持、修繕に係る作業                          |
| 想定される関連業務 | ① 原材料・部品の調達・搬送<br>② 機器・装置・工具等の保守管理<br>③ 足場の組立て、設備の掘り起こしその他の後工程の準備作業<br>④ 足場の解体、設備の埋め戻しその他の前工程の片付け作業<br>⑤ 清掃・保守管理作業<br>⑥ その他、主たる業務に付随して行う作業 |

### 業務区分 建築

| 業務の定義     | 指導者の指示・監督を受けながら、建築物の新築、増築、改築若しくは移転又は修繕若しくは模様替に係る作業等に従事                                                                                                                  |
|-----------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 主な業務内容    | ① 型枠施工<br>② 左官<br>③ コンクリート圧送<br>④ 屋根ふき<br>⑤ 土工<br>⑥ 鉄筋施工<br>⑦ 鉄筋継手<br>⑧ 内装仕上げ<br>⑨ 表装<br>⑩ とび<br>⑪ 建築大工<br>⑫ 建築板金<br>⑬ 吹付ウレタン断熱<br>⑭ その他、建築物の新築、増築、改築若しくは移転、修繕、模様替に係る作業 |
| 想定される関連業務 | ① 原材料・部品の調達・搬送<br>② 機器・装置・工具等の保守管理<br>③ 足場の組立て、設備の掘り起こしその他の後工程の準備作業<br>④ 足場の解体、設備の埋め戻しその他の前工程の片付け作業<br>⑤ 清掃・保守管理作業<br>⑥ その他、主たる業務に付随して行う作業                              |

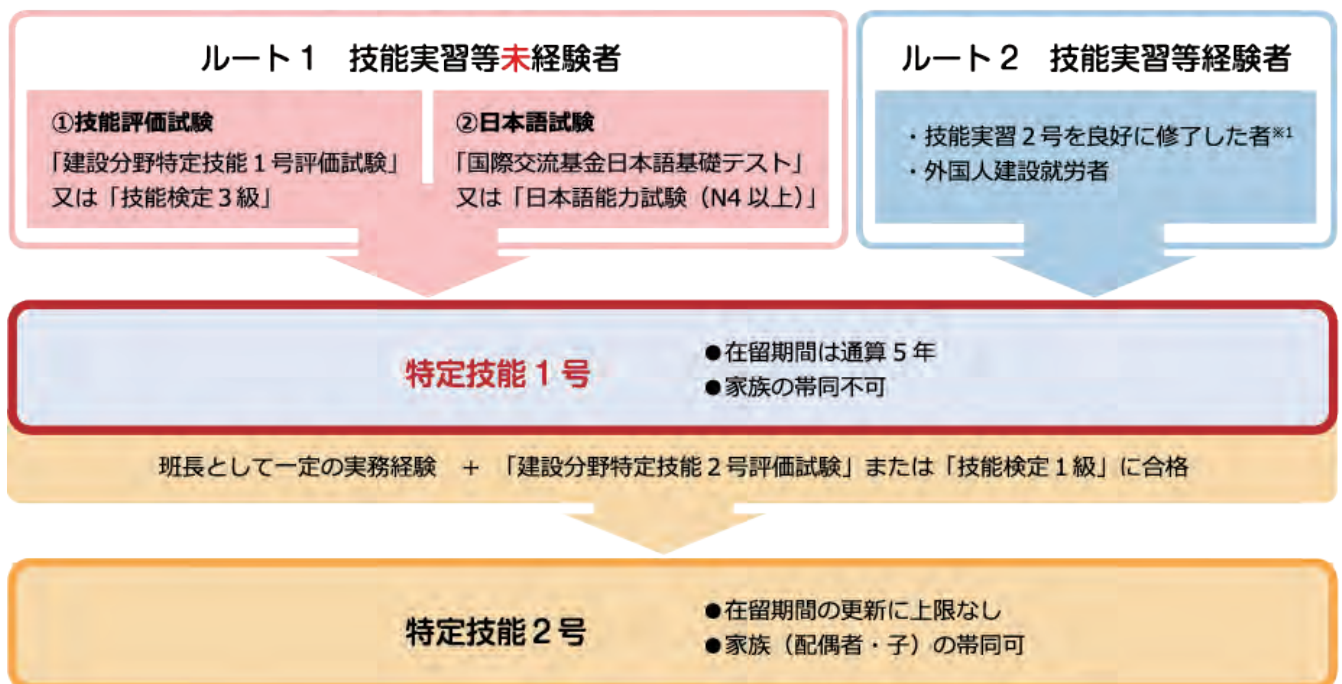


## 業務区分 ライフライン・設備

|           |                                                                                                                                            |
|-----------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 業務の定義     | 指導者の指示・監督を受けながら、電気通信、ガス、水道、電気その他のライフライン・設備の整備・設置、変更又は修理に係る作業等に従事                                                                           |
| 主な業務内容    | ① 電気通信<br>② 配管<br>③ 建築板金<br>④ 保温保冷<br>⑤ その他、ライフライン・設備の整備・設置、変更又は修理に係る作業                                                                    |
| 想定される関連業務 | ① 原材料・部品の調達・搬送<br>② 機器・装置・工具等の保守管理<br>③ 足場の組立て、設備の掘り起こしその他の後工程の準備作業<br>④ 足場の解体、設備の埋め戻しその他の前工程の片付け作業<br>⑤ 清掃・保守管理作業<br>⑥ その他、主たる業務に付随して行う作業 |

## 特定技能外国人になるルート 一般社団法人 建設技能人材機構 HP「外国人受入マニュアル」より

外国人が特定技能外国人になるルートは次の2つがあります。



1号特定技能外国人を受け入れる建設企業(「受入企業」という。)がすべきことは以下のとおりです。

受入企業がすべき事項(主なもの)

受入  
前

1 建設業法第3条許可の取得(地方整備局等又は各都道府県)

2 JACに間接的又は直接的に加入  
→会員証明書の入手

JACの会員になるには

※建設特定技能受入計画の認定申請に必要

3 建設キャリアアップシステムへの登録

(一財)建設業振興基金  
建設業振興基金へ

4 特定技能雇用契約に係る重要事項説明

5 特定技能雇用契約の締結

6 建設特定技能受入計画の認定申請  
(オンライン申請(地方整備局等))

国土交通省  
外国人就労管理システムへ

※現に有する在留資格の在留期間満了日(または入国予定年月日)の半年前から申請可能

※建設特定技能受入計画の審査は、受入企業の主たる営業所を管轄する地方整備局等が担当します。地域によっては審査が完了するまでに3~4か月かかる場合がございます。

7 1号特定技能外国人支援計画の作成

8 「在留資格変更許可申請」または「在留資格認定証明書交付申請」  
(窓口またはオンライン申請(地方出入国在留管理局))

出入国在留管理庁  
在留資格変更許可申請へ

出入国在留管理庁  
在留資格認定証明書交付申請へ

※「在留資格変更許可申請」は現に有する在留資格の在留期間満了日の2か月前から申請可能

※「在留資格認定証明書交付申請」は入国予定年月日の3か月前から申請可能

受入  
後

9 1号特定技能外国人受入報告書の提出  
オンライン申請(地方整備局等)

外国人就労管理システムへ

※受入後より1か月以内に提出

10 受入れ後講習の受講  
(一財)国際建設技能振興機構(FITS)

国際建設技能振興機構へ

※概ね6か月以内に受講

## (2)「介護」分野

### 外国人介護職員を雇用できる4つの制度の概要

| 雇用できる<br>外国人介護職員は<br><b>介護福祉士<br/>の資格</b><br>を持っている？ |                                                    |                                                 | 外国人介護職員には<br><b>ずっと働いて<br/>もらえる？</b>                        |  |  |
|------------------------------------------------------|----------------------------------------------------|-------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------|--|--|
| <b>EPA</b>                                           | <b>EPA(経済連携協定)に<br/>基づく外国人介護福祉士<br/>候補者の雇用</b>     | <b>資格なし</b><br>ただし、資格取得を<br>目的としている             | <b>資格取得後は<br/>永続的な<br/>就労可能</b><br>一定の期間中に資格取得<br>できない場合は帰国 |  |  |
| <b>介護</b>                                            | <b>日本の介護福祉士養成校<br/>を卒業した在留資格「介護」<br/>をもつ外国人の雇用</b> | <b>介護福祉士</b>                                    | <b>永続的な<br/>就労可能</b>                                        |  |  |
| <b>技能<br/>実習</b>                                     | <b>技能実習制度を活用した<br/>外国人(技能実習生)<br/>の雇用</b>          | <b>資格なし</b><br>ただし、実務要件等<br>を満たせば、受験<br>することは可能 | <b>最長5年</b><br>※1<br>※2                                     |  |  |
| <b>特定<br/>技能</b>                                     | <b>在留資格「特定技能1号」<br/>をもつ外国人<br/>の雇用</b>             | <b>資格なし</b><br>ただし、実務要件等<br>を満たせば、受験<br>することは可能 | <b>最長5年</b><br>※1<br>※2                                     |  |  |

※1…ただし、介護福祉士を取得すれば、在留資格「介護」を選択  
でき、永続的な就労が可能

※2…3年目まで修了した技能実習生は、「特定技能1号」に必要  
な試験が免除される(在留資格を「特定技能1号」に変更  
した場合、技能実習と特定技能をあわせて最長10年となる)

●本ガイドブックにおいて、「外国人介護職員」とは、EPAに基づき 介護福祉士候補者 または 介護福祉士として雇用されている  
外国人介護職員、在留資格「介護」をもつ外国人、留学生アルバイト、技能実習生など、日本語が母語でない外国人の介護職員  
のことを指します。

●本チャートは、各制度の特徴を簡潔に示したものです。



外国人介護職員は  
**母国での資格  
や学習経験**  
がある？

外国人介護職員の  
**日本語能力**  
の目安は？

外国人介護職員の  
雇用にあたって  
**受入調整機関  
等の支援**  
はある？

外国人介護職員が  
就労可能な  
**サービス種別**  
に制限はある？

**看護系学校の  
卒業生 or  
母国政府より  
介護士に認定**

大多数は、  
就労開始時点で  
**N3程度** ※3  
入国時の要件は  
尼・比：**N5程度**、越：**N3**

**あり**  
JICWELSによる  
受入調整

**制限あり**  
介護福祉士の資格  
取得後は、一定条件を  
満たした事業所の  
訪問系サービスも可能

**個人による**

一部の養成校 ※4  
の入学要件は  
**N2程度**

**なし**

**制限なし**

**監理団体  
の選考基準  
による**

入国時の要件は  
**N4程度**

**あり**  
監理団体による  
受入調整

**制限あり**  
訪問系サービスは  
不可

**個人による**

入国時の要件は  
・ある程度 日常会話  
ができ、生活に支障  
がない程度の能力  
・介護の現場で働く上  
で必要な日本語能力

**あり**  
登録支援機関  
によるサポート

**制限あり**  
訪問系サービスは  
不可

※3…インドネシア・フィリピンの入国時の要件はN5程度だが、インドネシア人及びフィリピン人候補者の約90%が、6か月間の訪日後日本語研修終了までにN3程度の日本語水準に到達（平成30年度実績に基づく）

※4…「一部の養成校」とは、留学生の入学選抜において、日本語能力試験JLPTでN2以上に合格、もしくは日本語試験でN2相当以上と確認できることを要件としている介護福祉士養成校のことを指す

#### ■日本語能力試験JLPTのN1～N5の目安

| 日本語能力 | 目安                                               |
|-------|--------------------------------------------------|
| N1    | 幅広い場面で使われる日本語を理解することができる                         |
| N2    | 日常的な場面で使われる日本語の理解に加えて、より幅広い場面で使われる日本語を理解することができる |
| N3    | 日常的な場面で使われる日本語をある程度理解することができる                    |
| N4    | 基本的な日本語を理解することができる                               |
| N5    | 基本的な日本語をある程度理解することができる                           |

「N4程度」など「程度」をつける場合は、日本語能力試験JLPTのN4に合格している、もしくはそれと同等の能力を有すると認められる場合を指します。

# 外国人介護職員を雇用できる4つの制度を比較してみましょう

|                                         | EPA<br>EPA(経済連携協定)に基づく<br>外国人介護福祉士候補者の<br>雇用                                                                                                                                                                                           | 介護<br>日本の介護福祉士養成校を<br>卒業した在留資格「介護」をもつ<br>外国人の雇用                                                                                                                                                                                         |
|-----------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 制度の目的                                   | 介護福祉士の国家資格取得を目的とした受入<br>(国際連携の強化)                                                                                                                                                                                                      | 専門的・技術的分野への外国人労働者の受入                                                                                                                                                                                                                    |
| 送出し国                                    | インドネシア、フィリピン、ベトナム                                                                                                                                                                                                                      | 制限なし                                                                                                                                                                                                                                    |
| 在留資格                                    | 「特定活動」                                                                                                                                                                                                                                 | 「介護」<br>※ただし、介護福祉士の国家資格取得前<br>(介護福祉士養成校に在籍中)は、「留学」                                                                                                                                                                                      |
| 在留期間                                    | 介護福祉士の国家資格取得前：原則4年（一定の<br>条件を満たせば5年）<br>介護福祉士の国家資格取得後：制限なしで更新可能                                                                                                                                                                        | 制限なしで更新可能                                                                                                                                                                                                                               |
| 家族の帯同                                   | 介護福祉士の国家資格取得後：家族（配偶者・子ども）<br>の帯同が可能                                                                                                                                                                                                    | 家族（配偶者・子ども）の帯同が可能                                                                                                                                                                                                                       |
| 外国人<br>介護職員に<br>求められる<br>日本語能力          | <input type="checkbox"/> インドネシア・フィリピン<br>現地で6か月研修後、日本語能力試験N5程度以上で入国、入国後6か月の研修を受けてから介護事業所で就労<br><input type="checkbox"/> ベトナム<br>現地で12か月研修後、日本語能力試験N3以上の合格で入国、入国後2.5か月の研修を受けてから介護事業所で就労                                                 | 〈日本介護福祉士養成施設協会が定める「外国人留学生受入れに関するガイドライン」における入学者選抜の留意点〉<br>日本語能力が次のいずれかに該当する者を選抜すること<br>・日本語能力試験でN2以上に合格した者<br>・法務大臣により告示されている日本語教育機関で6か月以上教育を受け、入学選抜のための日本語試験でN2相当以上と確認された者<br>・日本留学試験の日本語科目で200点以上取得した者<br>・BJTビジネス日本語能力テストで400点以上取得した者 |
| 外国人<br>介護職員に<br>求められる<br>介護等の<br>知識・経験等 | <input type="checkbox"/> インドネシア<br>「インドネシアの看護学校（3年以上）卒業」又は「高等教育機関（3年以上）卒業＋インドネシア政府による介護士認定」<br><input type="checkbox"/> フィリピン<br>「フィリピンの看護学校（学士）（4年）卒業」又は「4年制大学卒業＋フィリピン政府による介護士認定」<br><input type="checkbox"/> ベトナム<br>3年制又は4年制の看護課程修了 | —                                                                                                                                                                                                                                       |
| 介護福祉士の<br>国家試験の<br>受験義務                 | ・国家試験の受験が必須<br>・不合格でも一定点数以上を取得できていれば1年間に限り滞在延長後の再受験が特例として可能<br>※帰国後も在留資格「短期滞在」で再度入国し国家試験を受験することが可能<br>・受入機関となる事業所は、国家資格取得のための研修とその支援体制を整えることが必須                                                                                        | ・国家試験の受験が必須<br>・平成29-33年度の介護福祉士養成校卒業者は卒業後5年間、介護業務に従事するか国家試験に合格すれば介護福祉士の資格を継続できる                                                                                                                                                         |
| 受入調整機関等                                 | JICWELS（公益社団法人 国際厚生事業団）                                                                                                                                                                                                                | なし（介護事業所の自主的な採用活動）                                                                                                                                                                                                                      |
| 勤務できる<br>サービスの種類                        | 以下、介護保険法に規定されるもののみ掲載<br>介護保険3施設、認知症グループホーム、特定施設、通所介護、通所リハ、認知症デイ、ショートステイ<br>※介護福祉士の資格取得後は、一定条件を満たした事業所の訪問系サービスも可能                                                                                                                       | 制限なし                                                                                                                                                                                                                                    |
| 配置基準に<br>含まれるまでの<br>期間                  | 日本語能力試験N2以上の場合、雇用してすぐに配置基準に含まれる。その他の場合は、雇用して6か月たてば含まれる                                                                                                                                                                                 | 雇用してすぐに、配置基準に含まれる                                                                                                                                                                                                                       |
| 夜勤の可否                                   | 雇用して6か月経過、もしくは日本語能力試験N1またはN2合格であれば可能<br>介護福祉士の国家資格取得前：可能<br>介護福祉士の国家資格取得後：可能                                                                                                                                                           | 可能                                                                                                                                                                                                                                      |
| 同一法人内の<br>異動の可否                         | 介護福祉士の国家資格取得前：原則、不可<br>介護福祉士の国家資格取得後：可能                                                                                                                                                                                                | 可能                                                                                                                                                                                                                                      |
| 介護職種での<br>転職の可否                         | 介護福祉士の国家資格取得前：原則、不可<br>介護福祉士の国家資格取得後：可能（ただし、在留資格変更の許可が必要）                                                                                                                                                                              | 可能                                                                                                                                                                                                                                      |

注「社会福祉士及び介護福祉士法」の改定により、平成29年度（第30回）から、養成施設ルートが介護福祉士国家試験の受験資格となり、養成施設を令和8年しなくても、または、合格しなくても、介護福祉士になることができます。この間に国家試験に合格するか、卒業後5年間続けて介護等の業務に従事することで、5



| 技能実習                                                                                                                                                               | 技能実習制度を活用した外国人(技能実習生)の雇用 |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------|
| 日本から相手国への技能移転（国際貢献）                                                                                                                                                |                          |
| 制限なし                                                                                                                                                               |                          |
| 1年目：「技能実習1号」<br>2～3年目：「技能実習2号」<br>4～5年目：「技能実習3号」                                                                                                                   |                          |
| 技能実習1号：最長1年<br>技能実習2号（技能実習評価試験の合格後1号から移行）：最長2年<br>技能実習3号（技能実習評価試験の合格後2号から移行）：最長2年<br>合計 最長5年（優良な監理団体及び実習実施者の場合）                                                    |                          |
| 家族（配偶者・子ども）の帯同は不可                                                                                                                                                  |                          |
| <b>入国時：</b><br>日本語能力試験N3程度が望ましい水準、N4程度が要件<br><b>入国から1年後（2号移行時）：</b><br>N3程度が要件<br>※1年後にN3程度に満たない場合は、当面、雇用されている事業所で介護の技能の習熟のために必要な日本語を学ぶことなどを条件に、引き続き3年目まで在留することが可能 |                          |
| <b>団体監理型の場合：</b><br>外国において「同等業務従事経験」があること、又は技能実習に従事することを必要とする特別な事情があること<br><b>企業単独型の場合：</b><br>受け入れる事業所と密接な関係のある外国の機関の事業所の職員であること                                  |                          |
| なし（任意）<br>※介護福祉士の国家資格を取得すれば、在留資格「介護」に変更することが可能                                                                                                                     |                          |
| 団体監理型：各監理団体<br>企業単独型：各企業                                                                                                                                           |                          |
| 訪問系サービス以外                                                                                                                                                          |                          |
| 日本語能力試験N2以上の場合は、雇用してすぐに配置基準に含められる。その他の場合は、雇用して6か月たてば、含められる                                                                                                         |                          |
| 条件※付きで可能<br>※技能実習生以外の介護職員を同時に配置することが求められるほか、業界ガイドラインにおいても技能実習生以外の介護職員と技能実習生の複数名で業務を行う旨を規定。また、夜勤業務等を行うのは2年目以降に限定する等の努力義務を業界ガイドラインに規定。                               |                          |
| 可能<br>ただし、技能実習計画上、技能等を修得するのに、その異動が必要と認められた場合に限る                                                                                                                    |                          |
| 原則、不可                                                                                                                                                              |                          |

| 特定技能                                                                                                                                       | 在留資格「特定技能1号」をもつ外国人の雇用 |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------|
| 人手不足対応のための一定の専門性・技能を有する外国人の受入                                                                                                              |                       |
| 制限なし                                                                                                                                       |                       |
| 「特定技能1号」                                                                                                                                   |                       |
| 最長5年                                                                                                                                       |                       |
| 家族（配偶者・子ども）の帯同は不可                                                                                                                          |                       |
| 入国前の試験等で下記の日本語能力水準を確認<br>・ある程度日常会話ができ、生活に支障がない程度の能力<br>・介護の現場で働く上で必要な日本語能力<br>※技能実習3年を修了した者又は介護福祉士養成施設を修了した者は、必要な日本語能力水準を満たしているものとし、試験等を免除 |                       |
| 入国前の試験等で下記の技能水準を確認<br>・受入業種で適切に働くために必要な水準<br>※技能実習3年を修了した者又は介護福祉士養成施設を修了した者は、必要な技能水準を満たしているものとし、試験等を免除                                     |                       |
| なし（任意）<br>※介護福祉士の国家資格を取得すれば、在留資格「介護」に変更することが可能                                                                                             |                       |
| 登録支援機関によるサポート                                                                                                                              |                       |
| 訪問系サービス以外                                                                                                                                  |                       |
| 雇用してすぐに、配置基準に含められる（ただし、6か月間受入施設におけるケアの安全性を確保するための体制が必要）                                                                                    |                       |
| 可能                                                                                                                                         |                       |
| 可能                                                                                                                                         |                       |
| 可能                                                                                                                                         |                       |

度末までに卒業する方は、卒業後5年の間は、国家試験を受験  
年経過後も介護福祉士の登録を継続することができます。

# 外国人介護人材受

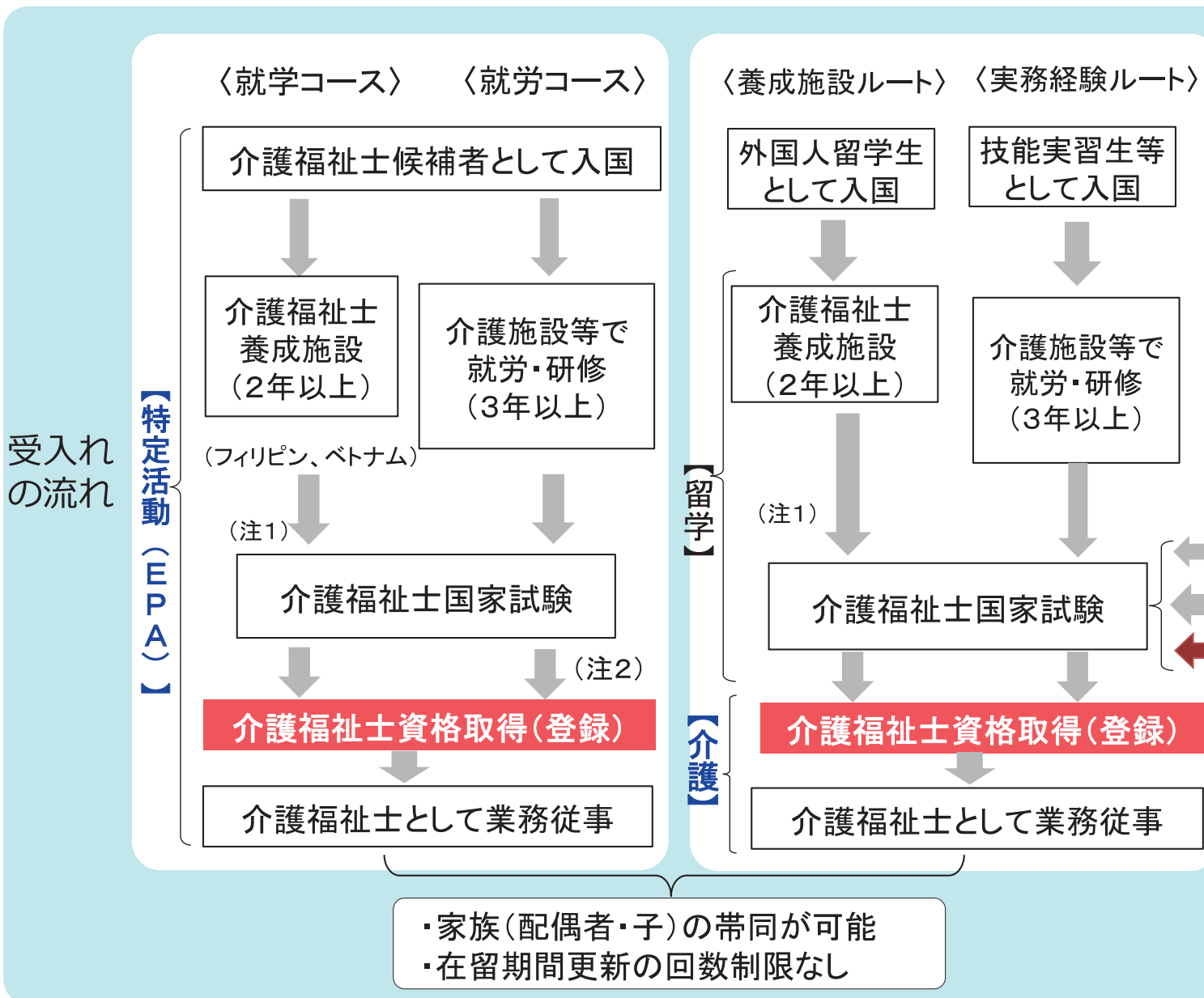
EPA（経済連携協定）  
（インドネシア・フィリピン  
・ベトナム）

在留資格「介護」  
（H29. 9 / 1 ~）

制度  
趣旨

二国間の経済連携の強化

専門的・技術的分野の  
外国人の受入



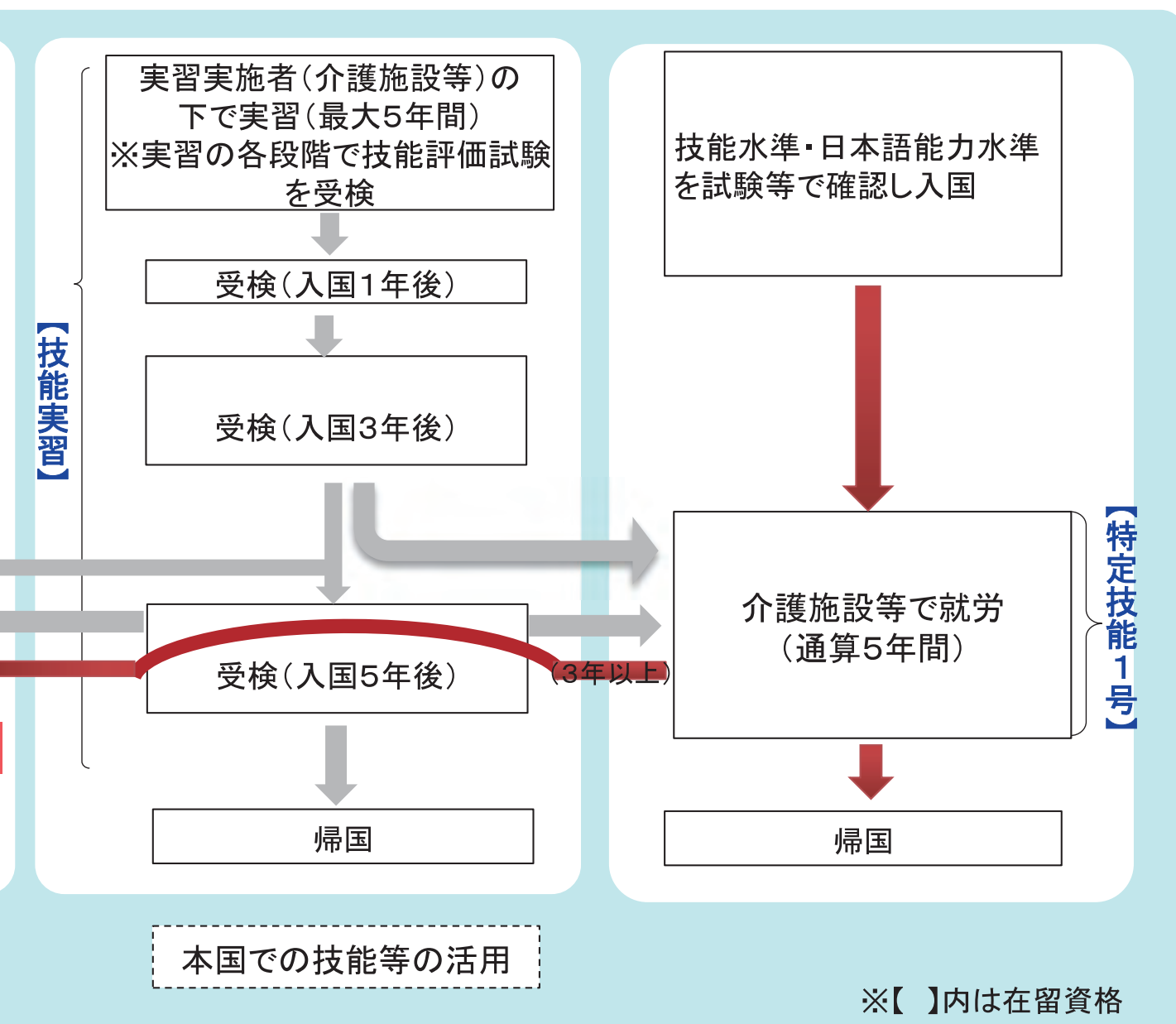
# 入の仕組み

技能実習  
(H29. 11/1～)

特定技能1号  
(H31. 4/1～)

本国への技能移転

人手不足対応のための一定の専門性・技能を有する外国人の受入



での卒業生には卒業後5年間の経過措置が設けられている。  
者については、「特定技能1号」への移行に当たり、技能試験及び日本語試験等を免除。

## 介護施設の給食センターでの勤務について

介護施設内であっても、施設利用者への給食調理や配食サービスなど専ら給食調理に従事することは介護業務には該当しません。

福祉施設内の給食部門にて給食調理に従事する場合は、技能実習の「医療・福祉施設給食製造職種（医療・福祉施設給食製造作業）」や、特定技能「外食業」での就労が検討できます。

判断に迷われた場合は、福岡県外国人材受入企業相談窓口へご相談ください。

### ■ 福岡県では外国人介護人材受入のための補助金制度があります。

内容や条件を確認いただき、人材の受入にぜひご活用ください。

「福岡県外国人介護人材受入施設等環境整備事業費補助金」

外国人介護職員が円滑に就労・定着できるようにすることを目的に、外国人介護職員を受け入れるための環境整備等の取組を行った事業所に対して、その取組に要した経費の一部を助成します。

※詳しくは福岡県 HP「外国人介護人材」をご確認ください。

<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/gaikokukaigo.html>



## 外国人材受入のヒント

### ⑫ 日本語検定へのチャレンジを応援しましょう。

『日本語能力試験』や『BJT ビジネス日本語能力テスト』など、日本語検定へのチャレンジを勧めることで本人の日本語習得を伸ばすこともできます。

受験料の補助や合格者には特別手当を出すなどの制度があれば、さらにやる気を引き出せるでしょう。外部からプロの日本語講師を招き、定期的に日本語講習を行う企業も多いです。

日本語検定を受験して合格しなかったとしても、減給やペナルティなどは行わず、次は合格できるよう、従業員全員で応援し続けてあげましょう。

- ・ 日本語能力試験（JLPT）

<https://www.jlpt.jp/>



- ・ BJT ビジネス日本語能力テスト

<https://www.kanken.or.jp/bjt/>



## 7 外国人関係相談窓口のご案内

福岡県では外国人材受入を希望する企業向けの窓口を設置しています。

窓口では相談対応や出張相談会等を実施していますので、当ガイドブックについてもっと詳しく聞きたいという方はご相談ください。

### 福岡県外国人材受入企業相談窓口

「福岡県 外国人材活用サポートページ」<https://hello.gyosei-fukuoka.or.jp/>



- 1 場所 福岡市博多区東公園2番31号 福岡県行政書士会館内
- 2 対応時間 平日午前10時から午後5時まで（土・日・祝日・年末年始を除く）
- 3 問合せ方法 センター窓口へ電話又はメールによる相談の受付
  - ・電話 **0120-86-2905（ハローフクオカ）**
  - ・FAX **092-631-0580**
  - ・メール **soudan01@gyosei-fukuoka.or.jp** ※メールでの相談については常時受付を行っています。

| 開催地区 | 日 時                                                              | 相談会場                                             | 共 催                      |
|------|------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------|--------------------------|
| 福 岡  | 毎月第1月曜日<br>16:30～18:30<br>(受付は18:00まで)<br>毎月第4土曜日<br>13:00～16:00 | アクロス福岡3階<br>FUKUOKA IS OPENセンター<br>福岡市中央区天神1-1-1 | (公財) 福岡県国際交流センター         |
| 北九州  | 毎月第2土曜日<br>13:00～16:00                                           | コムシティ3階<br>北九州市八幡西区黒崎3-15-3                      | (公財) 北九州国際交流協会           |
| 筑 豊  | 毎月第3火曜日<br>13:00～16:00                                           | 飯塚市役所5階北会議室<br>福岡県飯塚市新立岩5番5号                     | 飯塚市<br>(公財) 福岡県国際交流センター  |
| 筑 後  | 毎月第3土曜日<br>13:00～16:00                                           | くるめりあ六ツ門6階<br>福岡県久留米市六ツ門町3-11                    | 久留米市<br>(公財) 福岡県国際交流センター |

また、下記について、ご要望に応じて専門家が出張訪問いたします。

- ・外国人従業員を迎えるにあたっての心構え
- ・業種別の外国人雇用や定着に関するアドバイス
- ・外国人雇用に関する企業内セミナーの開催 など

### その他、外国人関係相談窓口

福岡県行政書士会無料相談会

<https://gyosei-fukuoka.or.jp/consult/foreign/>



| 日 時                    | 相談会場                                 | 相談会場当日連絡先    | 共 催                       |
|------------------------|--------------------------------------|--------------|---------------------------|
| 毎月第2日曜日<br>13:00～16:00 | 福岡市国際会館4階<br>福岡市博多区店屋町4-1<br>冷泉ハープビル | 092-262-1799 | (公財)<br>福岡よかトピア<br>国際交流財団 |



## FUKUOKA IS OPEN センター

県や国等の外国人材に係る専門機関が連携し、在留外国人の方の就労、労働、住宅など生活における困りごとや在留資格等に関する相談を多言語でワンストップにて受け付けます。

### 1 場所（受付）

FUKUOKA IS OPEN センター総合受付窓口 福岡市中央区天神 1-1-1 アクロス福岡 3階

### 2 対応時間

月曜日～金曜日、第3日曜日、第4土曜日（年末年始、祝日を除く）午前 10 時から午後 5 時まで

### 3 相談方法、予約

窓口、オンライン、メール、電話（窓口は予約優先、オンラインは予約のみ）

・電話 **0120-279-906**

### 4 対応言語

日本語を含め 24 言語（英語、中国語、韓国語、ベトナム語、ネパール語、インドネシア語、タガログ語、ポルトガル語、タイ語、スペイン語、フランス語、ドイツ語、イタリア語、ロシア語、マレー語、ミャンマー語、クメール語、モンゴル語、シンハラ語、ヒンディー語、ベンガル語、ウクライナ語、ウルドゥー語）

### 5 FUKUOKA IS OPEN センターの専門機関

FUKUOKA IS OPEN センター総合受付窓口、福岡県留学生サポートセンター、福岡出入国在留管理局、福岡外国人雇用サービスセンター、福岡県弁護士会、福岡県行政書士会、福岡県社会保険労務士会、福岡法務局人権擁護部、日本貿易振興機構（ジェトロ）福岡貿易情報センター

## 福岡出入国在留管理局

### 【窓口でのお問合せ】

#### 1 場所 福岡市中央区舞鶴 3-5-25 福岡第一法務総合庁舎

#### 2 対応時間 平日午前 9 時から午後 4 時まで

#### 3 対応言語 日本語、英語、中国語（韓国語についても対応可能な場合があります。）

### 【個別事案の相談】電話のみ

就労・永住審査部門

（就労・永住審査担当） （特定技能担当）

**092-831-4139 092-831-4144**

外国人労働者の人材募集の仕方や雇用管理については、以下の相談窓口や資料をご活用ください。

## 福岡労働局ホームページ 「外国人の雇用」のページ

[https://jsite.mhlw.go.jp/fukuoka-roudoukyoku/hourei\\_seido\\_tetsuzuki/syokugyou\\_koyou/hourei\\_seido/taisaku\\_c01.html](https://jsite.mhlw.go.jp/fukuoka-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/syokugyou_koyou/hourei_seido/taisaku_c01.html)

⇒「福岡労働局」「外国人の雇用」で検索



## 福岡労働局「福岡外国人雇用サービスセンター」

外国人留学生や仕事をお探しの外国人のみなさまと、外国人の雇用を考えている企業のみなさまを支援する厚生労働省の機関（ハローワーク）です。

[https://jsite.mhlw.go.jp/fukuoka-roudoukyoku/hw/fuzoku\\_kikan/gaisen.html](https://jsite.mhlw.go.jp/fukuoka-roudoukyoku/hw/fuzoku_kikan/gaisen.html)



## 外国人雇用管理アドバイザー制度

### 1 外国人労働者の雇用管理の改善についての相談に係る指導・援助

外国人の採用を検討する事業主又は採用している事業主からの外国人労働者の雇用管理に関するご相談に、専門の社会保険労務士が事業所訪問により対応します。

希望される方は、福岡労働局ホームページ「外国人の雇用」ページから、「訪問依頼書」をダウンロードの上、職業安定部職業対策課へ電子メールによりご依頼ください。

- ・ 連絡先 福岡労働局職業安定部職業対策課雇用指導開発係
- ・ 電話番号 **092-434-9806**
- ・ メール **koyoushidou\_40@mhlw.go.jp**

### 2 外国人留学生等が就職する際の在留資格の変更に係る指導・援助

外国人求職者や外国人の採用を検討する事業主又は採用している事業主からの留学生等の在留資格の変更等に関するご相談に、専門の取次行政書士が対応します。

- ・ 配置先 福岡外国人雇用サービスセンター  
(福岡市中央区天神 1-4-2 エルガーラオフィス 12 階)
- ・ 電話番号 **092-716-8608 (直通)**
- ・ 相談日等 毎週火・木曜日 10 時 00 分 ~ 17 時 00 分

※ なお、予約制のため事前にお電話にて予約状況をご確認ください。

[https://jsite.mhlw.go.jp/fukuoka-roudoukyoku/hw/fuzoku\\_kikan/gaisen.html](https://jsite.mhlw.go.jp/fukuoka-roudoukyoku/hw/fuzoku_kikan/gaisen.html)



## 労働関係パンフレット

- ・ 「外国人雇用はルールを守って適正に（外国人を雇用する事業主の方へ）」（令和 6 年 6 月版）  
（厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク発行）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000603552.pdf>



- ・ 日本国内で就労する外国人の方へ「労働条件ハンドブック」  
（厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署発行）

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000056460.html>



日本語版のほか、英語、中国語、ネパール語、ベトナム語、スペイン語、タイ語、ミャンマー語、インドネシア語、タガログ語、ポルトガル語、韓国語、カンボジア語、モンゴル語版があります。

高度外国人材の受入を促進するため、高度外国人材に対しポイント制を活用した制度があり、高度外国人材として、入国・在留が認められた方については、次のような出入国管理上の優遇措置を受けることができます。

## ■ポイント評価の仕組み

### 【3 種類の活動】

高度外国人材の活動内容を、

1. 高度学術研究活動「高度専門職 1 号 (イ)」
2. 高度専門・技術活動「高度専門職 1 号 (ロ)」
3. 高度経営・管理活動「高度専門職 1 号 (ハ)」

の3つに分類し、それぞれの活動の特性に応じて、「学歴」、「職歴」、「年収」、「研究実績」などの項目ごとにポイントを設定し、本人の希望する活動に対応する類型について、ポイント計算による評価を行います。

### 【出入国在留管理上の優遇措置】

「高度専門職 1 号」の場合

1. 複合的な在留活動の許容
2. 在留期間「5年」の付与
3. 在留歴に係る永住許可要件の緩和
4. 配偶者の就労
5. 一定の条件の下での親の帯同
6. 一定の条件の下での家事使用人の帯同
7. 入国・在留手続の優先処理

「高度専門職 2 号」の場合

- a. 「高度専門職 1 号」の活動と併せてほぼ全ての就労資格の活動を行うことができる
- b. 在留期間が無期限となる
- c. 上記 3 から 6 までの優遇措置が受けられる

※「高度専門職 2 号」は「高度専門職 1 号」で 3 年以上活動を行っていた方が対象になります。

### 高度外国人材が行う3つの活動類型

#### 高度学術研究活動「高度専門職1号(イ)」

本邦の公私の機関との契約に基づいて行う研究、研究の指導又は教育をする活動



#### 高度専門・技術活動「高度専門職1号(ロ)」

本邦の公私の機関との契約に基づいて行う自然科学又は人文科学の分野に属する知識又は技術を要する業務に従事する活動



#### 高度経営・管理活動「高度専門職1号(ハ)」

本邦の公私の機関において事業の経営を行い又は管理に従事する活動



※出入国在留管理局 HP より

高度外国人材ポイント制について詳しくは出入国在留管理庁 HP をご参照下さい。

[https://www.moj.go.jp/isa/publications/materials/newimmiact\\_3\\_index.html](https://www.moj.go.jp/isa/publications/materials/newimmiact_3_index.html)



# 《ポイント計算表》

| 高度学術研究分野              |                                                                                              |  |                | 高度専門・技術分野                |  |                                                     |                        | 高度経営・管理分野 |                            |    |  |
|-----------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------|--|----------------|--------------------------|--|-----------------------------------------------------|------------------------|-----------|----------------------------|----|--|
| 学 歴                   | 博士号(専門職に係る学位を除く。)取得者                                                                         |  |                | 30                       |  | 博士号又は修士号取得者(注7)                                     |                        |           | 20                         |    |  |
|                       | 修士号(専門職に係る博士を含む。)取得者                                                                         |  | 20             | 修士号(専門職に係る博士を含む。)取得者(注7) |  | 20                                                  |                        |           |                            |    |  |
|                       | 大学を卒業し又はこれと同等以上の教育を受けた者(博士号又は修士号取得者を除く。)                                                     |  |                |                          |  |                                                     |                        |           |                            | 10 |  |
|                       | 複数の分野において、博士号、修士号又は専門職学位を複数有している者                                                            |  |                |                          |  |                                                     |                        |           |                            | 5  |  |
| 職 歴<br>(実務経験)<br>(注1) |                                                                                              |  |                | 10年～                     |  | 20                                                  | 10年～                   |           | 25                         |    |  |
|                       | 7年～                                                                                          |  | 15             | 7年～                      |  | 15                                                  | 7年～                    |           | 20                         |    |  |
|                       | 5年～                                                                                          |  | 10             | 5年～                      |  | 10                                                  | 5年～                    |           | 15                         |    |  |
|                       | 3年～                                                                                          |  | 5              | 3年～                      |  | 5                                                   | 3年～                    |           | 10                         |    |  |
| 年 収<br>(注2)           | 年齢区分に応じ、ポイントが付与される年収の下限を異なるものとする。詳細は②参照                                                      |  |                | 40<br>30<br>10           |  | 3,000万～<br>2,500万～<br>2,000万～<br>1,500万～<br>1,000万～ |                        |           | 50<br>40<br>30<br>20<br>10 |    |  |
|                       | ～29歳                                                                                         |  | 15             | ～29歳                     |  | 15                                                  |                        |           |                            |    |  |
| 年 齢                   | ～34歳                                                                                         |  | 10             | ～34歳                     |  | 10                                                  |                        |           |                            |    |  |
|                       | ～39歳                                                                                         |  | 5              | ～39歳                     |  | 5                                                   |                        |           |                            |    |  |
| ボーナス①<br>〔研究実績〕       | 詳細は③参照                                                                                       |  | 25<br>15<br>20 | 詳細は③参照                   |  | 15                                                  |                        |           |                            |    |  |
| ボーナス②<br>〔地位〕         |                                                                                              |  |                |                          |  |                                                     | 代表取締役、代表執行役<br>取締役、執行役 |           | 10<br>5                    |    |  |
| ボーナス③                 |                                                                                              |  |                | 職務に関連する日本の国家資格の保有(1つ5点)  |  | 10                                                  |                        |           |                            |    |  |
| ボーナス④                 | イノベーションを促進するための支援措置(法務大臣が告示で定めるもの)を受けている機関における就労(注3)                                         |  |                |                          |  |                                                     |                        |           |                            | 10 |  |
| ボーナス⑤                 | 試験研究費等比率が3%超の中小企業における就労                                                                      |  |                |                          |  |                                                     |                        |           |                            | 5  |  |
| ボーナス⑥                 | 職務に関連する外国の資格等                                                                                |  |                |                          |  |                                                     |                        |           |                            | 5  |  |
| ボーナス⑦                 | 本邦の高等教育機関において学位を取得                                                                           |  |                |                          |  |                                                     |                        |           |                            | 10 |  |
| ボーナス⑧                 | 日本語能力試験N1取得者(注4)又は外国の大学において日本語を専攻して卒業した者                                                     |  |                |                          |  |                                                     |                        |           |                            | 15 |  |
| ボーナス⑨                 | 日本語能力試験N2取得者(注5)(ボーナス⑦又は⑧のポイントを獲得したものを除く。)                                                   |  |                |                          |  |                                                     |                        |           |                            | 10 |  |
| ボーナス⑩                 | 成長分野における先端的事業に従事する者(法務大臣が認める事業に限る。)                                                          |  |                |                          |  |                                                     |                        |           |                            | 10 |  |
| ボーナス⑪                 | 法務大臣が告示で定める大学を卒業した者                                                                          |  |                |                          |  |                                                     |                        |           |                            | 10 |  |
| ボーナス⑫                 | 法務大臣が告示で定める研修を修了した者(注6)                                                                      |  |                |                          |  |                                                     |                        |           |                            | 5  |  |
| ボーナス⑬                 |                                                                                              |  |                |                          |  |                                                     | 経営する事業に1億円以上の投資を行っている者 |           | 5                          |    |  |
| ボーナス⑭                 |                                                                                              |  |                | 投資運用業等に係る業務に従事           |  |                                                     |                        |           | 10                         |    |  |
| ボーナス⑮                 | 産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成を図るため、地方公共団体における高度人材外国人の受入れを促進するための支援措置(法務大臣が認めるもの)を受けている機関における就労 |  |                |                          |  |                                                     |                        |           |                            | 10 |  |
| 合格点<br>70             |                                                                                              |  |                |                          |  |                                                     |                        |           |                            |    |  |

| ①最低年収基準                                             |
|-----------------------------------------------------|
| 高度専門・技術分野及び高度経営・管理分野においては、 <u>年収300万円以上であることが必要</u> |

| ②年収配点表 |      |      |      |      |
|--------|------|------|------|------|
|        | ～29歳 | ～34歳 | ～39歳 | 40歳～ |
| 1,000万 | 40   | 40   | 40   | 40   |
| 900万   | 35   | 35   | 35   | 35   |
| 800万   | 30   | 30   | 30   | 30   |
| 700万   | 25   | 25   | 25   | —    |
| 600万   | 20   | 20   | 20   | —    |
| 500万   | 15   | 15   | —    | —    |
| 400万   | 10   | —    | —    | —    |

| ③研究実績                                                                                           |         |           |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------|---------|-----------|
|                                                                                                 | 高度学研究分野 | 高度専門・技術分野 |
| 特許の発明 1件～                                                                                       | 20      | 15        |
| 入国前に公的機関からグラントを受けた研究に従事した実績 3件～                                                                 | 20      | 15        |
| 研究論文の実績については、我が国の国の機関において利用されている学術論文データベースに登録されている学術雑誌に掲載されている論文(申請人が責任著者であるものに限る。) 3本～         | 20      | 15        |
| ※ 上記の項目以外で、上記項目におけるものと同等の研究実績があると申請人がアピールする場合(著名な賞の受賞歴等)、関係行政機関の長の意見を聴いた上で法務大臣が個別にポイントの付与の適否を判断 | 20      | 15        |

※高度学研究分野については、2つ以上に該当する場合には25点

(注1) 従事しようとする業務に係る実務経験に限る  
(注2) ※1 主たる受入機関から受ける報酬の年額  
※2 海外の機関からの転勤の場合には、当該機関から受ける報酬の年額を算入  
※3 賞与(ボーナス)も年収に含まれる(注3) 就労する機関が中小企業である場合には、別途10点の加点  
(注4) 同等以上の能力を試験(例えば、BJTビジネス日本語能力テスト)における480点以上の得点により認められている者を含む  
(注5) 同等以上の能力を試験(例えば、BJTビジネス日本語能力テスト)における400点以上の得点により認められている者を含む  
(注6) 本邦の高等教育機関における研修については、ボーナス⑦のポイントを獲得した者を除く  
(注7) 経営管理に関する専門職学位(MBA、MOT)を有している場合には、別途5点の加点

※出入国在留管理庁 HP より



**貸与型奨学金により学費等の経費を支弁しようとする留学生（留学希望者を含む。以下同じ。）及び当該留学生の受入を予定している教育機関のみなさまへ**

本邦に在留する期間中の生活に要する費用（学費・生活費）を貸与型奨学金（都道府県等が実施主体となる修学資金等貸付制度を除く。）により支弁しようとする留学生及び当該留学生の受入を検討されている教育機関におかれましては、当該奨学金の貸与条件等に関し、適正な出入国管理を行う観点から、以下の点に御留意いただくようお願いします。

### 1 貸与条件

留学生としての本来活動の継続が困難とならないよう、貸与を受ける留学生が以下に該当する場合を除き、原則として、在学中にその貸与を終了する条件が付されていないこと。

例えば、奨学金の貸付の際に指定された稼働先（アルバイト先）を辞職した場合に貸与を途中で終了することを条件とすることは認められません。

- （１）退学したとき。
- （２）心身の故障のため修学を継続する見込みがなくなると認められるとき。
- （３）学業成績が著しく不良となったと認められるとき。
- （４）奨学金の貸与を受けることを辞退したとき。
- （５）死亡したとき。
- （６）その他奨学金を貸与することが適当でないと認められるとき。

### 2 返済条件

- （１）在学中の返済が求められていないこと

留学生は我が国において勉強に従事するために入国・在留が認められているものですので、在学中の返済は、留学生としての本来活動に支障が出るおそれがあることから、原則として認められません。

なお、入国後、例えば長期休業期間等で資格外活動による収入が多い月に、留学生本人の希望により、生活に支障のない範囲内で繰上返済を行うことは差し支えありませんが、貸与した法人により繰上返済が強要されることは認められません。

- （２）貸与額の残額を一括で返済する等の条件が設けられていないこと

奨学金の貸与を受ける場合、留学生が貸与額を一括で返済できる資産を有しているとは通常考え難いことから、次のような場合に一括で返済する又は違約金を徴収する等の条件が付されているものは認められません。

- ア 貸与を途中で終了した場合
- イ 就労に係る在留資格への変更が認められなかった場合
- ウ 卒業後に奨学金を貸与した機関等の特定の機関で就労しない場合
- エ 返済期間中に特定の機関を辞職する場合

また、奨学金の貸与を受ける留学生が奨学金の返済期間の途中で本国へ帰国する場合に、本邦に引き続き在留する場合よりも高額な返済が求められることは適当ではありません。

なお、特定の機関において一定期間就労した場合に、就労期間に応じてその返済の一部又は全部を免除することは差し支えありません。

- （３）返済額が、就職後に得られるであろう収入からみて生活に支障のない範囲内であること

例えば、月当たりの返済額が手取りの約１割以内であれば、一般的には生活に支障のない範囲内と考えられます。

なお、収入が多い月などに留学生本人の希望により繰上返済を行うことは差し支えありませんが、貸与した法人により繰上返済が強要されることは認められません。



### 3 その他

- (1) 奨学金の貸与を受ける留学生が奨学金の貸与条件及び返済条件を理解していること。
  - (2) 奨学金貸与期間中の資格外活動許可に基づく稼働（アルバイト）先及び教育機関卒業後の就労先があらかじめ決められている場合には、奨学金の貸与を受ける留学生がその労働条件を理解していること。
  - (3) 本邦に在留する期間中の生活に要する費用（学費・生活費）のすべてを奨学金（注）により支払う場合を除き、奨学金以外の方法により支払うこととなる費用について、現に有する預貯金等により支弁可能であると確認できること。
- （注）貸与型・給付型を問わない。

### 4 在留資格認定証明書交付申請における経費支弁に係る提出資料

貸与型奨学金により学費等を支弁しようとする場合には、在留資格認定証明書交付申請において、現に有する預貯金等の資料に加えて、以下の提出が求められます。

また、在留期間更新許可申請においても提出が求められる場合があります。

- (1) 奨学金の貸与条件及び返済条件を規定している資料（奨学金貸与規程等）
- (2) 奨学金の貸与に係る契約書の写し（貸与を受ける留学生が自筆で署名したもの）
- (3) 奨学金の支給回数等具体的な貸与方法を説明した資料（貸与する法人から授業料として直接教育機関へ年2回支給、貸与する法人から留学生の銀行口座へ毎月支給等）
- (4) 奨学金貸与期間中の資格外活動先があらかじめ決められている場合には、留学生が稼働することとなった場合の勤務時間や給与等の雇用条件が分かる資料及び留学生が当該条件について理解している旨を申告する資料（留学生が自筆で署名したもの）
- (5) 奨学金を貸与する法人の登記事項証明書（全部事項証明書）及び直近の決算書（損益計算書、貸借対照表）
- (6) 教育機関卒業後の就労先があらかじめ決められている場合には、当該雇用条件が留学生と同等の経歴を持つ者が稼働する場合の雇用条件と同等であることを説明する資料（例えば、就業規則の写し等）及び留学生が当該条件について理解している旨を申告する資料（留学生が自筆で署名したもの）

※ 貸与型奨学金以外に係る資料については、留学生は受入れ先の教育機関へ御確認のうえ、御提出ください。  
また、教育機関におかれましては、各地方入国管理局の案内に沿って御提出ください。

※ 審査の過程において、上記以外の資料を求める場合もありますので、あらかじめ御承知おきください。

※ 登記事項証明書は、法務局のホームページからオンラインによる交付請求を行うことができます。

[http://houmukyoku.moj.go.jp/homu/static/online\\_syousei\\_annai.html](http://houmukyoku.moj.go.jp/homu/static/online_syousei_annai.html)

（参考）労働関係法令との関係

(1) 在学期間中の資格外活動許可に基づく稼働（アルバイト）先や教育機関卒業後の就職先をあらかじめ決められていることを条件に、奨学金の貸与を受けることについては、直ちに労働契約法及び労働基準法に抵触するとは言えませんので、奨学金の貸与・返済条件が上記1及び2に合致するものであり、奨学金の貸与を受ける留学生が、上記3（2）のとおり、労働条件について理解し、了承しているのであれば、在留資格「留学」に係る入国・在留審査においては差し支えないこととして取り扱います。

(2) 労働することを条件として貸与される奨学金の返済方法として、使用者が留学生の給与から一方的な天引きを行う場合には、労働基準法第17条に抵触することに御留意ください。

なお、留学生が自らの意思により天引きを希望する場合には同条には抵触しませんが、そのような形式がとられている場合であっても、実質的にみて使用者の強制によるものと認められる場合には、同条に抵触することとなります。

※ 詳細につきましては、管轄の労働基準監督署へお問い合わせください。

留学生への奨学金貸与に関する留意点については出入国在留管理庁 HP をご参照ください。  
[https://www.moj.go.jp/isa/publications/materials/nyuukokukanri07\\_00155.html](https://www.moj.go.jp/isa/publications/materials/nyuukokukanri07_00155.html)



「指定書」について、主なものとして下記のような内容があります。

### 【特定技能 1 号】

出入国管理及び難民認定法別表第 1 の 2 の表の特定技能の項の下欄第 1 号の規定に基づき、同号に定める活動を行うことのできる本邦の公私の機関及び特定産業分野を次のとおり指定します。

- ・ 本邦の公私の機関  
氏名又は名称 ○○○株式会社  
所在地 ○○県○○市○○町○丁目○番○号
- ・ 特定産業分野 ○○○○分野
- ・ 従事する業務区分  
○○○（指導者の指示を受けながら、○○○、○○○に係る作業等に従事）とする。

### 【○○○○○避難民】

出入国管理及び難民認定法別表第 1 の 5 の表の下欄の規定に基づき上記の者が本邦で行うことができる活動を次のとおり指定します。

国籍の属する国又は常居所を有していた国において生じた特別な事業により当分の間本邦に在留する者が本邦の公私の機関に雇用されて行う報酬を受ける活動（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 1 項に規定する風俗営業、同条第 6 項に規定する店舗型性風俗特殊営業若しくは同条第 11 項に規定する特定遊興飲食店営業が営まれている営業所において行う報酬を受ける活動又は同条第 7 項に規定する無店舗型性風俗特殊営業、同条第 8 項に規定する映像送信型性風俗特殊営業、同条第 9 項に規定する店舗型電話異性紹介営業若しくは同条第 10 項に規定する無店舗型電話異性紹介営業に従事して行う報酬を受ける活動を除く。）

### 【就職活動者】

出入国管理及び難民認定法別表第1の5の表の下欄の規定に基づき上記の者が本邦で行うことができる活動を次のとおり指定します。

就職活動及び当該活動に伴う日常的な活動（収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動を除く。）

### 【内定者】

出入国管理及び難民認定法別表第1の5の表の下欄の規定に基づき上記の者が本邦で行うことができる活動を次のとおり指定します。

〇〇〇株式会社に令和〇年〇月〇日から雇用されることとなっている者が同日までの間に行う日常的な活動（収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動を除く。）

### 【外国人建設就労者】

出入国管理及び難民認定法別表第1の5の表の下欄の規定に基づき上記の者が本邦で行うことができる活動を次のとおり指定します。

次の機関が策定し、国土交通大臣が認定した適正監理計画（外国人建設就労者受入事業に関する告示（平成26年国土交通省告示第822号）にいう適正監理計画をいう。）に基づき、当該機関との雇用契約に基づいて建設業務に従事する活動

機関名：〇〇〇株式会社

（本店所在地：〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号

### 【高度専門職 1 号○】

出入国管理及び難民認定法別表第 1 の 2 の表の高度専門職の項の下欄第 1 号の規定に基づき、同号○に定める活動を行うことのできる本邦の公私の機関を次のとおり指定します。

機関名

○○○株式会社

本店所在地

○○県○○市○町○丁目○番○号

### 【本邦大学等卒業者】

出入国管理及び難民認定法別表第 1 の 5 の表の下欄の規定に基づき上記の者が本邦で行うことができる活動を次のとおり指定します。

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の規定に基づき同法別表第一の五の表の下欄に掲げる活動を定める件（平成二年法務省告示第百三十一号）の別表第十一に掲げる要件のいずれにも該当する者が、下記の機関との契約に基づいて、当該機関の常勤の職員として行う当該機関の業務に従事する活動（日本語を用いた円滑な意思疎通を要する業務に従事するものを含み、風俗営業活動（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号）第二条第一項に規定する風俗営業、同条第六項に規定する店舗型性風俗特殊営業若しくは同条第十一項に規定する特定遊興飲食店営業が営まれている営業所において行うもの又は同条第七項に規定する無店舗型性風俗特殊営業、同条第八項に規定する映像送信型性風俗特殊営業、同条第九項に規定する店舗型電話異性紹介営業若しくは同条第十項に規定する無店舗型電話異性紹介営業に従事するものをいう。）及び法律上資格を有する者が行うこととされている業務に従事するものを除く。）

機 関 名：○○○株式会社

本店所在地：○○県○○市○○町○丁目○番○号

### 【難民認定申請者】

出入国管理及び難民認定法別表第 1 の 5 の表の下欄の規定に基づき上記の者が本邦で行うことができる活動を次のとおり指定します。

本邦に在留し難民認定申請又は審査請求を行っている者が行う日常的な活動（収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動を除く。）

### 【ワーキング・ホリデー】

出入国管理及び難民認定法別表第 1 の 5 の表の下欄の規定に基づき上記の者が本邦で行うことができる活動を次のとおり指定します。

下記に掲げる者が、日本文化及び日本国における一般的な生活様式を理解するため本邦において一定期間の休暇を過ごす活動並びに当該活動を行うために必要な旅行資金を補うため必要な範囲内の報酬を受ける活動（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 1 項に規定する風俗営業、同条第 6 項に規定する店舗型性風俗特殊営業若しくは同条第 11 項に規定する特定遊興飲食店営業が営まれている営業所において行うもの又は同条第 7 項に規定する無店舗型性風俗特殊営業、同条第 8 項に規定する映像送信型性風俗特殊営業、同条第 9 項に規定する店舗型電話異性紹介営業若しくは同条第 10 項に規定する無店舗型電話異性紹介営業に従事するものを除く。）

#### 記

- 1 ワーキング・ホリデーに関する日本国政府の口上書、指定又は協力覚書の規定の適用を受ける者
- 2 特定活動の在留資格に関する告示の別表三に掲げる用件のいずれにも該当するものとして日本国領事官等の査証の発給を受けた者



